

令和 4 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 3 月 3 日 開会

令和 4 年 3 月 1 5 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和4年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月3日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
紺野榮重君	14
紺野則夫君	32
佐々木茂君	34
武藤晴男君	50
吉田邦弘君	59
散会の宣告	64

第 2 号（3月4日）

議事日程	65
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した者の職氏名	67
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
請願・陳情の付託	69
議案第4号から諮問第1号の一括上程、説明	69
延会について	116

延会の宣告	1 1 6
-------	-------

第 3 号 (3月14日)

議事日程	1 1 7
出席議員	1 1 9
欠席議員	1 1 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 9
職務のため出席した者の職氏名	1 1 9
開議の宣告	1 2 1
議事日程の報告	1 2 1
議案第4号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第5号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第6号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第7号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第8号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第9号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第10号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第11号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第12号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第13号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第14号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第15号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第16号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第17号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第18号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第19号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第20号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第21号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第22号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第23号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第24号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第25号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第26号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第27号の質疑、討論、採決	1 3 4
議案第28号の質疑、討論、採決	1 3 4
延会の宣告	1 5 8

第 4 号 (3月15日)

議事日程	1 5 9
出席議員	1 6 1
欠席議員	1 6 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 1
職務のため出席した者の職氏名	1 6 1
開議の宣告	1 6 3
議事日程の報告	1 6 3
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	1 6 8
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	1 6 8
諮問第 1 号の質疑、採決	1 6 9
同意第 1 号の質疑、採決	1 6 9
請願・陳情審査報告	1 7 0
請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 0
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 1
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 7 2
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	1 7 5
町長挨拶	1 7 6
閉会の宣告	1 7 7

浪江町告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 4 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 3 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 4 年 3 月 3 日（木） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	平 本 佳 司 君	14 番	佐々木 勇 治 君
15 番	山 崎 博 文 君	16 番	紺 野 榮 重 君

不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 3 月 3 日（木曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
７番	紺 野 則 夫 君	８番	佐々木 茂 君
９番	山 本 幸一郎 君	１０番	高 野 武 君
１１番	渡 邊 泰 彦 君	１２番	松 田 孝 司 君
１３番	平 本 佳 司 君	１４番	佐々木 勇 治 君
１５番	山 崎 博 文 君	１６番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副	町 佐 藤 良 樹 君
副	町 小 林 弘 典 君	教	育 笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君	総 務 課	横 山 長 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	掃部関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 長厚志君
吉田 厚志君
鎌田 記典太朗君
次長 兼中 係野 長夕華子君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和４年浪江町議会３月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。

〔黙禱〕

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和４年浪江町議会３月定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、10番、高野武君、11番、渡邊泰彦君、12番、松田孝司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から15日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの13日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。3日、4日、14日及び15日を本会議とし、5日から13日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和4年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、東日本大震災から、間もなく11年が経過しようとしております。

1月末現在の町内の居住人口は、1,130世帯、1,811人になっており、前年同期から141世帯、232人増えており、徐々にではありますが、町内で暮らしを再開する方は増えて続けております。

先般公表されました住民意向調査においては、「すでに浪江町に戻っている」と答えた方々と「戻りたいと考えている」と答えた方々の割合が21.0%、前年の調査に比べ2.1%増加する結果となりました。また、「判断がつかないと」答えた方が24.9%となっており、その要因として、「医療・介護の復旧時期のめど」や「商業やサービス業などの施設の復旧時期のめど」など生活環境に関するニ

ーズが挙げられており、来年度開所するふれあいセンター等の生活環境の整備を進めるなど、浪江町に安心して戻ることができるよう取り組んでまいります。

続きまして、今定例会に上程させていただく令和4年度当初予算について、その一端を述べさせていただきます。

来る令和4年度は、東日本大震災及び原発事故から12年目、一部避難指示解除から6年目、浪江町復興計画【第三次】及び政府が定める「第2期復興・創生期間」の2年目となり、令和5年春には特定復興再生拠点区域の避難指示解除を控えるなど新たな局面に入ります。

一般会計当初予算は、復興計画【第三次】に掲げられた各施策を推進するとともに、「持続可能なまちづくり」に向けた取組に重きを置いた予算編成を行い、前年度と比較して34.2%の増となる総額328億3,200万円となりました。

歳入につきましては、安定的な財政運営に必要な自主財源として、町税等の確保に努めました。一方、地方交付税は、復旧・復興事業の増に伴い、前年度比24.9%の増となり、引き続き、自主財源、一般財源の確保が求められる厳しい財政状況となっております。

そういった中ではありますが、福島再生加速化交付金などの復興財源を最大限に活用しつつ、過疎債等の有利な町債の発行や、浪江町復旧・復興基金等の取崩しにより、予算編成を行いました。

歳出につきましては、浪江駅周辺を核とした中心市街地の整備を進めるための事業、農林水産業の再興のため、育苗施設や復興牧場などの農業施設、新規就農や農業再開を支援する各種補助制度に関する費用を計上しております。

新たな産業の創出のため、産業団地の整備に加え、企業誘致を推進する費用を計上しております。また、ゼロカーボンシティ実現に向け、マスタープランの策定、水素エネルギーの普及・拡大に向けた補助等も進めてまいります。

「住んでいたいまち 住んでみたいまち」を目指し、子育て世帯への支援や、移住・定住を推進する各種施策に取り組むとともに、供用を開始するふれあいセンター等の運営費用を計上いたしました。

帰還困難区域の再生に向けて、再生賃貸住宅の整備をはじめ、移動販売に係る経費、津島支所再開に向けた費用、準備宿泊に係る費用などを計上し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた準備を進めてまいります。

防災の強化としましては、室原地区への防災拠点整備や町内4か所の防災コミュニティセンターの運営に係る費用を計上いたしまし

た。

新型コロナウイルス感染症対策では、ワクチン接種や町内事業者への支援等の施策を進めてまいります。

浪江町をふるさととする方は何十万人といます。そういった方々が誇りに思える町、また世界中の方々に住んでみたいと思っただけの魅力のある町の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、議会及び町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

初めに、浪江町の復興加速に向けた協議会についてご報告いたします。

2月8日、石井原子力災害現地対策本部長、新妻復興副大臣の出席の下、東京と浪江をつなぐオンライン形式により開催いたしました。

ワーキンググループなどによるこれまでの成果を確認し、町からは議長と共に、帰還困難区域の再生、中心市街地の整備、国際教育研究拠点の整備などを要望いたしました。

引き続き、当協議会の枠組みを生かし、課題解決に取り組んでまいります。

次に、帰還困難区域を抱える町村の協議会の要望活動についてご報告いたします。

1月20日、「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」の会長として、復興大臣などに対し、「帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書」を提出し、昨年8月31日に示された帰還意向による避難指示解除を進めるに当たって、10年以上の避難生活を強いられている住民の思いに寄り添ってしっかりと進めること、帰還できない方についても生活支援等、早急に対応すること、復興・再生を実現するために今ある支援策を継続することについて要望しました。

今後も引き続き、議会とも連携をしながら、復興の加速化と浪江町全域の避難指示解除の実現のため、要望を重ねてまいります。

次に、「町長への手紙」についてご報告いたします。

昨年11月から始めた「町長への手紙」については、2月末時点で28通の手紙が届いており、数多くのご意見、ご要望を頂戴しているところです。

次年度以降も引き続き、町民の皆様からのご意見、ご要望を傾聴し、町政執行に生かしてまいります。

次に、内堀知事の来町についてご報告いたします。

2月8日、内堀知事が来町し、棚塩産業団地に立地している福島高度集成材製造センターを視察、その後、道の駅なみえにおいて現在の町の課題や復興状況について意見交換を行いました。

引き続き、県の関係部局と連携を密にしながら、町の復興を進めてまいります。

次に、浪江町防火促進事業についてご報告いたします。

当事業では、町内における防火促進のため、戸建て住宅居住者を対象に、令和3年10月下旬より消火器を順次配付しており、2月末時点で669世帯へお届けしました。引き続き、町内の防火促進に努めてまいります。

次に、国民健康保険等の一部負担金等の免除の継続についてご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が、旧避難指示区域等の上位所得世帯を除き、令和4年7月31日まで期間を延長することになり、2月下旬に対象者へ一部負担金等免除証明書を送付いたしました。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

12月31日現在、県営及び市町村営合わせ1,305世帯、2,275名の方が、町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、観光パンフレット「じゃらん なみえ」の発刊についてご報告いたします。

町の観光PRと交流人口の拡大を目的として製作を進めてまいりました観光パンフレット「じゃらん なみえ」が1月18日に完成し、関係機関のご協力の下、首都圏の観光PR施設をはじめ、県内の高速道路のサービスエリアや道の駅、南仙台から浪江までのセブンイレブン140店舗など、県内外およそ300か所の施設に配置いただき、町のPRに努めたところであります。

製作に当たりましては、商工会長を筆頭とする町内で観光集客の取組を行っている町民などで構成する「おもてなし委員会」の協力により編集を行いました。

初版2万部を製作したところでありますが、好評を博し、既に在庫が僅かな状況となっているところであります。

今後も観光のPR、町内の交流人口拡大に向けた取組を積極的に推進し、町内の経済発展と定住人口の増加につなげてまいります。

次に、企業誘致の取組についてご報告いたします。

南産業団地の立地第1号企業として協定を締結しておりました曾

澤高圧コンクリート株式会社の工場建設の地鎮祭が1月14日に執り行われ、令和5年4月の操業開始に向けて着工いたしました。

また、北幾世橋の北産業団地の立地第1号として協定を締結しておりました株式会社バイオマスレジン福島の工場建設の地鎮祭が2月8日に執り行われ、令和4年11月の操業開始に向けて着工いたしました。

引き続き、町内への誘致をはじめ、立地企業のフォローアップなど総合的な支援を行い、町民の新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

次に、水素モビリティに関する取組についてご報告いたします。

令和4年1月より、オリンピックレガシー車両でもある、オリンピック・パラリンピックで使用されたミライを公用車として導入しました。

ゼロカーボンシティや脱ガソリン車の推進に向けて、普及啓発活動等にも活用してまいります。今後も、市販車両に限らず、実証研究開発段階の車両の利活用についても、トヨタ自動車様のご協力の下、積極的に検討してまいります。

あわせて、民間事業者による移動式水素ステーションの現場着工や、定置式水素ステーションの報道発表などもあり、町としても水素モビリティ普及拡大や充填環境の充実に向けて、しっかりと支援してまいります。

次に、新規就農者確保の取組についてご報告いたします。

12月12日、マイナビの主催により福島市で開催されました「ふくしま農業人フェア」に出展しました。

当日は70名ほどの農業に興味のある方々が来場し、浪江町ブースを訪れた方へ、温暖な気候、各種支援策が充実しているといった当町の魅力を伝え、新規就農者の確保に努めたところであります。

さらなる農業再生に向け、引き続き新規就農者を含めた担い手の確保に取り組んでまいります。

次に、農業に係る大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業の取組についてご報告いたします。

1月10日に、連携協定を締結している東京農業大学と共催で、シンポジウムと成果報告会を開催いたしました。

シンポジウムでは、株式会社舞台ファームの伊藤常務取締役より、「被災地の農業の取り組みと農業を担う若者への期待」と題してご講演いただきました。その後、農家の皆さんを交えたワークショップ形式も取り入れた成果報告会では、学生からの実際の農作業や地域の文化再生にもっと関わりたいという声に対し、農家からは受入

れに前向きな発言が出るなど、将来につながる有意義な機会となりました。

1月15日には、同じく連携協定を締結している東北大学とスマート農業セミナーを開催いたしました。

有機米の作付支援などを手がけている、有機米デザイン株式会社の中村取締役から、「自動抑草ロボットの開発」、「有機米の作付支援及び流通・販売」という2つの視点から、国内外における有機米の市場の現状や、今後の見通しについてご講演いただき、農家の皆様は熱心に耳を傾けていました。

国では、2050年までに、有機農業の耕地面積に占める取組面積を100万ヘクタールに拡大することを目指しており、町としても環境にやさしい農業に取り組む農業者の皆様の営農拡大、収益向上の取組に対し、支援してまいりたいと考えております。

令和4年度においても、「復興知」事業を活用し、人材育成や新たな農業へのチャレンジ、新規就農者の確保のみならず、地元農家と学生や農業に関心のある方を結びつけ、農業振興とともに地域活性化を図ってまいります。

次に、請戸漁港出初式についてご報告いたします。

1月2日、請戸漁港において、令和4年請戸漁港出初式が開催されました。

神事が執り行われた後、漁船14隻が沖合に出港し、漁業の安全と豊漁を祈願いたしました。

請戸漁港で水揚げされた新鮮な魚介類が、県内のみならず全国各地に流通し、町が確実に復興している姿を発信できるよう、町としても積極的なPRに取り組んでまいります。

次に、防災集団移転元地の活用についてご報告いたします。

防災集団移転促進事業により買取りを行いました宅地等のうち、未活用である54.6ヘクタールの土地を対象とした浪江町防災集団移転元地利活用方針を本年1月に策定いたしました。

今後は、この方針に沿って、防災集団移転元地の土地の利活用を積極的に推進してまいります。

次に、町道の開通についてご報告いたします。

2月1日、幾世橋地区において一里檀大町線として整備を進めていた町道が開通いたしました。この道路は、東日本大震災で被害を受けた上川原橋の復旧と、北幾世橋地区から幾世橋住宅団地、なみえ創成小学校・中学校及び高瀬地区などへの利便性の向上を目指し、新しいルートで整備を進めていた道路です。また、請戸川にかかる新しい橋を来福寺橋と命名いたしました。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

12月26日から28日にかけて、異文化体験学習を行いました。新型コロナウイルス感染症を鑑み、国内で開催することとなりました。

岩手県久慈市山形町の平庭山荘を会場とし、中学生5名が海外からの大学留学生と一緒に、英語を通じたゲームや屋外でのスノーシュー・トレッキングなど様々な体験活動を通し、英語でのコミュニケーションに親しみ、異文化への関心を高めました。

また、新年度入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を、小学校は1月26日に、中学校は2月16日に開催いたしました。

新年度からは、なみえ創成小学校28名、なみえ創成中学校12名の児童・生徒合わせて40名が通学する予定となっております。令和3年度から比較すると、小学校が6名、中学校が3名増えることとなります。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

1月8日、地域スポーツセンターにおいて、適切な新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、令和4年成人式を実施いたしました。

当日は晴天に恵まれ、新成人46名が参加し、ご来賓や保護者の方々が新成人の新たな門出を祝うとともに、ふるさとでの友人・恩師との再会を喜び合い旧交を温める姿、周囲の方々へ感謝する姿が見られ、成人になった自覚、決意を新たにしている様子がうかがえました。

次に、子育て支援関連についてご報告いたします。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響緩和策であります子育て世代への臨時特別給付金につきましては、2月28日現在で1,796名への支給が完了いたしました。

また、浪江にじいろこども園において、新年度入園される予定の家庭への説明会を2月22日に開催いたしました。新年度からは5名増となる32名が通園する予定となっております。

以上、12月定例会以降の取組についてご報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件が11件、町道の認定及び廃止案件が1件、契約の締結及び変更案件が4件、令和3年度補正予算案件が8件、令和4年度予算案件が11件、諮問が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は自席で行います。

通告された一般質問の中で同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときには、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可します。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 紺 野 榮 重 君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君の質問を許可します。

[16番 紺野榮重君登壇]

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重でございます。

一般質問の議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問方法は、一括質問方式であります。

質問の主な事項は、移住定住施策の件、ゼロカーボンシティの推進、農林水産業の復興について、それから町政懇談会について、帰還困難区域再生の件、浪江町協定について、国際教育研究拠点の件であります。よろしくお願いいたします。

今、世界を驚かせていることは、ロシアとウクライナが戦争状態にあることであります。当初は、国境付近で軍事演習と言われておりましたが、突如としてウクライナ全土を攻撃したことについては大変驚きました。武力行使による現状変更は許されないと世界から非難を浴びております。

ウクライナの状況がテレビで放映されておりますが、避難民87万人と言われております。早く戦争を停止してほしいというふうに思います。

私たちは、遠い東ヨーロッパの国の出来事では済まされません。台湾の問題、尖閣列島、北方4島の問題がある中で、自分の国は自分で守る、このことが大事であるというふうに思います。

これ以上、戦争被害が広がらないことと、戦争状態を終結してほ

しいと思います。

平成23年3月11日、国内観測史上最大規模の巨大地震とそれに伴う津波が発生、さらに原子力発電所事故の被害という未曾有の複合災害により、甚大な被害を受けました。

震災から11年となりました。ようやく復興が目に見えるようになってきました。これまでは「浪江町のこし」という目標に向かってやってきましたが、これからの10年は「持続可能なまちづくり」に向かって復興の方向性を定められました。

将来にわたって安心して豊かな生活を送れるよう計画的に復興を実現する、復興計画【第三次】が策定されました。この計画と町政懇談会、浪江町の現状を一般質問いたします。

基本構想の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間。基本計画は、社会情勢の変化に柔軟に対応するために、計画期間を前期と後期に区分し、それぞれ5年間とする。

将来の人口、令和17年に約8,000人の人口目標であります。移住定住の推進、平成29年3月に一部地域を除いて避難指示解除されましたが、住民意向調査によると、居住人口の回復は厳しい状況にあります。目標達成には、移住定住をできる限り推進しなければならないというふうに思います。現在の伸び方では達成が難しいのではないかと思います。町外からの移住者をどのように増やしていくかが鍵だと思います。

現在、移住者どのくらいおられるのか。移住者をどのようにして増やしていくのか伺います。

空き家、空き地バンク、町内での居住支援の状況を伺います。

移住定住に対してどのような支援をされているのか伺います。

次に、ゼロカーボンシティの推進であります。

道の駅なみえにおいては、水素、太陽光、風力発電設備等設置するとともに、C E M S 導入しスマートコミュニティを推進している。また、公用車として災害発生時の電源としてE V 自動車を導入しております。また、マルチ急速電源機の開発、再生エネルギーの地産地消を推進、町民の理解向上に努めております。町は国が推進する2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言しました。「ゼロカーボンシティを実現の為には町がひとつになって再生エネルギーや資源の効率的利用に積極的に取り組む必要がある。」と記されております。

今、世界の関心事として地球温暖化を防ぐため、C O P 26が開催されました。気温上昇1.5度Cに抑える目標の下、世界の指導者が協議しております。町長もゼロカーボンシティを宣言されました。

これは町民の方々にも理解していただいて、町民一体とならなければ成し得ないことと思います。

現在、浪江町として脱炭素どのように進められているか伺います。

今後の町としての進め方どうするか。また、町民に協力をお願いすることは何か伺います。

次に、農林水産業の復興について伺います。

先人から受け継いできた農村漁村の風景、なりわいを再生するという考えから町は力を入れていると思います。水稻、タマネギ、エゴマ、ナタネなど作付が進んでおり、令和2年度は水稻89ヘクタール、野菜・果樹類18ヘクタール、花卉7ヘクタール、その他の品目20ヘクタールであります。それでも再開率7%であります。切り花生産、花木も生産されております。トルコキキョウは東京オリンピック・パラリンピックに活用されました。浪江町のトルコキキョウが産地化されたことは、素晴らしいことと思います。

今年度の作付状況、来年度の計画を伺います。

新規就農の推進、農業法人の誘致とありますが、これまでの実績、推進するための支援体制を伺います。

「里山再生事業」、「ふくしま森林再生事業」の事業の違い、実績と今後の予定面積を伺います。住民懇談会で提案された植林、間伐等の事業を進められないか伺います。

特産品の開発支援や農林水産物の6次化の支援とありますが、現在6次化されている農産物は何か。今後どのように力を入れるのか伺います。

農業被害防止対策では、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ等は大分駆除されていると思いますが、サルの被害が多くなっております。対策を伺います。

町で推奨しているナタネ、収穫しても販売できない状況の対策を伺います。

現在は「農地保全」から「管理耕作」へと進められておりますが、なかなか米づくりから畑作への転換は難しい状況であります。震災前の面積をこなすには、米づくりをしながら畑作も増やしていくことが肝要だと思います。農業の課題、米は半年の仕事、あとの半年をどのようにつなぐかが復興の課題ではないかと思います。まずは農地への通水が必要不可欠であります。

高瀬川左岸幹線用水路に漏水があり、通水が一部困難な場所ができました。その後の復旧状況はどのようなになっているか伺います。

末森用水路から取水する田尻、川添、樋渡、牛渡、幾世橋地区、令和4年度当初に農業用水の供給が可能、令和4年度に作付できる

ということですが、このことを地域の方々に周知をされているのか伺います。

請戸頭首工は災害の被害があって通水できないのか。通水できる日はいつなのか伺います。

以前は人足というボランティアで地域をよくするための奉仕作業がありましたが、継続できない行政区がほとんどであります。それに代わる「多面的機能支払交付金事業」ができて非常に有効であるというふうに思います。

多面的機能支払交付金、今後さらに広げる方法を伺います。

権現堂近郊の農地が荒れて困っておりますが、保全管理ができない理由を伺います。

次に、町政懇談会の提案に対する質問をいたします。

「浪江町町政懇談会と室原、末森、津島拠点の事業進捗、拠点区域外の新たな政府方針に関する進め方」という表題で7地区において説明会が開催されました。

1年ぶりの懇談会は、町民にとって待ち望んでいた懇談会であったと思います。特に帰還困難の方々が、いまだに目標工程が示されないこと、やるせなさを訴えられておりました。特に拠点区域外の件は、真剣に意見を述べられ、また、意向確認、除染のやり方、避難指示解除の方法について質問があったと思います。

町への意見としては、介護施設、老人ホームの建設、行政区の見直し、建物解体後の土地の管理、カントリー2基、負の遺産にならないか。復興牧場建設による町、地元への還元はあるのか。ワクチン接種、なぜ津島診療所でできないのか。ふるさとカードの延長、医療費免除の延長、太陽光の町としての考え、学校の解体は住民の意見をよく聞くべきだとの意見がありました。

カントリーエレベーター2基、負の遺産にならないかというふうな質問には、私も心配するところであります。糶摺りだけでは有効利用ではありません。町としての考えを伺います。

高速道路無料化、医療費無料化の延長を求められましたが、町の対応と国・県の感触をお伺いします。

新聞で段階的に検証し、廃止する方向で、被災者、自治体と協議、2023年度から検討するというふうに新聞に記載されておりました。

津島小・中学校の解体の考えを伺います。

帰還困難区域の再生。

帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、全ての町民が生活できる環境の再生を目指すということであります。

復興拠点外の避難解除「2020年代に全員帰還へ、住民の帰還意向

を把握した上で、必要な場所を除染し避難指示を解除する」と提言されました。

令和5年解除に向けて、津島活性化センターを中心として整備が進められております。公営住宅10戸の建設、ほのぼの市の再生、トイレの改修工事も進められます。

福島県の中通りと浜通りの中間地点として、復興再生しなくてはならないというふうに思います。

国の大きな工程は示されたわけであります。2020年代に除染をして帰れるようにするという工程、時間が迫ってきておりますので、国、県、町、関係者一体となって進めなければならないと思います。

令和5年後の復興拠点はどうになるのか、町として復興拠点の拡大はどのような方針で臨むのかお伺いをいたします。

「2020年代希望する町民全員帰還」解除まで8年しかない。帰還意向確認はいつからかお伺いします。

除染開始はされるのはいつからか伺います。

除染終了はいつまでと計画されるか伺います。

次に、浪江町協定についてお伺いをいたします。

このところ浪江町は数多くの協定が締結されております。特に、2021年には6つの協定が結ばれております。

国立大学法人弘前大学と浪江町の連携。

浪江町とランカスター市と水素共同研究宣言。

2021年1月、住友商事株式会社、水素の利活用及びまちづくりに関する連携協定。

2021年2月、新しいモビリティを活用したまちづくりに関する連携協定、浜通り、自治体と全国8企業。

2021年3月、岡山県赤磐市（人口4万5,646人）と地域活性化包括連携協定。

2021年4月、浪江町と大阪府、大阪市との再エネルギーの活用、相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現目指し再生可能エネルギーの活用を通じた取組推進。

2021年、浪江駅周辺整備事業に関する連携協定を締結しました。

浪江町の居住人口1,800人の町として、これらの協定は負担にならないか心配します。

特にアメリカランカスター市との水素共同研究宣言は、人口15万人とのお付き合い。人口の格差、研究施設もあるわけでない浪江町、どのように進めていくのか伺います。

この協定を結ぶことに町民の理解も大事であります。この協定の目的と浪江町の役割をお伺いいたします。

岡山県赤磐市と地域活性化包括連携協定を結びましたが、協定の内容をお伺いいたします。

最後に、国際教育研究拠点について伺います。

東京電力第一原発の事故を受け、政府が浜通りに整備を検討している国際教育研究拠点は、年間運営費100億円、そして10年単位で長期的な研究予算確保のために具体的な調整を進められるということです。人員規模は600人くらいの規模、廃炉やロボット、再生可能エネルギー新産業の先進地として再構築する構想であります。

復興庁は立地場所や整備方法、組織や人員の規模を調査し、政府が整備方針に反映させる。浪江町としては誘致に意欲を示すべきだと思います。浪江駅周辺の再開発を進める中で、駅周辺を用地として考えていくべきではないかと思います。

誘致に対しての町長の考えと現在どのように進んでいるのか伺います。

この事業が浪江町を中心にして誘致できれば、今後の浪江町の復興に大変なインパクトを持つと思います。また、浪江町の駅前復興と結びつけば、この上ない復興の起爆剤にもなろうと思います。

誘致できれば、経済的効果が大変なものだと思います。拠点となれば、研究者や学生約600人が活動、地域への波及効果として5,000人規模の雇用創出が見込まれております。

双葉郡の南のほうでも手を挙げております。双葉郡の南が中心となれば、浪江町は蚊帳の外となってしまいます。町、町民、議会一体となって誘致したいと思います。

誘致するための対策室を設置すべきと思います。町長の考えを伺います。

確保する土地の面積は10万平方メートル（10町歩）、町として用意すべきではないかというふうに思います。かつて浪江町が厚生病院誘致の際に、土地の確保が困難なことともろもろの件で誘致できなかったと聞いております。土地は無償提供するくらいの気持ちで前向きに進めるべきではないかと思います。町長の考えをお伺いいたします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より、ご質問をいただいた、まず4の2の高速道路無料化、医療費無料化の延長について、町の対応と国、県の感触を伺いますというおただしにお答えをいたします。

まず、高速道路無料化につきましては、町外へ避難されている町民の皆様の一時帰宅など有効な措置と認識しており、私はあらゆる

機会に要望していたところでございます。

昨日、国において、無料実施の1年間の延長と、制度本来の趣旨に合った適切な利用となるよう、対象車両を中型車以下とする車種制限の導入が発表されました。引き続き町民の帰還等において必要な支援策と考えておりますので、この必要性をしっかりと訴えてまいります。

また、医療費等の無料化につきましては、昨年11月8日に国から町に対して、制度の見直しについて説明がありましたが、町といたしましては、その見直し案を認めるわけにはいかない旨の話をし、現行の制度を継続するよう強く要請をいたしました。これに対し国では、関係市町村の意見を確認し、検討していく旨の発言があり、現在、調整、検討しているものと考えております。

次に、国際教育研究拠点の関係でございますが、3項目にわたっておただしをいただきましたが、一括して答弁をさせていただきます。

国際教育研究拠点は、福島イノベーション・コースト構想において整備されている拠点間の連携を深め、その役割を最大化する本構想の司令塔となる礎と考えております。

昨年11月に行われた国の復興推進会議において、新たな法人の設立について通常国会へ法案提出を諮ること。令和3年度内に基本構想を策定すること。令和4年度を目途に策定する基本計画と併せ、施設の具体的な検討を進め、福島県からの意見を尊重して立地を決定するとされております。まずは、町村会において要望している双葉地方への誘致の実現を目指すとともに、県による意向調査においてしっかりと提案できるよう検討を進めてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

他の件に関しては、担当課長より答弁させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問1番の移住定住施策の件の（1）について、ご質問にお答えいたします。

移住定住に関しては、一足飛びの施策はございませんで、まずは町を知ってもらう段階から、訪れて体験してもらう段階、職に就いて移住してもらう段階といったように、個人の生活や人生と連動したそれぞれの段階に対して各種施策を提供する必要があると考えておりまして、令和3年度当初予算において関連する予算を計上し、実行しているところでございます。

令和3年7月には、ふくしま12市町村移住支援センターが開所し、原子力災害被災12市町村を広域的に捉えたPRやイベント企画など

を行う活動が始まりましたので、今後とも国・県、12市町村移住支援センターと連携し、移住の促進に努めてまいります。

なお、令和3年4月から12月までの移住者数は37人となっております。これは県の指導による移住者の定義に基づきまして、転入届があった方のうち県外から転入した方であって、おおむね5年以上の居住する意思を持った方の人数でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 空き家、空き地バンク、町内での居住支援の状況についてのご質問にお答えいたします。

空き家、空き地バンクは、平成28年度から運用を開始しております。これまでに空き家18件、空き地13件が成約に至っております。現在の物件登録件数は、空き家4件、空き地143件です。

そのほかの町内の居住支援につきましては、東日本大震災で津波被害を受けた方が対象の浪江町被災住宅再建補助金、住宅リフォーム・修繕等の工事費用を補助する町内住宅再建支援補助金、住宅用再生可能エネルギー設備の導入費用を補助する住宅用再生可能エネルギー設備導入補助金、鳥獣被害対策費用を補助する住宅鳥獣被害対策補助金、清掃費用を補助する住宅清掃費補助金を実施しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 続きまして、（3）移住定住どのように支援されているかのご質問にお答えいたします。

令和3年7月より福島再生加速化交付金を財源としまして、移住定住相談窓口を強化いたしました。相談員を1名配置し、移住をお考えの方からの電話やメール、対面での相談対応を行いますとともに、ご要望に応じて町内のご案内なども行っております。

また、町内において住宅を新築、または購入される場合に一定額を補助する制度を設けております。

これとは別に、賃貸住宅にお住まいになる場合には、その家賃負担を低減する制度を設けております。こうした制度を引き続き周知し、継続することにより、移住者の町内居住をサポートしてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 2番のゼロカーボンシティの推進、脱炭素をどのように進めているのかというご質問にお答えいたします。

令和2年3月5日にゼロカーボンシティを宣言しており、令和3年度から脱炭素やエネルギー政策に係る施策を一元化して、産業

振興課において業務に当たっております。

現在、令和２年度に制定いたしました浪江町環境基本条例を基に、令和３年度、４年度の２か年でゼロカーボンシティの実現に向けたマスタープラン策定を進めておるところであります。

マスタープランの中では、CO₂の排出量や吸収量、町内の再生可能エネルギーポテンシャル等をしっかりと推計し、2050年を待たずにゼロカーボンシティを実現していくための目標やロードマップ、施策や事業の方向性等を取りまとめていく予定となっております。

また、マスタープランの策定を待たずにできることから取り組みを進めていくことが重要だと思っております。公共車のEV、FCEVの導入や、庁舎のZEB化、ゼロエネルギービルディング化、道の駅なみえなどにおける再エネや水素エネルギーの利活用を進めております。

併せて、令和４年から町民所有の自動車や住宅の脱炭素化を推進するための補助制度の創設をご提案申し上げますが、これらも含めて行ってまいりたいと思っております。

以上です。

次に、町民一体となるため、町民にお願いすることはどのようなことかというご質問に対してお答えいたします。

浪江町環境基本条例においては、町の責務として、環境保全に関する施策展開と町民及び事業者への普及啓発を掲げておりまして、町民の責務として日常生活における資源やエネルギーの節約や、環境負荷を減らすことに努めていただき、町が実施する環境施策に積極的に協力いただくことを掲げております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ３番、農林水産業の復興について、

（１）今年の作付状況、来年の計画についてお答えいたします。

令和３年度の作付実績については、水稻167ヘクタール、野菜・果樹74ヘクタール、花卉類８ヘクタール、その他の品目23ヘクタールで、合計272ヘクタールでございました。

なお、議員のご質問にありました個別品目の実績は、タマネギ16ヘクタール、エゴマ７ヘクタール、ナタネ16ヘクタールでございました。

次に、令和４年度の作付予定につきましては、今年度実施したマッチング作業の結果によりまして、今年度実施した水稻244ヘクタール、野菜・果樹93ヘクタール、花卉類８ヘクタール、その他の品目28ヘクタールで、合計373ヘクタールの見込みでございます。

次に、（２）新規就農の推進、農業法人の誘致実績と支援体制に

についてお答えいたします。

新規就農者確保については、令和３年度から農業担い手確保のための新規就農者確保事業を新設し、全国からの新規就農希望者に対し支援に取り組んでおります。

令和３年度の新規就農者については、青年等就農計画認定を受けた認定新規就農者は３名でございます。

次に、農業法人の誘致実績については、令和３年度は２法人の新規参入がございました。農業法人への支援としては、令和３年度から農業法人参入促進支援事業を実施しております。

なお、震災後の実績といたしましては、認定新規就農者が８名、農業法人が３法人でございます。

新規就農者や農業法人への支援体制として、技術、経営指導、資金相談、販路支援などについて相双農林事務所双葉普及所、ＪＡ福島さくら双葉地区本部、官民合同チーム、農林中央金庫などと連携しております。

続きまして、（３）「里山再生」「ふくしま森林再生」事業をすすめられている。山林植林、間伐事業の考えはないのかについてお答えいたします。

国が実施する里山再生事業については、令和３年度より、高瀬、小野田、立野の３地区で実施されており、業務内容としては、線量測定、森林整備、除染が主な目的となっております。

町が実施主体となるふくしま森林再生事業は、令和元年度より実施しており、避難により森林管理ができない森林所有者に代わって、町が間伐などの林業的手法による森林整備や丸太柵の設置による放射性物質の拡散防止を進めております。

ふくしま森林再生事業の実績と今後の予定ですが、森林整備実施済みの地域は、北幾世橋の一部11.9ヘクタール、森林整備実施中の地域は、北幾世橋、棚塩地区の60.2ヘクタールとなっており、事業実施の同意取得を藤橋地区で進めております。

来年度は、順次、西台、酒田、荻宿地区において同意取得を進めてまいります。

また、住民懇談会において、個人が所有する山林の経営管理について住民の方からご質問をいただいたところですが、こちらにつきましては、ふくしま森林再生事業等による取組を進めつつ、将来的には通常の営林活動が行える状態にしていけるよう、国・県と相談しながら検討してまいります。

続きまして、（４）特産品の開発支援、農林水産の６次化の支援とあるが、６次化されている農産物、今後どのように力を入れるの

かについてお答えします。

6次化されている主な農産物は、石井農園のエゴマ、一般社団法人まちづくりなみえのトウガラシ、タマネギ、福島さくら農業協同組合のタマネギなどがございます。

今後、6次化に対しどのように力を入れるかにつきましては、現時点で取り組んでいる課題の支援に加え、今後、新たに6次化に取り組む意向のある方への加工設備の導入や、生産者が自ら整備する施設への支援に向け、関係機関と連携を強化してまいります。

続きまして、（５）サルの被害が多くなっていることへのご質問にお答えいたします。

ニホンザルの被害については、南相馬市小高区との市町村境を中心に多くの目撃報告があり、花火などを使用し、町民と共に町職員も追い払い等を実施しているところです。

現在、浪江町内で確認されている被害の主な原因となる群れは、川房群、山麓線群であり、合計230頭の生息を確認しております。

町では、昨年度に引き続き、放任果樹伐採事業に加え、交付金を活用したニホンザル管理対策事業を実施しております。管理対策事業は、ニホンザルの群れの生息状況調査と川房群の個体調整を今後数年にかけて実施していく予定となっております。

続きまして、（６）推奨しているナタネ、収穫しても販売できない状況の対策についてお答えいたします。

ナタネの販路として見込んでいた出荷先において、新型コロナウイルス流行の影響を受け、業務用製品の需要が落ち込んだことにより受け入れられなくなった状況は、町としても把握しており、生産者より相談をいただいております。これを受け町としても販路の情報収集を行い、その結果、今年度分のナタネについては販路を確保したところです。

ナタネに限らず、各生産者は栽培品目の選定や販路など、ご自身の営農計画に基づき生産に取り組んでいただいているところですが、当初想定していなかった新型コロナ流行による消費量や販路の縮小といった販売環境の大きな変化に直面し、厳しい状況にあることを認識しております。町としても新たな販路の開拓などの課題解決に向け、引き続き県やＪＡ、官民合同チームなどの関係機関と連携し、支援してまいります。

続きまして、（７）高瀬川左岸幹線用水路に漏水があり、通水困難な箇所その後の復旧状況についてお答えいたします。

幹線用水路の復旧は、東北農政局南相馬地域直轄災害事務所が実施しています。高瀬川左岸幹線用水路の通水困難箇所については、

堤ノ上調圧水槽から葉山制水弁の区間とのことで、経年劣化や震災後の余震の影響により、半内部の継ぎ目部分から漏水しているものと考えられるため、内面バンド等の補強により、令和3年度中の本格復旧を目指していると報告を受けております。

続きまして、（８）末森用水路から取水する5地区、令和4年度から供給可能、作付できる。地域の方々に周知されているかについてお答えいたします。

高瀬川左岸幹線用水路の通水試験結果を受け、令和3年8月中旬に開催された営農者座談会においては、令和4年度当初において、末森用水路、大堀用水路、青根場用水路への通水はできない可能性があることを出席した農家の皆さんに報告させていただきました。しかしながら、応急的な対応により、末森用水路の通水が可能であるとの連絡を受け、11月にその旨を営農者にお知らせしたところで

す。

続きまして、（９）請戸川頭首工災害被害で通水できない。通水できる時期についてお答えいたします。

請戸頭首工の災害復旧については、東北農政局南相馬地域直轄災害事務所により実施しております。現在、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震の影響により損壊した樋管の工事を計画しているところであり、令和4年度中の工事完了、通水試験、令和5年度からの通水を目指していると説明を受けております。

続きまして、（10）「多面的機能支払交付金事業」は有効である。今後の取組についてにお答えいたします。

多面的機能支払交付金については、地域協働で行う多面的機能を支える活動や農地、水路といった地域資源の質的向上を図る活動を支援するものとなっております。主に農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの活動が対象となり、令和3年度は10団体が交付金を活用いただいております。

ご質問のとおり本事業を有効に活用することにより、荒廃農地の抑制や景観形成、地域のつながりに供するものと考えておりますので、次年度以降も積極的に農業者団体等に活用を広報していきたいと考えております。

続きまして、（11）権現堂近郊の農地が荒れ果てているが、保全管理できていない理由についてお答えいたします。

現状の権現堂の農地については、面積約7.9ヘクタールのうち、営農再開支援事業を活用し1割程度となる0.8ヘクタールで保全管理がされております。保全管理されている農地は、今後、営農再開が期待されている農地であることから、支援の対象となっております。

す。

しかしながら、9割の農地については、営農再開が未定となっております。権現堂地域の農地は、令和元年度頃までは、周辺地域の担い手により保全管理されている農地も多かった状況ですが、各地で営農再開が進んだことにより、作業を行っていた方の余裕がなくなったことも、管理されていない農地が増えた理由と考えられます。

町としても、農地所有者の皆様のご意向も伺いつつ、新規就農者の農地確保や外部の担い手及び法人誘致などで、地域における営農再開の可能性について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4、町政懇談会について、(1)カントリーエレベーター2基、負の遺産にならないかについてお答えいたします。

カントリーエレベーターについては、震災後、多くの農家が乾燥設備を処分したことから、各地域の座談会や意向調査を基に共同利用施設として受益面積300ヘクタールのカントリーエレベーターを2基整備いたしました。今年度の稼働率は、苅宿のカントリーエレベーターが39%、棚塩カントリーエレベーターは、稼働が1か月遅れたことにより1%となっております。令和4年度においては、70ヘクタール作付面積が増える見込みであることや、令和5年度には全面的に通水される地区において作付が進むと考えられることから、稼働率が上がることを見込んでおります。

町としても、各地区の営農再開に向けた話合いや、圃場整備事業や農業基盤の復旧を進め、本施設が負の遺産にならないよう農家の皆様のさらなる作付面積の拡大へ向け、国・県及び関係者と連携し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 4の(3)津島小、中学校解体の考えは、のご質問についてお答えいたします。

津島小・中学校及び津島保育所につきましては、令和3年6月に閉校、閉園となりましたが、建物につきましては、現在、地元区長や有識者により、浪江町立学校校舎等検討委員会を組織し、施設の在り方の検討をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 次に、5番、帰還困難区域の再生の件、(1)令和5年後の復興拠点はどうなるのか、復興拠点の拡大、町としてどのような方針で臨むのかについてお答えいたします。

拠点計画による解除後につきましては、拠点を拡大する面的な解

除ではなく、2020年代をかけて帰還意向のある方が戻ることができるように、生活に必要な範囲について避難指示を解除することが国から示されました。

国が残された課題とした帰還できない方の土地、家屋についても、一日も早く解決に向けた方針を示し、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて取り組むように要望を続けてまいります。

次に、（２）帰還意向確認はいつから始まるのかについてお答えいたします。

行政区長のご意見をいただきながら、来年度、行政区ごとの説明会等を行った後に、意向確認が始まると認識しております。

（３）「2020年代に全員帰還へ」解除となれば９年しかない。除染開始はいつからかのご質問にお答えいたします。

国は2024年度、令和６年度を目途に、除染の準備を進めると説明してございます。

（４）除染終了はいつまでと計画されるのかにお答えいたします。

除染の終了時期について国から示されておりませんが、2020年代をかけて意向確認、除染、避難指示解除のサイクルを複数回行うことを想定しているとの説明がありましたので、それまでは除染が継続するものと認識しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ６番の浪江町のもろもろの協定の中で、ランカスター市との協定、どのようにして履行していくのかというご質問でございます。お答えいたします。

ランカスター市とのパートナーシップ宣言においては、宣言書において国際的な共同プロジェクトを実施していくといった内容ではなく、お互いの取組をそれぞれがまずはしっかりと理解して実践し、その取組を世界に発信し、理念に共感する仲間を増やしていくという趣旨で進めております。

おただしのとおり、ランカスター市との物理的な距離や人口格差、取り巻く情勢の違いなど、多くの違いがあることは認識しております。その違いを生かしながら、それぞれのスケールや置かれている状況に沿って、それぞれができる範囲で連絡を取り合い、その目的とするところは、お互いの知見を共有し世界に発信し、ゼロカーボン、水素利活用の仲間を増やしていくことで、水素社会実現を共に推進してまいりたいというところにあるものでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 次に、（２）岡山県赤磐市との連携の内容についてお答えいたします。

協定における連携事項には、両市町政情報の発信に関する事、観光振興に関する事、特産品、地場産品の振興に関する事、人材育成に関する事、大規模災害発生時における相互支援に関する事、その他、地域の活性化及び両市町民サービスの向上に関する事がございます。

平成27年から8年間継続して職員の災害派遣をいただいております、当町職員の人材育成、また赤磐市産米を使用した磐城壽ゆいの商品化による特産品の振興等を進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問ありますか。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 終わりました。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 何点か再質問させていただきます。

移住定住施策の件では、総合窓口を設置されたわけですが、この成果というふうなものは、どういうふうになっているのか。また、年々、令和3年度は37人というふうなことでありましたけれども、そういうふうなこの年次的な目標というふうなものはあるのかどうか伺いたします。

それから、この移住定住の問題でありますけれども、いろいろと支援をされているというふうなことは分かりました。各町村、どの市町村でも移住定住に力を注いでおるわけでありまして、私はやっぱり、浪江町としてよその町村と違う支援策というふうなものは何かというふうなことを伺いたいというふうに思います。

それから、ゼロカーボンシティの件では、この普及のために今後どのような歩調をされていくのか、その点はお聞きしたいというふうに思います。

それから、農業被害対策の件ですけれども、現時点でこの猿、そういうふうなのは、捕獲されているのは何頭されていて、そして、猿に対するいろいろのこの捕獲に対して、法律的に面倒のようでありますけれども、法律的に難しいことはどういうふうなのかというふうなことをお尋ねいたします。

それから、末森水路から取水するこの件でありますけれども、令和4年度には通水すると言われたと思うんですけれども、また1年延びるということは、本当に復興に支障を来すというふうに思います。約束の期限を守るというふうなことをお願いしたいというふう

に思いますし、権現堂地区に水を通すように、この要望があるわけですが、この水路が通らないと水が権現堂に来ませんので、できるだけ早く通水をお願いしたいというふうに思います。

それから、町政懇談会におきまして、高速道路、医療費無料化の延長が求められました。おかげさまで、令和4年3月1日から3月31日までの延長になったわけでありますけれども、復興半ばでありますので、さらに無料を継続されるように国に働きかけていただきたいというふうに思います。

それから、浪江町の協定についてですけれども、岡山県赤磐市とのこの地域活性化包括連携協定でありますけれども、色々この職員の交換、色々の勉強をするための交換ですか、そういうふうなことがやられているというふうなことでありますけれども、防災協力というふうな点では、浪江町とできるだけ近くの市町村であるべきだというふうに思いますが、赤磐市にされたのはどうしてなのかお伺いをいたします。

それから、国際教育研究拠点の件でありますけれども、建設場所は双葉郡になるのは間違いないと思いますけれども、双葉郡の南の町村でも誘致希望しておりますので、できる限り浪江町が誘致の中心になるように、町民一体となって頑張らなくてはならないというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 16番議員のおただしについて私からは、高速道路の無料措置についてでございますが、昨日、1年間延長という方針が示されました。この高速道路の無料化の措置の必要性については、国としても認識をしているところであって、制度終了のための見直しではなくて、一部に不適切な利用が見受けられることから、制度を継続するためには、目的外利用ができないように是正措置を求められていると伺っておりますので、この件に関しましては、我々としましてもその必要性は十分に認識しておりますので、引き続き要望を重ねてまいりたいと思っております。

それから、国際教育研究拠点の件であります。双葉郡にということのスタンスでございますので、しっかりと進めながら、町として県から意向調査があった場合において、しっかりと提案ができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

他のことについては、担当から申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 移住定住の窓口の成果についてお答え

いたします。

相談件数といたしましては32名、50件でございました。

それから、年次目標でございますが、年次目標というのは特に定めておりませんが、居住人口の増に向けまして、移住イベントへの出店などを待っているだけではなく、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、特徴的な支援策は何かというご質問でございましたが、例えば家賃の補助という制度を今年度実施しておりますが、これは浪江町しかやっていないものというふうに認識しております。

また、今後の施策でございますが、起業、なりわいを起こすという起業のほうにつきましても、移住支援策として実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今後、令和4年度は様々なゼロカーボンの取組を行ってまいります。まずゼロカーボンシティのロードマップを確定させるのを待たずに、様々な各種補助金について来年度予算でご提案させていただきます。

その内容を簡単に申し上げますと、F C V（燃料電池自動車）、E V（電気自動車）、こういったものに、ほかの既に補助をしている郡山、いわきと遜色のないような補助金額を措置していくと。例えば、F C V 30万、E V 7.5万でございます。

ほかに、住宅用太陽光システムの1キロ当たり4万円という既にある施策を継承して、ほかには、H E M S 家庭用エネルギー管理システム、住宅用蓄電池、V 2 H、こういったものに対しても補助を出していきたいということでご提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 猿の捕獲実績等についてお答えいたします。

町が発注するニホンザル管理対策事業について、令和2年2月末時点の捕獲頭数は、8頭となっております。ニホンザルについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟鳥獣となっていないため、登録狩猟及び有害鳥獣による捕獲はできません。個体調整としての捕獲は可能となりますので、捕獲に当たっては、県と協議した上で取り組んでおります。

続きまして、令和4年度、令和5年度に向けたいち早い通水についてお答えいたします。

高瀬川左岸幹線用水路の復旧活動は今も続いておりまして、国としては、令和4年度内に通水するよう取り組んでいると聞いております。

先ほど、11月に一部末森用水路で通水が可能と受益の営農者の方に通知を差し上げたところですが、その結果、田尻地区の営農者の方から、約5ヘクタールの水稲作付の意向をいただいたところでございます。

田尻地区の水路については、一部土砂による閉塞等が見られたため、現在、対応工事を実施しており、令和4年度当初の通水までに間に合わせられるよう取り組んでいるところでございます。

一方、11月通知とありましたが、この段階では種もみの注文や農機の準備から考えると、令和4年度の作付を見送った方もいらっしゃると思います。今後は、令和5年度の確実な通水に向け、国に強く要望してまいりたいと考えております。もちろん末森用水路のほか、大堀用水路、青根場用水路についてもその段階で通水できるということで、国にしっかり強く通水開始となるように要望していきたいと、重ねてお答えいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 続きまして、赤磐市との協定についてお答えいたします。

災害発生時の支援ということでございますが、今後ですが、災害支援協定も結ぶ予定がございます。これは令和4年度締結に向けて、事務を進めたいと考えているところでございますが、大規模災害におきましては、近隣市町村以外の遠隔地との相互支援も必要ではないかというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

1点だけ再質問をさせていただきます。

農業の件ですけれども、大農家を育てるのが国の方針でありますけれども、小規模の農家も大事にしないと、復興にはならないというふうに思います。できるだけ多くの方々が地域で農業をやられるようにする、そういうふうなことが、小規模農家も大事にしないと復興にならないというふうに思うんですけれども、その辺をどのように考えておられるか、そして、どのような支援をされるのかお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 農業の各種支援策は、認定農業者、認

定新規就農者や農業団体が活用できるものが多く、家族経営などの小規模農家が活用できる支援が少ないと声をいただいております。地域の農業再生においては、経営規模の大きい担い手はもちろん重要ですが、小規模に営まれている農家の役割も重要と考えております。

当初予算において小規模な農家への支援として、個人の農家でも活用できる新たな支援策を提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、16番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時50分まで休憩します。
(午前10時34分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時50分)

◇ 紺 野 則 夫 君

○議長（佐々木恵寿君） 7番、紺野則夫君の質問を許可します。

[7番 紺野則夫君登壇]

○7番（紺野則夫君） 7番、紺野則夫でございます。

質問に入る前に、私事でございますけれども、健康の理由から、昨年の9月、そして12月の定例会を長期欠席し、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを、大変申し訳なく思っております。また、この場に立たせていただき、今、感無量でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の第1点でございますけれども、医療費・介護費の無料化でございます。

一昨年の6月、12月の定例会でも無料化に対する町の認識、さらに、今後の対応についてただしてまいりました。

町長は、医療費の無料化は避難生活も10年目となる中、医療費無料化の継続は必要不可欠なものであり、生命をつなぎ生きるための「命のパスポート」として認識しており、国は、「具体的にどのように見直すかは各自治体の意見を丁寧に伺う」としております。また、意見聴取の機会には、町民の現状を踏まえ、安心して生活できるよう財政支援の継続を求めてまいりますと答弁しております。今もその認識は変わっていないと思いますけれども、再度町長のお考えをお尋ねいたします。

避難から11年が経過しようとしていますが、ほとんどの町民は町外の避難を余儀なくされ、経済的不安、健康不安を抱えながらの生活であり、今を生きることが精いっぱい状況にあることは確かです。今後、ますます生活困窮が予測され、医療費・介護費の負担が生活費に重くのしかかってくることは明白であります。医療費・介護費の無料化の継続は、町民にとって切実な願いであります。

しかしながら政府は、昨年10月、原発事故避難者に対し、医療・介護の負担を軽減してきた支援策について、2023年度にも見直すとしております。その理由として、原発事故から10年が経過しており、減免策が異例の長期に及んでいるため、ほかの被災者との公平性の観点から問題があるとして、見直しするものとしております。また、帰還困難区域の町民は対象外とし、避難指示が解除された町民を対象とした見直しの方針案が示され、関係自治体との協議を開始するとしております。

そこで、昨年11月に、当町と国において方針案について協議されたと思いますけれども、協議内容についての詳細をお伺いいたします。

避難中にある町民は肉体的、精神的苦痛をこれからも抱えて生活を送らなければならない現状があることを十分理解した上での見直しなのか甚だ疑問であります。誠に遺憾であります。国は原発事故の加害者として、被害者である浪江町民に対し、恒久的に医療費・介護費の無料化を継続することが責務であると私は考えております。

次に、吉田町政2期目についてであります。

4年前の町長選での当選から、早いもので4年が経過し、1期目が終了しようとしております。町長は、亡き馬場有町長の遺志を引き継ぎ、どこにいても浪江町民を掲げながら「町のこし」に奔走してきたものと思われまふ。特に、水素を使った大規模な実証を進め、商工業、農業、交通、教育など様々な分野での水素利用を目指し、町発展のため尽力されたことは、言うまでもありません。さらに、買物環境の整備、企業誘致、福祉施設の建設など、吉田町政の手腕を高く評価するものであります。

さらに、昨年3月に第三次浪江町復興計画が策定されました。その内容は、「夢と希望のある産業と仕事づくり」、「未来を担う人づくり」、「帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり」、「健康と福祉のまちづくり」、「絆の維持と持続可能なまちづくり」を掲げております。この復興計画は吉田町政がなすべきものであり、2期目に期待するものであります。

そこで、今年の夏に予定されている町長選、2期目に挑むのかを

含めて、その決意をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終了いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それではまず、医療費・介護費の無料化について、無料化の認識についてのお質してございますが、医療費の無料化につきましては、町の約8割がまだ帰還困難区域であり、帰りたくても帰れない町民が数多くいらっしゃる中で、命の基本である健康を保障することが国としての当然の責務と考えており、現行制度の継続は必要な措置であると考えております。

2番目の協議内容についてでございます。

昨年11月8日に国から町に対し、制度の見直しについて説明がありました。見直し内容については、新聞報道にもございますが、保険料の見直しから行い、その後、一部負担金の免除の見直しと、段階的に見直しを行うという説明を受けました。

しかしながら、16番議員のご質問にお答えしましたけれども、町としては、今回の見直しについて反対の意見を申し上げ、今後も現行の制度を維持するよう強く要望をしたところでございます。

これに対し国は、この意見を含め、今後、各市町村の意見を取りまとめ、見直し案の具体案を検討・調整していくというお話がございました。当然ながら、これから県と調整の後の協議があるものと認識をしております。

それから、今年の夏施行される町長選に当たり、再挑戦をするのかということについてのご質問にお答えをいたします。

今、私がなすべきことは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策を強化し、町民の命と暮らしを守る。また、今まで進めてきた復興再生事業を、遅滞なくハード・ソフト面を含めて、町民の理解の下、職員、議会とともに進めてまいることだと思っております。残された5か月間最善を尽くす、このことに尽きると考えております。再出馬については、現在、白紙の状況でございます。今後、後援会の方々との相談を含め、適切な時期に私の出处進退を明らかにしてまいりたいということでございますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） これで質問は終わります。ありがとうございます。

◇ 佐々木 茂 君

○議長（佐々木恵寿君） それでは続いて、8番、佐々木茂君の質問を

許可します。どうぞ。

[8 番 佐々木 茂君登壇]

- 8 番（佐々木 茂君） 紺野則夫議員があまりにも早く終わりましたものですから、少し練習しようかと思ったんですが、その暇がないということで、ランダムな質問になるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

今、浪江町では、あと10年後、8,000人のまちづくりということで、何度もお聞きをいたしました。今、約1万人も満たない人が町に帰ってきたようでありますけれども、ほとんどが高齢者であります。私が、高齢者の方と働くと、この町に若い方々が入っていないということで、私たちにも活躍する場があるのではないかと、できることは何かないんだろうかというお話をたくさんいただいております。

川内村の村長は同級生でありますけれども、彼が常に言っていることは、どうしたら村に人が帰ってきてくれるだろうか、それを念頭に置いて村政をやってきたと。また、双葉の町長さんもそれを見習って、どうしたら双葉町に帰ってくるんだろうかということをも、もう話を始めました。

私としては、そうした中で、高齢者の活用というのは失礼なんです、そうした方々がやはり町復興の一翼を担っていただきたいな、そういうふうに考えております。

そこで、大変言葉は悪いんですけれども、町長にお尋ねしたいと思います。今、長野県や色々なところでピンピンコロリというような言葉がありますけれども、これについて、町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

- 議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（清水 中君） ピンピンコロリという言葉は、健康にピンピンと暮らす状態から、病気で床に伏せる時間がないままにコロリと亡くなる、また、そうした最期を迎えたいなという意味の言葉と理解しております。

- 議長（佐々木恵寿君） 佐々木茂君。

- 8 番（佐々木 茂君） その程度の認識ではまずいのではないかとはい思いますけれども、このピンピンコロリという言葉は、お年寄りが健康で長生きをする、そして長生きをして、子供たちや周りの方々に迷惑をかけないで亡くなるという希望の言葉でありまして、そうしたまちづくりが実は健康保険財政やいろいろなものに貢献してくれるものと私は考えております。

この町は年寄りしかいない、若い人がいない、そういう町になっ

てしまいました。私は、そうした町を何とかこのお帰りになったお年寄りの方々にも協働の精神で参加をしていただいて、そして働く場所やそうした集いの場所を提供する必要があるのかなということ、で、昨年、町長は、シルバー人材センターのご質問が議員からありましたけれども、考えてみたいなのということをお話ししたように記憶しております。

町長としては、このシルバー人材センターの再度復活について、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） シルバー人材センターにつきましては、震災前において、双葉町、大熊町とともに運営していました北相シルバー人材センターがありましたけれども、令和２年に正式に解散となりました。

避難指示解除後の町内においては、シルバー人材センターの果たすべきある部分を、これまでまちづくりなみえが担っておりましたが、いつまでもこれに依存しているのは本来の形ではないということを確認しておりますので、本来の在り方について庁内で検討を進めているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） ８番、佐々木茂君。

○８番（佐々木 茂君） 昨年の話ですから、やはりいいことはいい、進めるべきところは進める、これが行政の仕事だと私は思っています。お年寄りが今何もすることがなく、家でじっとしている、そういう方々がどんどん増えています。要するに、人と交わることを避けているような、そういう感じの人たちが多いように思われます。その中で私は、町としても手を差し伸べるような形で、一緒になってまちづくりに協力していただだけませんかという形で、ぜひ進めていただきたいのと、こう考えております。

さらに、その方々に対して、どういう仕事があるんだろうと考えたら、この野原になってしまった町内や、また去年は、丈六公園の草取りの話、これ高瀬行政区と相談して、手伝ってもらおうかという話もありました。これからまちづくりのためにやっぱり町の美化とかいろいろな形でまちづくりを進めなくちゃならない中で、こうしたお年寄りの方々に活躍する場を与えていただきたいと思っております。

それで、じゃ産業振興課長、どういう形でそうした高齢者の方々に社会参加を促し、参加していただくような形を取っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） シルバー人材に期待する役割としましては、移住者の高齢化率が高く、就労者が不足している当町におきまして、まだまだ働ける元気な方を働き手として組織化できる、働いている方は生きがい、仕事した際の配分金を提供できると考えておりまして、主な活躍の場は、清掃や草刈りなどの軽作業、そして簡易な事務作業などが考えられます。全般的に、準公益的な部分をシルバー人材に補完していただき、町の復興に寄与してもらうことが期待できると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） やはり今、いい答弁がありました。高齢者の生きがいづくり、これをぜひ念頭に置いていただいて、独立した組織で、そして社会の高齢化福祉の向上に向けて、一緒に頑張っていきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、日本海溝、千島海溝巨大地震についてなんでありますけれども、新聞にこの千島海溝の地震について発表されました。11年前の東日本大地震、これです。マグニチュード9であります。浪江町では相当の方が被災に遭われ、さらに、お亡くなりになりました。今度の想定される千島海溝の地震については、南相馬市と大熊町について出ておりました。南相馬市では19メートルの津波が来ます。大熊町は14メートルとなっております。あくまでもこれは想定範囲でありまして、これが正しいかどうか自然のなせる技でありますから、私たちは分かりません。

高規格化の堤防が海岸に造られました。大体7メートルから7メートル50と認識しております。原町で、原町というか、南相馬で19メートルということは、当然超えてくるものだろうと私は思っています。7メートル堤防では、私は、それを抑えることはできないだろうと思っています。こうした千島列島沖というか、千島海溝の地震についての町としての認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えいたします。

東日本大震災の経験からも、最大級18から19メートルの津波が起こり得るものと認識しております。

なお、海岸堤防の高さでございますが、平成23年に福島県が示しました「福島県沿岸における海岸堤防高さの設定について」では、堤防の高さの設定につきまして、数十年から数百年程度の発生頻度の高い津波及び高潮、波浪に対する安全性を踏まえまして、7.2メートルに設定されております。

なお、同資料では、千年に一度と言われる最大クラスの津波に対

しましては、住民の避難を軸としまして、土地利用や避難施設の整備など、ソフト・ハードを総動員するという多重防御というような考え方で対応することとされております。こうした考えの下に、町としましては引き続き、現状の津波ハザードマップを活用した避難訓練等による防災意識の向上や避難対策の充実・推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今の答弁は、本当に来るかどうか分からない話は、私共は関係ないような、そういう話に私はどうしても聞こえてしまいます。東日本大震災でも、まさか浪江町がこれだけの大きな津波で被災するとは考えていなかったというふうに思われます。というのは、県が出した防災マップからしても、大体津波は当然、三陸沖の地震ぐらいでは5、6メートルは来るかもしれないけれどもという想定だったかに私は記憶しています。しかし、15メートル前後の津波がもう既に町を襲ってしまった、その中で、実は海岸線のこの堤防の後背地に農業復活だとか加工団地を誘致して、そこで農業や加工団地で町復興に貢献してもらうんだという話が前にありました。私は、来るか来ないか分からんけれども、やはり恐れるということです。自然災害を私は身をもって体験したわけですから、これに対して恐れるという言葉を持っていたきたい、こう思っています。これは無駄なお金かもしれません。しかし私は、私の考えとしては、あの後背地に対しては花を、この種をまく、また河川の場合は、遊水地という考え方があります。要するに、暴れた堤防から水を田んぼや畑に一旦留めおいて、少しずつ下流に流していくというような考え方もあります。

浪江町は、町の花として、コスモスというようなことを言っております。どこにコスモスがあるんですか。名前だけでコスモス、コスモスと言っている、どこにコスモスが咲いているんですか。むしろ、いわきの、新川の、新川の土手に生えているコスモスのほうが非常に多く咲いておる。私はこの町を歩いても、コスモスなんか見たことがないぐらい花もない。ですから、コスモスの生えるような種をまいて、堤防の後背地をいつ津波が来て潮が被ってもいいような、そういう自然環境にしておいたほうが、私は無駄な労力をかけないで済むのではないのかなと、お金もかからないし、維持費もかからない。公園の整備はシルバー人材の皆さんにお花づくりに協力していただくというような、そうした考え方をぜひ持っていたければありがたいなと、こう考えております。

それについてちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 沿岸部の津波被災区域におきましては、町が防災集団移転促進事業により買い取った土地について、利活用の方方向性を示す方針としまして、本年1月に、浪江町防災集団移転元地利活用方針を策定いたしました。

ご質問の遊水地の検討につきましては、河川の場合であれば、地域の洪水の状況によりまして遊水地を設定することもできますが、津波の場合、海岸全体から波が来ますので、海岸に沿って全体的に遊水地を設定することは現実的ではないと考えております。

また、遊水地の代替案ではございませんが、海岸堤防及び防災林は、ある程度の津波の勢いを低減させまして、津波の被害を減らすという目的により設置をされております。

また、背後地にコスモスを植えてはというようなことでのご提案でございますけれども、利活用計画の中で、地被植物というようなことで地面を覆う、覆って雑草の植生も抑えるというような植物を移植するというような計画もございますので、コスモスにつきましては、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 来るか来ないか分からない話かもしれません。

しかし今、営農団地や加工場の誘致という形で、お金をかけていいのかどうかということも、やはり皆さんと議論をしなくちゃいけないんだろうと私は思っています。こういう意見があったことも頭の中に入れて、行政を進めていただきたいなと、こう考えております。

私は、今、自然の災害の減災という考え方から、浜街道、これを7.2メートルのかさ上げの堤防が築かれたとお話がありました。この浜街道を減災の意味から、やはり少し土壌を盛って、かさ上げをすると、5メートルぐらいの高さに盛っていくというような方向性を、例えば双葉の郡山海岸のほうからずっと棚塩まで、北棚のほうまで盛っていくというような考え方をしたほうが、私は将来的な万が一の場合の減災のための防災として、進めるべきではないのかと思います。しかし、あれは町道ではありませんから、県に対して、そういう心配があるので、そういう方向で検討していただけないかという行動を起こせないかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 平成25年に福島県と浪江町の会議で、海岸防災林の盛土高、立体交差計画、浜街道、いわゆる県道広野小高線

のかさ上げにつきまして、検討をしております。

議員おただしの広野小高線のかさ上げにつきましては、東日本大震災の被害の災害復旧につきましては機能回復が原則であること、また、整備区間が災害危険区域に指定されていることを踏まえまして、福島県より広野小高線のかさ上げは困難である旨の報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 県が困難だというような発言がありましたけれども、じゃ考えてみてください。原町は19メートルですよ。大熊は14メートルあるということは、浪江町は17、8メートル前後最大来るんだろーと思います。堤防を10メートル近く越えてきます。そうしたら、6号線が防波堤にならざるを得ない、私はそう思いますよ。幾世橋だって、創成中学校だろうが何だろうが、みんな飲み込まれてしまいます。県ができないんじゃないくて、やる気がないからやらないんじゃないんですか。それも、浜街道のかさ上げなんていうのは、やっぱり町が減災という方向からしてみても、ぜひ国に、県がやらなかったら、国に要望すると。こちらに要望すると。それで県にやらせるというような方向、強い意識を持たないと、こうした津波による減災というのは、私はできないんだろーと思っています。まず災害から町民を守る、これは当然、地方自治の理念でありまして、町としての役目でもあるわけですから、ぜひお願いしたいなと思っています。課題として取り組んでいただきたいなと、これで答弁したから終わりだということではなくて、ぜひ課題として考えていただきたいと思っています。

続いて、まちづくりについてなんです、紺野榮重議員からいい質問が出ましたので、重複しないように努力していきたいと思います。脱線するところはお許しいただきたいと思います。

まず、町を再生させるということで、皆さんは今日までこの11年間、本当に努力をされてきたことは、認めます。ただ、私は常々考えていることは、復旧が大切なんです。復興が大切だ。これについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

実際の施策を実施していきます上では、その施策が復旧なのか復興なのかは区別していないところでございまして、現状に即して必要な施策を実施しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○ 8 番（佐々木 茂君） 復旧というのは、もともとあったものを元に
戻せということです。建物を造ったから、何々を造ったから、これ
は復興というかどうか私には分かりません。ただ、あったものを元
通りにしてほしいというのが、私は、住民の切実なる願いだろうと
思っています。だから、魂が入らないようなもの幾ら造って並べた
って、人は帰ってきません。最初に申し上げたとおりに、いかにし
て住民の方々がふるさとである、ふるさとじゃないんです、自分の
住んでいた町に帰ってきてくれるかどうかを考える。その延長から
すると、まず復旧が大事だと私は考えておりました。

しかし、物ができました、11年前にはできなかったものがどんど
ん国から、騒ぐなよと、あめ玉なめらせて、どんどん物事をつくっ
て、10年後、20年後の財政を危うくする恐れがあるようになりました。
前のめりはいけないのではないかと私は思っています。警戒し
ながら予算や将来のまちづくりを考えていく必要があるのではない
のかと、こう考えております。

まず、住民生活全て、学校と全て駄目になりました。しかし、創
成小中学校ができたからいいのではないかという話もあります。そ
うした原因は、簡単でいいです、誰の責任かお答えいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

責任の所在につきましては、原子力政策を進めた国、また、事故
の原因者である東京電力にあると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8 番、佐々木茂君。

○ 8 番（佐々木 茂君） そういう答えが、私は求めていました。忘れ
ることなく、こうした町を壊したのは国の原子力政策であり、東京
電力のふらちな振る舞い、要するに、安全神話に基づいた不確実な
安全管理がこのような大きな災害をもたらしたものだと思っていま
す。地震のせいだなんて言う学者がおりますけれども、震災後、原
発の科学者たちは、敗北宣言をしたではありませんか。今、「雨後
のタケノコ」のように、のこのこ原発は安心だから、大きな原発は
住民の同意が得られないから、小さな原発を造るんだと、そういう
動きをしております。

私は、やはり浪江町としては、そうしたもう受入れられないもの
は受入れられない、新しい技術で新しい社会を構築していくんだと
いう考えも持っていただければと思っています。国や東電がその償
いをこの浪江町にしていけるかどうかは分かりません。ただ、70億か
ら80億の町政の予算が今、300を超えております。そのお金は国か
ら出ているものと思っています。つまりこれは、町が復興か復旧

のためにそうしたお金をもらって、何とかまちづくりをしようとすることは分かりますが、ぜひもっともっと我々は国や東京電力に対して、要求・要望を突き詰めていくと。これは私たちが帰れるようになるまでは当然やるべきことだと思っておりますので、やはりそうしたことも踏まえて、答弁は要りませんけれども、そういう気持ちで一緒に頑張りたいなど、こう思っています。

あと、双葉郡にはふたば未来学園というのがあります。高校再編の中で、浪江高校の再開などあり得ないという考え方もあることも事実です。何とか再開できるような行動は取れないのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 以前もご答弁させていただきましたように、郡内の高校はそれぞれの町の復興に欠かせない役割がありますし、また、積み重ねられた伝統は、住民の心のよりどころであったと思っております。将来的な帰還を前提とした検討をしていただくよう、県教育委員会に双葉地区の教育長会として要望しております。

県立学校でありますので、その判断は福島県教育委員会となりますが、県教育委員会に確認いたしましたところ、現時点で再開は未定であり、現在は地域の復興状況、郡内各町村の帰還状況、そして、郡内の小中学校の就学状況、これらを注視しているところと聞いております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そういう答えは承知しております。つまり、少子高齢化のために、会津も含めて中通り、浜通りもありますけれども、分校とか小さな高校が今、再編をされております。その中で、そんな復活しろなんて何寝ぼけたことを言うんだと、県の教育長あたりはそう言うだろうと、私は思っています。しかし、双葉郡の高校、これだけあった高校、踏み潰したというのは、誰に責任があるんですか。絶対復活に向けて我々は協力していくから町のほうでもそれ一緒にやりましょうというような答えを、なぜ導き出せないの。私は、大変不思議です。

いいですか。今、ふたば未来学園という中学・高校があります、広野にある。あの学生、どこから通っていますか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 主には、いわき市、そして双葉郡南部、檜葉町、広野町の生徒たちが多いところである状況は聞いています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 昨日、ある新聞社の記者の方とお話をさせていただきました。ふたば未来学園の生徒は、9割近くがいわき市から通っているという話でした。つまり、いわき市の高校に進学すべきいわき市の子供たちがふたば未来学園に向かっていると、そういうことです。あと残りの双葉郡といっても、南、南と言うけれども、南に住所があって、県内に避難された子供たちが通っている。そういう認識で、私はおります。

しかし、せっかく町長が浪江町を復興させたいと、さっきの質問にね、私は頑張りたいと言っているわけですから、まず小中学校があれば、高校も必要だろうと、私はこう思っています。公立高校が駄目ならあそこを買い取って、私立高校の全寮制でもいいから誘致してやろうと、そのぐらいの気概を持って、どうしても小学校、中学校、高校と完結された教育環境をつくっていく、これは浪江町の使命じゃありませんか。町長、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 教育長がお答えしたように、帰還状況を踏まえる、それは現実的な方法だと思います。ただ、飯舘村において、村立の高校を模索した経緯がございます。様々な方策を用いながら、実現に向けて飯舘村は頑張った経緯がございますが、結果として、実現できなかったという経過がございます。それはそれなりの理由があったと思いますけれども、まず我々が将来的な願望としては県立高校を、浪江高校の再開を目指すという方向性は大事だと思いますけれども、今すぐにどうこうという段階ではないのではないのか。しっかりとまちづくりを進める、その結果として高校が再開できるという方向性が現実的な対応ではないかと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今のご発言は分かります。しかし、町に人口が徐々に増えていけばという将来の可能性なんです、徐々に増えるということはありません。それは子供たちが、ここに若い人たちが今どのぐらい帰ってくる、そういうことだと思っています。この町が子供たちのいない町になってしまう、若いご夫婦の方々がこの町に来なければ、子供ができない。子供が通える場所がない。なければ、教育施設のある原町や南、そしていわきのほうに。戻ってこられる、こられない、そして少子高齢化でしょう。子供たちが急に増えるわけでもない。お年寄りばかりになってしまう。この担い手もいなくなる。ですから、そういうことがあるから、高校なんていうのは、多分8,000人になって初めてできるんだろう。要

するに10年以降、今から10年以降だろう、そういうふうに想定しています。今から10年以降は、世の中がどんなになるか分からない。東ヨーロッパでドンパチやっています。国内だって、東京にどんどん、東京は転入増でしょう。2、3日前の新聞見ましたか。都会にばかり若い人たちが集中していつているんです。取り残された人は、この地方だけだ。年寄りばかり増えてしまう。やはり人口構成からいっても、どうしても若い人が必要ではありませんか。そのためには、どんな手を打ってもまちづくりの一翼を担っていただくために、そういう子供たちを増やす政策。まちづくりというのは戦略が必要です。

浪江町に戦略を担当する部署がありますか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まちづくりの戦略につきましては、これは復興計画であると認識してございます。また、企画財政課におきまして、これを所管してございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 企画財政課でまちづくりの方針などを皆さんで検討されて、分かります。しかし、見えてこない。どこの町村のいろんなものを見ても、何か金太郎あめのように見えてしょうがない。私の目の錯覚ならいいんですけども。

今、町としては、町長もお話しされましたけれども、どうしたらこの町を大きくするかということです。それは失礼、先ほども申し上げましたけれども、失礼な話かもしれませんが、人の分捕り合戦に参加することです。これに参加しないと、いつまでたたって人なんて増えません。都会にばかり目を向けて、若い人は行ってしまう。都会から人を引っ張ってくる、連れてくる、こういうようなことを戦略として考えていかなければ、町なんていつまでたっても大きくない。農村地帯で年寄りだけの、農業ができないから荒れ地が増える、耕作放棄地が増える、これがまちづくりになってしまいます。

そこで私は、前回、武藤議員が昨年お話ししました老人ホームとか福祉施設を町の発展の中核とできないかという話がありました。こうした介護老人とかホームとか、そういうもので特区という制度がいまだに生きて、利用できるかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

当町で活用可能な制度といたしましては、構造改革特区がござい
ます。この制度は、地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域

経済の活性化を図るとともに、地域の規制緩和の成功例を示すことにより全国的な規制改革へと波及させ、国全体の経済の活性化を図ることを目的としているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 特区の特区でも考えてみたらいかがですか、都庁にお話しして。というのは、人口を増やす一番のいい方法は、私も病院を造ったらどうかというお話もさせていただきましたけれども、実は、介護施設というのは、大体100人単位の施設です。老人ホームにしても、そこで働く人は50人ぐらいいらっしゃいます。関連として、食事を作ったりいろいろな方を含めると、一挙に250人ぐらいになってしまう。こうした施設は、そこで働く若い看護師、介護士さんとか、こういう方も必要になりますから、そういう人たちを集めるのは困難です。無医村に近いこの浪江町が、ほぼ診る医師もほとんどおりません。いろいろな困難があるかと思う。

そこで私は、町長はじめ町の幹部の人たちは、例えば東京23区、1つの老人ホームを造るのに、500億円かかる。1坪500万から1,000万の土地代が必要です。ほとんどビルの中に入っている。地面を踏めない年寄りがたくさんいらっしゃいます。そして、東京は仕事もなく、子育てに邁進する若いご婦人の方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々を、一緒になってこのふるさと、私たちの浪江町に誘致する。例えば1つの施設に1ヘクタールあれば、何とか施設から駐車場を含めたちょっとした公園とか造れると思います。東京都に対して、あなた方は私たちの電気をむさぼるように食っていたんだから、ふるさとづくりに協力してもらえないかということで、小池知事に要望等、そういうの上げたらどうですか。私は、議会をまとめて議長を先頭に、町職員と一緒に東京都に乗り込んでもいいと思います。浪江で23ヘクタールなんてどこにでもあります。それを無償で提供すると、その代わり、東京都からここに直接持ってきてくれと、浪江町は、土地は提供する、食材は提供する、そして町は、働き手も提供できる範囲でやります。水も提供する。そうすると、都市間交流というのがさらに進み、手っ取り早い方法だろう。23区で2,300人、働く人が2,000人、10年後の未来なんかもう確実に確保できるんじゃないですか。こういう考え方も必要だろうと思う。

例えば、青森県の階上町、東京都の老人ホームを誘致に奔走しました。静岡県にもあります。東京都では多分願ったりかなったりだと思う。子供さんが親を訪ねて来る。浪江町に通ってきます。泊ま

る先も必要でしょう。いこいの村は万々歳ですよ。そういうような夢や発展性のある考え方をまちづくりに生かさなければ、今、工場で幾ら誘致しても、10人20人なんです、働き手の確保は。ほとんどオートメーション化されて、A I も導入されて、幾ら工場。だったら、そんなに工場が欲しかったら、やはり生産枠の多いハイテク産業の無人化ロボットでもいい、固定資産税、法人町民税がこの町にたくさん落ちるような、そういう企業を誘致すれば、町は潤い、いろんな事業にも発展できるんじゃないか、私は常に考えています。

ですから、そうした東京都と連携して、老人ホーム、浪江町で土地があるから、経営は東京都でやってくれと、その代わり、浪江町のお年寄りには、1割ぐらいは浪江町から入所させてほしいと、それが条件だよ、程度なら私は、国としても、厚生労働省にしても、都庁にしても、東京都にしても、お互いに終の住みかを浪江町に求めたいという形で先導していけば、大きなまちづくりのすぐにできる特効薬になるんだ。やらないんじゃないくて、やらなくちゃいけない。何にもお金はかからない。労力はしょうがない。これは町の行政の皆さんの能力からして、私は可能だろうと思っています。ですから町長を先頭に、我々議会も先頭に、新宿区に行きましょう。そしてインフラも我々はやるから、持ってきてくれと、そういうようなまちづくりも必要だろうと思います。ただし、町に住所を移すことは反対します。それは、健康保険税が払えなくなってしまう、破綻してしまう。だから、東京都の遠隔地でということで、東京都に土地を貸与して、東京都23区中心に浪江町に1区から1つずつ老人ホームをやれば、東京都は本当にありがたいと思っていますよ。人も連れてきてねということです。

だから、そういうような方向でまちづくりというのは今考えていなくちゃいけないんだろうと。だって、若い人が東京に行く以上は、こんな浪江町に来るなんていうのはできませんよ。移住定住、移住定住という話をしておりますけれども、移住を考えたって、ここでありわいがある、成立しなければ、誰が生産性のある所得の向上を見込めますか。食っていけないのに、移住なんてあり得ない。食っていけるような状況を考えながら、農業の再生にも、先ほども質問もありました。農業をやったって、いいですか、カントリーエレベーターで粃摺りに米を持っていく。それに費用もかかります。米の値段は3,000円も落ちてしまった。田んぼは作るだけ、農地を維持するだけ。これでまちづくりなんか、農業づくりなんか不可能です。農業をやって食っていけなけりゃ、どうやって食っていくんですか。町でお金出してあげるんですか。無理です。そういうこと

もお話をさせていただきたいと思います。

ですから行政の側も、私たちも議会議員として、反省しなければならないこともあるかもしれません。やはり政策は政策で考えていただいても結構です。でも、議会を利用して一緒になって行動して、陳情でも何でも集まるわけですから、みんなで行きませんか。何でもいいんです。そうした風通しのいい行政側と議会が、相談事も議会側にしてくださいよ。皆さんが出してきたものを我々は、起立、着席の承認だけで終わっているようでは、旧態依然とした昔ながらのやり方。やはり議会も使って、みんなで一つの目標を持って頑張っていくということ。これには答弁要りません。時間がなくなってきました。

国際教育研究拠点について、戦略ということを町長からもご説明ありましたし、紺野榮重さんからいい質問が出ました。これについて、答弁は要りません。

この復興牧場についてなんですが、今年からやると、肥やしが欲しいといっても、そんなに肥やしが必要な農地は、浪江町はないんだろうと思っています。牛乳の生産、和牛の肥育とか、いろいろメニューはあるようでありすけれども、牛乳の生産をして、その牛乳を郡山の酪王牛乳とか協同牛乳に運ぶような考えだろうと思っています。いわきのちょっと木村プラントとか松永あたりではそんなに飲み込みませんから。つまり、放牧場を造るということは、その近くに空いているじゃないですか、土地。もう一つの企業として、システムとして、そこに牛乳プラントを、生産プラントを造るべきではありませんか。これを、一つ抜けた考えだと私は思っています。ここから高速道路を通って、郡山まで牛乳配達。うそになりますけれども、郡山に運んでいるうち、牛乳がバターになっていますよ。そう思いませんか、高速道路があるんだから。高速道路の利活用からすれば、大都心に向けてここに大規模なミルクプラントを造れば、一つで完結するんではありませんか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

酪農復興牧場で将来生産される生乳は、主に関東地方の乳業メーカーに販売されると聞いております。よって、牛乳の生産工場の計画は、今のところございません。

他方、牧場を軸にした6次化への展開も農業再生上、重要な視点であると認識しておりますので、町内の農産物と牧場の生乳との6次化商品の開発などについては、検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 前にも私、質問しましたけれども、実は迷惑施設であることは間違いない。臭いやハエ、あと汚水の排水、これは、そうした畜産についてはつきものです。例えば養豚場が前ありました。震災で駄目になったというけれども、いつ復活するか私は恐れています。相当の量の臭いと相当の量の汚染水を河川に流して垂れ流し、町でチェックしましたといっても、聞きに行くだけ、指導とかそれは保健所の仕事。そういうことで逃げられました。答弁も、そういう答弁ばかりです、何もしていませんでした。そういうことがないように私は願っておりますけれども、やはり関東地方に牛乳を運ぶ手間暇があるんなら、浪江町でつくった製品を運ばせたらいかがですか。私は、そう思いますよ。牛乳だけして、臭いとか公害だけ置いて、東京の人たちが公害のないところで牛乳つくったからって、何のために我々はそういう負担をしなくちゃいけないんですか。また電気と同じじゃないですか。ですから、やっぱり完結するように、形で持っていつていただきたいと思います。

ゼロカーボンの話も出ました。しかし、ゼロカーボンの中で、今浪江町は、これ人口1,800。当然、自然から出る酸素の供給量と排出量との差が、実はゼロカーボンになっていない。酸素の量が多いの。ただ、もっと間伐とか森林の再生を目指せば、植林もすれば、木は50年以上たつと、酸素の排出量が減っちゃう。だから、更新をすればするほど酸素の排出量が多いということを、頭に入れていただきたいと思います。

牛のゲップ、二酸化炭素の次はメタンなんです、この地球温暖化の。どうにもならない。牛はゲップします。ゲップがメタン。幾らゼロカーボンでプラマイゼロにしようと思っても、メタンの量はどこまで回収するんだということが、私は本当に考えております。新技術があれば導入したり、そして何とか、ゼロカーボン言っている割には抜けているところが、そういうところがあるんじゃないか。2,000頭のゲップですよ。これもよく考えていただきたいなと、こういうふうに思っています。

水素について、私は詳しくありません。最後の質問となりますけれども、あと5分。

水素は、今NEDOが棚塩産業団地で、あれはあくまでも実験とか研究の拠点であって、浪江町が水素製造拠点ではありません。勘違いしないでください。今、浪江町が前のめりになって、水素、水素と言っているけれども、町民になんかほとんど響いていません。あれだけの生産だけで、全てが賄われるなんてとんでもないです。

ですから、先ほど復興牧場の話をしましたけれども、水素の研究をこれだけするのであれば、世界一と言われるような水素の本当に生産をするそういう工場を浪江町に造るべきだ、それが条件だと私は考えています。

いわきでは、この間、1週間ぐらい前にテレビを見ました。いわきでは、小名浜港を使って水素を陸揚げする拠点づくりを始めました。そして会津大学、日大工学部、そしていわきにはイノベーション・コースト構想をにらんだ人材育成のためのいわき工科大学の設立を考えているようです。そして小名浜港を活用した福島県内に水素を配布する、そういう構想を立ち上げると。人のふんどしで相撲を取られるのであるならば、私たちはせっかくここまでやっているわけですから、当然、世界一の水素工場を造るぐらい、そういう意気込みで、国との交渉はできないけれども、私たちも議会として応援します、応援団になります。そういうふうにして私は進めるべきではないかと。今の研究、あの状況では、この町にとって害があると思う、害はないのか、あるのか分かりません。

例えば、そこの道の駅にスタンドをつくる、町税だけで行われる、これは、私は賛成しました。保守的、そんなものも役所には必要であるから。しかし、同じ日の新聞で伊達重機さんが例の50台も、東京オリンピックで使用された中古車を導入して、50台ですよ、これでリース会社を起こしちゃうんですよ。

郡山の佐藤燃料も、トヨタと組んで水素燃料の機器をつくる。エネオスも保土谷化学も、岩谷産業はオーストラリアから持ってくる。何で浪江でこんなに一生懸命やって、行政挙げて日本一だ、世界一の研究だと町民にこれだけ言って、日本に発信して、その製造拠点もなければ、こういうのは町をつくるために大事なお金をみすみす失っていることなんです。水素をつくって棚塩に水素火力発電所、日本で初めてののをつくったらどうですか。水素工場が棚塩で駄目なら大堀地区でもいい。そういうふうにまちづくりというのは未来を含む、そしていいところを分捕る、そういうような気概でやっていただきたいなと思っています。

いろいろ答弁も考えてきたんでしょうけれども、なかなか難しいから答弁は要りません。以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

(午前 11 時 59 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 1 時 30 分)

◇ 武 藤 晴 男 君

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君の質問を許可します。

[1 番 武藤晴男君登壇]

○1 番（武藤晴男君） 1 番、武藤晴男です。

一般質問の件で議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で以下の質問をいたします。

質問の 1 つ目、震災から 11 年を迎える今、浪江町をどんな町にしていくなかについて、その次の質問をします。

浪江駅周辺整備計画の 2021 年度の基本設計の進捗状況と 2022 年度の計画及び駅西側の公共施設と駅東西自由通路設計計画について伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

今年度は駅周辺の造成基本設計の中で、町道の拡幅、道路の構造、無電柱化及び歩道、車道の共存等について検討をしております。空間デザイン基本計画では、隈研吾建築都市設計事務所、伊東順二事務所、住友商事株式会社と居住施設、交流施設、商業施設、緑空間の配置及びデザインについて検討しております。

来年度につきましては、造成の詳細設計及び各施設の建築基本設計を進めてまいります。

また、駅西側の公共施設のふれあいセンターなみえの新しい各施設につきましては、本年度 6 月中のオープンを目標としております。

駅東西自由通路につきましては、本年度基礎調査を行いまして、自由通路やそれに接続します駅前広場の位置などを検討しております。来年度は基本設計に着手する予定でございます。

また、駅西側につきましては、長距離バスや駅を利用する方のためにロータリーや駐車場を整備し、オフィスビル等のために用地の確保を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 今の回答で了承はいたしました。

1 つ再質問します。

計画の中で、エレベーター設置の実施年度というのが分かりまし

たら教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 東西自由通路のエレベーターの件だと思えますけれども、今後、設計を詰めていくに当たりまして、ＪＲとの協議の中で決まるものと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） １番、武藤晴男君。

○１番（武藤晴男君） 了解いたしました。

では、引き続き２つ目の質問で、都市計画の事業認可の見通しについても伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 都市計画事業の認可につきましては、浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成事業としまして、２月２５日に事業の認可をいただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） １番、武藤晴男君。

○１番（武藤晴男君） ありがとうございます。

引き続きまして、質問の２つ目、新たな産業を創出するかについての質問です。

この町は、県の浜通りのほぼ中央に位置し、震災以前から南北にＪＲ常磐線と国道６号線、東西に国道１１４号線とその他県道が多くあり、さらに震災後には常磐自動車道も開通し、浪江インターチェンジも設置されています。そして、福島市、郡山市、いわき市、仙台市などとも適度な位置関係にあります。

そこで１つ、私からの提案です。町はこのような優れた立地条件を生かした流通の一大拠点づくりを目指す考えはありますか、伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議員おっしゃるとおり、浪江町は各種公共交通が復活し、利便性も高まってきたところでございますが、現在、大手物流路線のラストワンマイルが町内に届かない状態となっています。そこから脱却するためには、これから産業団地に進出していただく事業者様も含めた町内及び双葉郡に流通する荷量を増やして、物流事業者が採算を取れるようにすることが必要と考えております。

インターチェンジが市街地に近く、雪などの自然条件も厳しくない、物流に有利なインターチェンジ周りの土地がまだ開発されていないなどの好条件ではありますので、まずは先ほどの物流の回復を

図りつつ、検討を進めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） そうしますと、大枠では了解しましたけれども、私の言っているような全く新しい発想の下で、新たな産業として育成するという方向にはまだいないというふうなお考えでよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議員お質しのとおり、最終的にはそのような形に持っていきたいことはやまやまではありますが、まずは目前の問題を解決し、先ほど申し上げましたような立地が非常に有利な場所にありますので、その有利な点を活用して物流の拠点としていきたいという気持ちには変わりありません。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 分かりました。

次の質問ですが、町の北部と南部にエネルギーを創出する地域、東側に水産加工地域、中心部は居住区域、現在、西の地域は帰還困難区域ですが、令和 4 年度には特定復興再生拠点区域となり、避難解除がなされれば大堀相馬焼の普及を含めた町産業流通地域とするような計画は町でお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議員おっしゃるとおり、津島地区全体を含めた町の西側は帰還困難区域となっております。しかしながら、一部の地域で避難指示解除が進む予定でありまして、お質しの流通地域ということであれば、先ほど申し上げましたように、高速道路インターチェンジの周りが物流を含めた様々な企業の進出が期待されるところであります。

インターチェンジの近くということで、室原地区はそうした産業の誘致に期待をしておりますが、一方、末森や大堀、津島地区につきましても、元々の地形、環境を生かした林業や農業、観光といった分野で活用できるのではないかと考えております。

観光としての大堀相馬焼については、陶芸の杜と各窯元様、そして販売所としての道の駅も含めた形で人の流れをつくっていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 了解しました。

質問事項の 3 つ目に入ります。

ゼロカーボンシティの取組についての浪江産水素の利活用については、先ほど 16 番議員の質問の回答で了解済みなので、1 番目につ

いては割愛します。

2つ目、3つ目についても、先ほど8番議員の質問の中で出ましたので、取りあえず了承しています。ただ、(3)についての件については、別の方面から1つ質問したいと思います。

水素タウンなみえの全国情報発信をもっと強化する考えはありますか。例えば、水素といえば浪江町、どうぞ浪江に水素を入れに来てくださいとか、工場とか発電所用の燃料も活用できますとかの案内をしたり、各地の水素ステーション設備へ浪江産水素の売り込み等できますというふうに、町では言うことができるかお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 水素の取組につきましては、現時点においても非常に多くの方々から注目をいただいております、世界各国、全国各地の政府関係者や自治体関係者及び多くの民間事業者から多くのお力添えをいただいております。視察もございました。

そのような中で、町民や一般の方々に対する普及啓発に多少課題があることも認識しておりますので、この現状に甘えることなく、各種取組を引き続き推進しながら、水素といえば浪江と誰もが思い浮かべていただけるよう、情報発信についても積極的に取り組んでいきますとともに、様々な用途において浪江産水素が活用できる環境をこの地で目指してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 1番、武藤晴男君。

○1番（武藤晴男君） 今の回答で、水素そのものについては、ただいま実証、実験、研究の段階であり、一般普及についてはこれからというふうに聞いていますので、一応の了解はいたしました。

4つ目の質問で、環境省、脱炭素先行地域100重点対策地域に令和4年度にエントリーするという計画を聞きましたが、当町は具体的に脱炭素の基盤となる重点対策項目は何を上げたのですか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 脱炭素先行地域100につきましては、町内の一定エリアを先行して2030年までに民生部門のカーボンニュートラル化を実現していくものであり、認定されれば実現に向けた各種交付金が活用できる制度となっております。来年度中にエントリーしたいと考えております。

町としては、駅前再開発エリアの整備に合わせて、当該エリアを脱炭素先行地域100としてエントリーを考えております。申請に当たっては具体的な計画が必要となっており、エリア内の施設のエネ

ルギー需要量を適切に把握した上で、再エネ等の導入量や水素の活用方法、整備内容などを明確化する必要があります。

駅前再開発の各種設計や整備計画に合わせて、脱炭素先行地域100申請に必要な内容もしっかりと精査し、エントリーを進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 了解いたしました。ぜひ今後、新たな産業とつなげられるように、一步一步力強く進行していくことをご期待いたします。

次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、帰還困難区域に対する町の復興、再生についての項目です。

先日、復興庁、環境省、原子力災害現地対策本部、経済産業省宛てに、帰還困難区域に町村長と議長の連名で地域復興再生に向けた重点要望書が提出されました。また、私たちも帰還困難区域の住民として復興再生促進協議会を立ち上げて要望活動をしています。国は各自治体の正式な要請があれば、柔軟かつ適切に、さらに早急に対処すると言っています。

そこで、昨年末の町民に対する説明会を踏まえ、次の各内容の確認と町の考え方をお伺いいたします。

この質問に関しては、先ほどの町長の行政報告とか近日報道等となされている内容と多くが重なっているので、大変分かりづらいと思いますけれども、確認の意味でも再度質問しますので、ご理解ください。

1 つ目、現在、町には、3 地区の特定復興再生拠点があります。町は特定復興再生拠点の空間線量が規定内であれば、避難を解除し、万が一でも高線量のスポットが残るのであれば、解除規定以内にすると言っています。さすれば、国から再除染、国で言っているフォローアップ除染ですが、再除染を確約したと町では受け取っているのか、また、引き続き1ミリシーベルトを目指してほしいと同時に、国へ要望を正式に提出しているということの認識でいいのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

避難指示解除の要件には、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であること、県、市町村、町民との十分な協議などがございますので、ホットスポットがある

場合はフォローアップ除染が必要と認識しております。

国は長期的な目標として、追加被曝線量が年間 1 ミリシーベルト以下を目指すものとしておりますので、引き続き町としても要望を継続してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 先ほども述べましたけれども、そのことを要求書みたいな形で、町として正式に、もう既に要望書として上げているのかを確認したいと思います。お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国のほうで年間 1 ミリシーベルト以下を目指しますと記載しておりますので、当然やっていただけるものというふうに認識しておりますので、近年におきましては書面という形で提出はしていないところでございますが、折に触れて、その部分につきましてはしっかり対応していただくように要請をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 先ほどもお話ししましたけれども、これは回答要りませんけれども、私どもが復興庁とか県とかに行って要望するんですけれども、そのたびに、町の行政のほうから正式にその要望書を上げてくださいと我々何度も行って言われているので、その辺で、要するに国とかは行政のほうから言われなくなかなか対応できないというんですよね。お願いいたします。

では、2 つ目の質問で、町は帰還困難区域の避難指示解除が令和 4 年度になされますが、帰還した人の放射線被曝管理の観点から、空間線量と併せて土壌線量把握が大事だと思うが、町としての認識をお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ご質問にお答えいたします。

空間線量は、ほとんどが土壌からの影響に起因するものとなっており、空間線量が低ければ必然的に土壌の放射能濃度も低いと考えられております。また、帰還困難区域の避難指示解除要件である年間の被曝線量に関しても、空間線量から判断されることになっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

その前に武藤議員に申し上げますが、一議員としての質問が当然でありますけれども、質問の中に私たちという表現を使っております。

して、議員としての質問を明確にして質問を行うようにしていただきたいと思います。

○1 番（武藤晴男君） 分かりました。

今の回答からいいますと、土壤線量というのは土壤の中の放射線量を測るというのではなくて、空間線量を測れば、おのずと土壤線量が推測されるというふうな考え方でよろしいのかどうか伺いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 了解しました。

次に、特定復興再生拠点区域について、町は国道、県道、全ての町道に係る外縁除染を国に要望をしたのですか、伺いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

道路の外縁除染をするというためには、まず道路自体が拠点に位置づけられることが必要でございます。昨年8月の新たな国の方針を受けまして、本年1月20日の原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の要望におきまして、帰還意向のある方が必要な生活範囲について帰還する住民の意向を反映し、安心して生活できるように必要な除染を行うことを求めておりまして、生活道路として最大限適用されるように求めています。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 分かりました。

次に、区域外の復興・再生のロードマップがまだ示されていなく、地区住民は今も不安です。町は国へ具体的な除染計画と住めなくなった住宅解体計画、さらには避難指示解除計画を何度でも要望してほしいと考えますが、町の認識をお伺いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

本年1月20日に実施した原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会の要望では、国が残された課題とした長期避難を強いられ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について速やかに方針を示すことを求めておりまして、これからも強く求めています。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 了解しました。

次に、特定復興再生区域外で進められている外縁除染の範囲が道

路の両脇20メートルに限られていますが、その拡大を求める旨で国と協議できないか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

外縁部除染の範囲につきましては、避難指示解除地域の線量低減を目的としておりまして、これまでも要望しておりましたが、全てを一律に拡大するという事は厳しい状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） そういった回答になるとは予定していました。

であれば、6 回目の質問ですが、現在進められている白地地区の外縁除染ですが、いつ頃に外縁除染ではなくて避難解除を前提とする本除染とっていいのか、そういった除染に切り替える要望をすることを町としては予定していますか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

外縁部除染は、拠点の線量を下げするために、その外縁部の拠点外を除染するもので、解除はされないものと認識しております。拠点外につきましては、昨年 8 月に新たな国の方針が示されておりますので、それにしっかりと対応し、速やかに意向確認に入れるように取り組んでまいります。

また、国が残された課題とした土地、家屋についても速やかに方針を示し、取り組むことを強く求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 何度も質問が数多くあって申し訳ないんですけども、確認の意味で質問しますのでご了承いただきたいと思います。

私が上げた 7 番及び 8 番及び 9 番についての質問ですが、先ほど 16 番議員が質問されたので、別な観点から質問したいと思います。簡単な質問なので、ご了承いただきたいと思います。

特定復興再生拠点区域外の除染が完了しても、避難解除には除染をして避難解除をするのにあと 9 年ほどかかる計画なんですけれども、その期間の財産の保全、これについては避難住民が自己責任でやらなければいけないかということをお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

国から、2020 年代をかけて意向確認、除染、避難指示解除のサイクルを複数回行うことを想定しているとの説明がございましたので、第 1 サイクルの除染後から、遅滞なく避難指示が解除されるように

進めてまいりたいと考えてございます。

また、管理につきましては、既に解除済みの区域を含め、これまでも所有者様に管理をお願いしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） そうしますと、次の質問にいきますけれども、今度は、解除要件の 1 つの中にインフラの整備という内容があります。ただいま特定復興再生拠点の整備の中で、旧つしま活性化センターの改修工事が現在行われておりますけれども、その工事が終わった後に、こういった施設の内容の整備計画があるか、もし分かる範囲であれば具体的に挙げていただきたいのですけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

3 地区でございますが、生活インフラとして上水道の管路は復旧が済んでございます。井戸の整備につきましては、国へ申請した後に町が整備をいたします。合併処理浄化槽の汚泥の引き抜きについては、環境省が 1 回に限って受け付けをしております。また、新たに設置する場合の補助金につきましては、町で受け付けをしております。電気、ガス、固定電話につきましては準備宿泊前までに、郵便につきましても避難指示解除時点で使用可能になるように事業者と調整をしております。

浪江町全体の防災拠点が室原地区に令和 4 年度に完成予定でございます。消防屯所につきましては、大堀防災コミュニティセンター、仮称荻野防災コミュニティセンターの設置及び下津島消防屯所を改修するとともに、つしま活性化センター敷地内に備蓄倉庫を整備し、総合的な防災体制に取り組んでまいります。

また、津島支所につきましては、つしま活性化センターで再開できるように準備を進めてまいります。津島地区の町営住宅につきましては、つしま活性化センター敷地内に避難解除後、早期に入居できるように整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1 番、武藤晴男君。

○1 番（武藤晴男君） 了解いたしました。

次の質問の 10 番目と 11 番目なんですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、16 番議員及び 7 番議員の質問の中にありました内容ですので、その質問の回答で了解いたしますので、私からの質問はいたしません。

以上をもちまして、私からの質問は以上です。ありがとうございます。

ました。

◇ 吉 田 邦 弘 君

○議長（佐々木恵寿君） 続きまして、3番、吉田邦弘君の質問を許可します。

3番、吉田邦弘君。

〔3番 吉田邦弘君登壇〕

○3番（吉田邦弘君） 議長より許可をいただきましたので、一括質問方式で質問をさせていただきます。

1番、新型コロナウイルスワクチン接種について。

（1）新型コロナウイルスが急激に拡大したため、3回目の接種が急がれます。

1番、現時点において3回目の接種状況についてお伺いいたします。

2番、5歳から11歳のワクチン接種の取組について、国の方針としては3月からの予定ですが、町の状況をお伺いいたします。また、12歳以上と以下では接種量が変わりますが、間違わないための対策をお伺いいたします。

2回目の接種後、8か月以上となっていますが、基礎疾患を持っている方が病院の主治医に前倒しで接種できると言われていますが、接種券を前倒しで発行することができるかお伺いいたします。

（2）仮設津島診療所においてワクチン接種はできませんが、県内に住んでいる方は浪江町で行われる集団接種を受けられるのか、お伺いいたします。

（3）コロナ感染者が自宅療養になった場合、町としての取組はどのようになっているか、お伺いいたします。

（4）PCR検査、抗原検査を町で積極的にできないか、お伺いいたします。

2番、認定こども園・学校・公共施設の防犯対策についてお伺いいたします。

（1）昨年11月9日、宮城県、福島県、11月15日、刃物を持った不審者などの事件が発生しています。

①認定こども園や学校において防犯対策の状況と町の考えをお伺いいたします。

②各施設の防犯対策、用具はどのようなものを用意されているかお伺いいたします。

③不審者に対する対策マニュアルは作成されているか、警察との連携はどのようになっているか、お伺いいたします。

④防犯教室、想定訓練の実施状況は、町はどのように考えているか、お伺いいたします。

3 番、災害対策について。

(1) 地震、台風あらゆる災害について。

①番、災害発生時、高齢者や障害者など避難困難者の支援体制についてお伺いいたします。

②近年、ペットは家族の一員として大切に思う世帯が増えています。災害時のペット同行避難について、町の考え、対応をお伺いいたします。

4 番、(1) 医師のみならず患者となる町民の高齢化が進む中、町として先を見据えなければならないことだと思います。5年後、10年後、どのような医療体制になっているか状況を分析し、町民が安心できる診療所でなければなりません。町としての考えと対策をお伺いいたします。

1 回目の質問は終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より、最後の質問になります診療所についてのお質しにお答えいたします。

浪江診療所は、帰還、移住した町民、そして復興事業関連業者の健康不安解消のために設置をしております。それらの方々に安心していただける診療所であるためには、安定した医療体制が必要であり、医療スタッフ、財源の確保が大きな課題と考えております。また、今後、体制強化のために診療科目の拡充も必要と考えております。

医療体制の充実につきましては、町としても帰還環境整備の最重要課題と認識しておりますが、町単独では行うことに限界があるために、国・県に対して人材の確保、財源の支援などに引き続き要望をしまいたいと考えております。

一方、仮設津島診療所については、様々な事情により帰還困難な住民の健康不安の解消を図るべく設置をしているところであります。施設は県有財産であり、その運営に当たりましては、医師の高齢化や浪江診療所と同様に、医療スタッフ、財源の確保など様々な課題もありますが、避難している町民にとってはかかりつけ医としての需要があり、避難先における保健・医療の拠点としての運営を維持していく方向で、引き続き県と調整してまいります。

しかしながら、患者数は年々減少傾向にあることから、その終了時期につきましては、今後の運営状況等を見据えながら、しかるべき時期に議会や町民の皆様の意見等を伺った上で、今後判断してま

いりたいと考えております。

以上でございます。他の項目につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、1番の新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず、（1）の①現時点における3回目の接種状況についてお答えいたします。

町内の65歳以上で2回目接種終了後、7か月を経過した3回目接種の対象者数は607名で、モデルナ製ワクチンの接種を希望した338名については、2月15、16日に接種を終了しております。2月未接種の方269名、3月以降対象となる65歳以上の方60名及び18歳以上64歳以下の方811名についても、3月中旬以降、順次希望者に接種をする予定となっております。

町外につきましては、各自治体の接種の進行状況と2回目接種終了時期により順次接種券を発送しており、現在まで9,795名に接種券を発送しております。

続きまして、②番の5歳から11歳のワクチン接種についてお答えいたします。

5歳から11歳のワクチン接種については、双葉郡合同で、ふたば医療センターにおいて3月から実施する方向で進めております。事前に町内居住者及び郡内に避難している5歳から11歳の対象者35名へ意向調査を実施し、13名が接種を希望しております。

また、12歳以上と以下では、接種量の違いだけではなくワクチンの種類が違いますので、接種につきましては会場や接種日を分けるなど、間違いがないよう慎重に対応することとなっております。

続きまして、接種券の前倒しのご質問についてお答えいたします。

2回目接種後、6か月以上が経過すれば自治体の状況に合わせて接種が可能となりましたので、6か月以上経過し、接種券の発行を希望された方については前倒しで発行しております。

次に、（2）の県内に住んでいる方が浪江町の集団接種を受けられるかのご質問にお答えいたします。

県から配分されるワクチンは、居住人口を基準としておりますので、町外居住者分のワクチンは配分されません。さらに、町内の接種体制は、町外居住者を受け入れる余裕がない状況でございます。

また、遠方から来られた方が帰宅途中に重篤な副反応が発生する可能性もございますので、町外居住者の接種は非常に困難であることをご理解願います。

次に、（３）の自宅療養者の対応についてお答えいたします。

自宅療養者についての健康観察は、県保健所が実施しており、町は自宅療養者に係る事業連携を行っております。当町において自宅療養者となった場合には、保健所からの連絡により、健康状態の確認資料や血中酸素飽和濃度を測定するパルスオキシメーター及び療養者が希望した場合は食料品を届けることとなっております。

次に、ＰＣＲ検査、抗原検査を町で積極的にできないかというご質問にお答えいたします。

風邪のような症状や発熱等の症状がある方については、従来どおり、かかりつけ医または受診相談センターへ連絡し、指定医療機関を紹介されての受診、検査となります。それ以外で感染不安を感じる無症状の県民に対しては、県が207か所で無料検査を実施しており、近隣では南相馬市原町区内に、南相馬市ＰＣＲ検査センターを含め８か所で無料検査所を開設しております。

また、町ホームページに県のホームページにリンクする形で検査場所を掲載しておりますので、感染不安のある方についてはご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 大きな２番、認定こども園・学校・公共施設の防犯対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、浪江にじいろこども園でございますが、防犯カメラを外部に４台、内部に２台設置し、事務室において不審者を確認できるようにしております。また、園庭のフェンス、建物のドアは常時施錠しております。こども園にご用の方はインターホンで呼出しをしていただき、安全が確認できてから鍵を開けることとしております。

また、万が一不審者が園内に入ってきた場合に押し止めるため、さすまたと撃退用の催涙スプレーを準備しております。さらに、不審者対策マニュアルを作成し、教職員で認識を共有するとともに、昨年11月には双葉警察署の協力を得て、警察官に不審者役をお願いし、初動・園児避難・不審者対応・110番通報などの実動訓練を行ったところでございます。

次に、なみえ創成小・中学校でございますが、こちらにも防犯カメラを７台設置し、職員室にて不審者の確認ができるようにしております。また、教室内への不審者侵入を防ぐため、教室は内側から鍵をかけられるような仕様しております。

防犯対策用具としましては、さすまたや催涙スプレー、警棒、防犯ブザーなども準備しております。

不審者対策マニュアルも作成しており、教職員で対応についての共有を図っております。

さらに、昨年9月には、警察官に不審者役をお願いし、初動・児童生徒の避難・不審者対応・110番通報・子供の不審者確認訓練などの実動訓練を行ったところであります。

そのほか、警察署との連携につきましては、こども園、創成小・中学校とも定期的な巡回パトロールに加え、朝の登校時にもパトロールをしていただき、登校時の声かけ、挨拶などや防犯訓練にとどまらず、防犯教室や交通教室の実施、教職員との情報共有など、常日頃から連携を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 3、災害対策について、（1）地震・台風あらゆる災害について、①災害発生時、高齢者や障害者などの避難困難者の支援体制について、ご質問にお答えします。

高齢者や障害者などの要支援者への対策としましては、浪江町地域防災計画において避難行動要支援者名簿の作成をすることとしております。災害時には、それに基づき安否確認や避難誘導を行うこととしており、災害対策本部要配慮者対策班において、個別連絡や状況によっては避難所までの誘導を行っております。

そのほかに福祉避難所を開設して、災害の際に、一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者に対応できるように努めております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 次のペット同行避難についてお答えいたします。

動物愛護や被災者の心のケアという観点からも、ペットの同行避難は重要と考えております。浪江町地域防災計画では、ペットの避難体制の整備としまして、指定避難所や仮設住宅におけるペットの受入れ等について定めておまして、昨今の災害におきましても避難所内の一部にペット同行避難者用のスペースを設けたところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、吉田邦弘君。

○3番（吉田邦弘君） 明確な回答、ありがとうございました。

私の質問は以上です。終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で3番、吉田邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後　２時１９分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年浪江町議会3月定例会

議 事 日 程（第2号）

令和4年3月4日（金曜日）午前9時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 浪江町企業立地促進条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 双葉郡浪江町役場支所設置条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | マリンパークなみえ設置条例の廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 工事請負契約の締結について（育苗施設敷地造成工事） |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 工事請負契約の変更について（堤上ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 工事請負契約の変更について（上ノ原ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 17 | 議案第 19 号 | 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事その2） |

日程第 1 8	議案第 2 0 号	令和 3 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 9	議案第 2 1 号	令和 3 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 0	議案第 2 2 号	令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和 3 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和 3 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 6	議案第 2 8 号	令和 4 年度浪江町一般会計予算
日程第 2 7	議案第 2 9 号	令和 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 4 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 2 号	令和 4 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 3 号	令和 4 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 3 4 号	令和 4 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 3 5 号	令和 4 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 6 号	令和 4 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 7 号	令和 4 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 8 号	令和 4 年度浪江町水道事業会計予算
日程第 3 7	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（14名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	小 澤 英 之 君	7 番	紺 野 則 夫 君
8 番	佐々木 茂 君	9 番	山 本 幸一郎 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	平 本 佳 司 君	14 番	佐々木 勇 治 君
15 番	山 崎 博 文 君	16 番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（2名）

6 番	半 谷 正 夫 君	10 番	高 野 武 君
-----	-----------	------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副	町 佐 藤 良 樹 君
副	町 小 林 弘 典 君	教	育 笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君	総 務 課	横 山 長 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	掃部関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 書	務 局 長	吉 田 厚	田 田 記	志 郎 典	君 君	次 長 兼 係 長	中 野 夕	華 子	君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は14人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。
-

◎議案第4号から諮問第1号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。日程第2、議案第4号 浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定についてから日程第37、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第4号から日程第37、諮問第1号までを一括議題とします。
日程第2、議案第4号 浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第4号 浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。
本案は、令和4年度から福島県より教育職員の割愛を受けるため、教育職員の給与に関し特例を定めるため、条例の制定を行うものであります。
詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

まず、1、制定の趣旨でございますが、この条例は、令和4年度より福島県から教育職員の割愛を受けるに当たりまして、その給与に関し特例を定めるために制定するものでございます。

次に、2、制定の主な内容でございますが、（1）第2条は、この条例における教育職員の定義を定めた規定になります。

続きまして、（2）第3条につきましては、割愛を受ける教育職員の給料表につきましては、職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例で規定しております教育職給料表の規定を適用とする特例を定めたものでございます。

続きまして、（3）第4条につきましては、割愛を受ける教育職員の職務について、その複雑、困難及び責任の度に基づきまして、県教育職給料表に定める職務の級の分類から、町で定める等級別職務基準へ対応させる等のための規定でありまして、職務の級の分類については町長が規則で定めることとしたものでございます。

（4）第5条につきましては、町職員の期末手当の役職加算に関する規定につきまして、割愛を受ける教育職員の等級別職務に対応させるための読替え規定を定めたものでございます。

続きまして、（5）第6条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項については、規則へ委任とするものでございます。

最後になりますが、3、施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第5号資料によりご説明いたします。

1の趣旨でございます。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免につきまして、浪江町国民健康保険税条例及び浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、今回、制定の条例の定めるところによるとしたところでございます。

2の国民健康保険税の減免でございます。

第3条関係でございますけれども、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が被災者である場合は、解除区域で世帯に属する被保険者の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額の合計額が600万円を超える世帯を除き、全額を減免するとしたものでございます。

3、介護保険料の減免、こちらは第4条関係でございます。

浪江町が行う介護保険の第1号被保険者、65歳以上の方でございます。こちらが被災者である場合について、解除区域で地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が633万円を超えるものを除き、全額を免除するとしたものでございます。

第3条、第4条関係につきましては、令和3年度の減免の内容と変わらない内容となっております。

4の施行期日でございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第6号 浪江町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第6号 浪江町企業立地促進条例の制定について、ご説明いたします。

当町における企業の立地を促進するため、建物等を新設、増設または再整備を行うものに対し奨励措置を講じ、産業振興と雇用の創出を図るため、条例を制定するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第6号資料をご覧ください。

1、制定の趣旨といたしましては、企業立地を促進するため、事務所、工場等の建物等を新設、増設、または再整備するものに対し奨励措置を講じ、雇用の創出を図るため、この条例を制定するものです。

2番、主な内容といたしましては、第1条は目的について、第2条は言葉の定義、第3条は奨励措置の内容、すなわち奨励措置の種類、要件、交付額について、別表において定めております。1億円以上の整備が要件でありまして、交付額は1社当たり上限が500万、正規従業員1人等につきましては20万円等などといった内容でございます。

第4条から第6条は手続において定めておりまして、次のページですが、第7条は譲渡または担保の禁止、第8条は権利の承継、第9条は、本条例または関係法規に違反するおそれがある場合、報告、指示ができることを規定しています。

第10条は必要事項を規則で定められる旨を規定しています。

3、施行期日、この条例は令和4年4月1日からとしています。

なお、この条例が大半の双葉郡町村であり、当町においてなかったということも、制定を急ぐ理由としております。

説明は以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第7号 双葉郡浪江町役場支所設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第7号 双葉郡浪江町役場支所設置条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町役場津島支所の移転に伴い位置の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

まず、1、改正の趣旨でございますが、この条例は、浪江町役場支所の移転に伴いまして位置の変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容ですが、第2条中の津島支所の位置を大字下津島字町45番地から津島活性化センターの所在地でございます大字下津島字松木山22番地1に改正するものでございます。

最後に、施行日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行す

るとするものでございます。

以降は新旧対照表になっておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する等のため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

まず、1、改正の趣旨でございますが、この条例は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する等のため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容でございますが、（1）第2条及び第18条の改正は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する改正でございます。非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得について、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員の取得も可能としたものでございます。

（2）第21条の新設につきましては、妊娠または出産等について申出があった場合における措置等を定めたものでございまして、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対しては、育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認等を行うとするものでございます。

（3）第22条の新設は、勤務環境の整備に関する措置を定めたものでございまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないとしたものでございます。

最後に、3、施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するものとなります。

なお、2ページ以降は新旧対象となっておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく、自動車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当の限度額の改定及び人事評価制度の評価結果を職員の勤勉手当に反映させるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

まず、1、改正の趣旨でございますが、この条例は、福島県人事委員会の給与勧告に基づきまして、自動車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当の限度額を改定しますとともに、人事評価制度の評価結果を職員の勤勉手当に反映させるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容ですが、12条の改正につきましては、自動車等を使用して通勤する職員に支給します通勤手当の限度額を5万9,900円から6万700円に引き上げるものでございます。

21条の改正は、6月1日及び12月1日、こちらは基準日と言いますが、それぞれ在職する職員に対し支給する勤勉手当に、基準日以前における直近の人事評価の結果を反映させるとするものでございます。

最後になりますが、3、施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するとするものでございます。

なお、2ページ以降は新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、職員が東日本大震災に対処するため作業に従事したときに支給する職員の特殊勤務手当のうち、居住制限区域において行う作業を対象とする規定を削るため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

まず、1、改正の趣旨でございますが、この条例は、職員が東日本大震災に対処するため作業に従事したときに支給する特殊勤務手当のうち、居住制限区域内において行う作業を対象とした規定を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容でございますが、第5条の改正は、職員が居住制限区域において行う作業に対する特殊勤務手当の支給を廃止するものでございます。

別表の改正につきましては、第5条の改正に伴いまして、居住制限区域において行う作業に対する特殊勤務手当の支給額を削除するものでございます。

最後になりますが、3、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。

なお、2 ページ以降は新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第11号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第11号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、令和3年4月13日付消防長官通知の「消防団員報酬等の基準の策定等について」に基づき、消防団員の処遇改善による加入促進を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

まず、改正の趣旨でございますが、この条例は、消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2、改正の内容ですが、（1）第15条の改正は、消防団員への報酬を年額報酬と出動報酬とし、年額報酬につきましては、その支給額を別表3による金額としまして、これを年度の上期と下期に分けて支給すること、それから、出動報酬につきましては、団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合に、別表4による金額を支給することとしたものでございます。

なお、出動報酬につきましては、これまで費用弁償として支給していた出動に対する手当、以下出動手当と言わせていただきますがこれを今後は報酬として支給するものでございます。

ここで、2 ページ、（4）別表の改正をご覧ください。

こちら別表第3の改正につきましては、先ほどの団員報酬を2万5,000円から3万5,000円に引き上げるもの、別表第4の改正は、出動報酬について、支給単位を1回につきから1日につき改正しまして、うち、災害出動に対しては、支給金額を5,000円から、1日につき4時間以上の場合は8,000円、4時間未満の場合は5,000円に改正するものでございます。

1 ページにお戻りください。

（2）第16条の改正は、団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事するために旅行した場合には、職員等の旅費に関する条例の規定の例によりまして費用を弁償するとしたことでございます。

なお、（1）ウによりまして、今後出動手当の部分は出動報酬として支給することに伴いまして、費用弁償としての支給は旅費に限られることになります。

続きまして、（3）附則第5項の改正につきましては、活動拠点の整備が完了することで、令和4年度から震災以前のような活動が再開できることから、震災以前の年額報酬に戻すため、これを廃止するものでございます。

また、附則第6項の改正は、これまで費用弁償の特例として支給していた帰還困難区域等における作業に対する手当を報酬の特例として出動報酬に加算して支給することとしまして、あわせて居住制限区域における作業については、実態がないということで、これを撤廃するものでございます。

2 ページをご覧ください。

最後に、3、施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、これ以降は新旧対照表になりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第12号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第12号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度から新たな防災交流施設が開所することから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

まず、1、改正の趣旨ですが、この条例は、新たな防災交流施設が開所することに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2、改正の内容でございますが、（1）第2条の改正は、防災交流施設の名称及び位置としまして、新たに開所します浪江防災コミュニティセンター、苅野防災コミュニティセンター、幾世橋防災コミュニティセンターを追加するものでございます。

（2）別表の改正につきましては、別表1について、大堀だけに限定するものではなくなったことから、大堀コミュニティセンター集会室を防災コミュニティセンター集会室に改めるものでございます。

最後に、3、施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、以降は新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第13号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第13号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、人事評価制度の評価結果を企業職員の勤勉手当に反映さ

せるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案資料によりご説明いたします。

改正の趣旨及び内容ですが、議案第9号において説明のありました人事評価の結果を勤勉手当に反映させる条例改正について、企業職員、すなわち水道事業会計より給与が支払われている職員についても同様の改正を行うものになります。

下の新旧対照表につきましては、第13条、勤勉手当の規定に人事評価の結果を反映させる旨の文言を追加しております。

3に戻りまして、施行期日は令和4年4月1日からの施行といたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第14号 マリンパークなみえ設置条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第14号 マリンパークなみえ設置条例の廃止について、ご説明いたします。

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の津波による被害を受け解体撤去となったマリンパークなみえを廃止することに伴い、本条例を廃止するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、南産業団地整備、防災林造成等により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書と資料を合わせてご説明いたします。

認定路線の表をご覧ください。

まず、2行目、路線番号116、高瀬請戸線は、資料は2をご覧ください。

ださい。

路線表示の赤い線の丸のところが起点で、矢印の先が終点です。本路線国道6号高瀬地区から南産業団地の北側を通り、請戸まで続く本路線は、請戸漁港小高瀬迫線として整備をしてきました。今年度末の工事の完成に伴い、高瀬請戸線として認定するものです。

1行目にお戻りいただきまして、路線番号112、堀内新町線は資料1をご覧ください。

本路線は、高瀬地区の県道落合浪江線交差点から請戸地区への路線です。先ほど説明いたしました請戸漁港小高瀬迫線の完成に伴い、重複する部分を廃止し、再認定するものです。

続きまして、3行目、路線番号4232、町田大原線は、資料3をご覧ください。

本路線は、県道広野小高線の新しいルートの完成に伴い、旧県道部が町に移管されるために認定をするものです。

路線番号5116、以下、議案書2ページ、5143までは、資料4をご覧ください。

整備中の南産業団地及び請戸漁港小高瀬迫線の完成に伴って認定をするものです。

続いて、議案書3ページをお開きください。

廃止路線の表です。

路線番号112、堀内新町線は、資料は5をご覧ください。

先ほど説明いたしました請戸漁港小高瀬迫線の完成に伴い、重複する部分を削除するために一旦廃止するものです。

路線番号5037、5038、6行下の5125、5129は、資料6をご覧ください。

請戸地区の海岸防災林の整備に伴い、廃止するものです。

表の4行目、路線番号5103、5113、5118は、資料7をご覧ください。

整備中の南産業団地及び請戸漁港小高瀬迫線の完成に伴い廃止するものです。

表の中段、路線番号5116、5117は、資料8をご覧ください。

こちらも整備中の南産業団地及び請戸漁港小高瀬迫線の整備に伴い廃止するものです。

表の一番下、路線番号5137は、資料9をご覧ください。

請戸漁港小高瀬迫線の整備に伴い、一部供用されておりました請戸住宅団地北側の区間を、今回、全線完成に伴い廃止するものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第16号 工事請負契約の締結

について（育苗施設敷地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第16号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、育苗施設敷地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明いたします。

1、契約の目的、育苗施設敷地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字苅宿字鹿畑地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、9,680万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額880万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年8月31日。

議案資料1をお開きください。

造成計画平面図となります。

赤い線で囲まれているエリアが事業対象地となっておりまして、北側の町道から出入りする計画となっております。

工事概要です。

二重線の枠内が工事概要となります。敷地造成工、面積1万4,040平方メートル、盛り土量4,798.5立方メートル、図面では黄色で示した範囲となります。のり面工、面積500.5平方メートル、図面では緑色で示した範囲です。排水構造物工、U字側溝工、幅250から400ミリ、延長1,036.5メートルです。集水ます工20基、図面では水色で着色された箇所となります。舗装工、町道出入口部、面積44.7平方メートル。図面左上の紫色で示した範囲です。伐採工一式となります。日照等に影響があるため、周辺の緑色で着色された樹木を伐採するものです。

なお、図面上の薄く表示している施設名と破線は、今後整備される施設の配置を参考を示しております。

議案資料2をご覧ください。

入札の執行結果表となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第17号 工事請負契約の変更について（堤上ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第17号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、堤上ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億6,950万円ですが、1億5,993万100円を増額し、4億2,943万100円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、堤上ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字末森字堤上地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前2億6,950万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,450万円。変更後、4億2,943万100円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額3,903万9,100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀。

6、工期、令和3年6月15日から令和4年10月28日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。

施工前調査の結果、堤上第1、第2ため池で施工範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策工事を増加する。第2ため池については、設計深までの対策を行ったが、8,000ベクレル・パー・キログラムまで低下しない箇所があったため、浚渫深及び掘削深を変更する。施工実績により耐候性大型土のう、及び固化材散布を増加する。内訳は、変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

堤上第1ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり根拠とした調査点の調査結果の数字は、黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しております。その結果、基準より高い数値

が施工範囲外にて確認されたことから、青色で示したエリアを追加し、その面積は1,132平米となります。

次に、議案資料3をお開きください。

堤上第2ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり根拠とした調査点の調査結果の数字は、黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数値が施工範囲外にて確認されたことから、青色で示したエリアを追加し、その面積は144平米となります。

また、黄色で着色した範囲について、設計深度の30センチまでポンプ浚渫を行っても基準濃度まで低下しなかったため、調査を行い、浚渫深を40センチへと変更し、その面積は1,788平米となります。

赤色で着色した範囲についても、同様の理由で掘削深を15センチから35センチに変更し、その面積は1,032平米となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第18号 工事請負契約の変更について（上ノ原ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第18号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、上ノ原ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は5,775万円ですが、1,325万6,100円を増額し、7,100万6,100円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、上ノ原ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字川添字中上ノ原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前5,775万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額525万円。変更後7,100万6,100円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額645万5,100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、令和3年6月15日から令和4年5月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。

施工前調査の結果、工事対象外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策面積を増加します。

施工実績により、耐侯性土のう、及び固化材散布を増加する。

内訳は、変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

上ノ原ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり根拠とした調査点の調査結果の数字は、黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数値が施工範囲外にて確認されたことから、斜線の黄色で示した掘削深25センチのエリアを追加し、その面積は34平米となります。

また、斜線の緑色で示した掘削深15センチのエリアを追加し、その面積は390平米となります。

灰色で着色した範囲は、8,000ベクレル・パー・キログラム未満であったため、対策範囲から除外しております。その面積は82平米です。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第19号 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事その2）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第19号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、丈六公園整備工事その2について、契約変更を行うものであります。

現在の後期は令和4年3月31日ですが、令和4年6月30日に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 議案書をご覧ください。

1、契約の目的、丈六公園整備工事その2。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億2,780万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,980万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17

番地 1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶・

6、工期、変更前、令和 3 年 6 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日、変更後、令和 3 年 6 月 15 日から令和 4 年 6 月 30 日です。

続きまして、議案資料をご覧ください。

理由書です。

変更内容をご覧ください。

工期の変更です。

本工事におきまして、排水溝の設置をするため掘削をしましたところ、想定外の湧水がありまして、この湧水処理のために約 1 か月半ほど時間を要しました。

また、現地調査しましたところ、展望台改修が必要であると判断しまして、改修工事の期間と園路を利用し資材、機械等を運搬するため、工程上約 1 か月半ほど時間が必要と分かりましたので、このため、当初の工期内の完成が難しくなったことから、工期を変更したいとするものです。

変更前工期が令和 4 年 3 月 31 日を、変更後、令和 4 年 6 月 30 日とするものです

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第20号 令和 3 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第20号 令和 3 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26億4,034万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を342億4,708万2,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款10地方交付税11億9,727万1,000円の増につきましては、主に令和 3 年度の震災復興特別交付税の交付額の見込みによる増でございます。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金1,523万4,000円の減につきましては、主に、次のページになりますが、節 2 児童福祉費国庫負担金の減でございまして、児童手当の支給額

実績見込みによる減でございます。

次に、16ページ、目2衛生費国庫負担金2,795万5,000円の減につきましては、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の内示額による減でございます。

目4災害復旧費国庫負担金1億8,862万3,000円の減につきましては、主に節1公共土木施設災害復旧事業費国庫補助金の減でございます。菅原橋災害復旧工事において、事業完了分の歳入となるための減でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6,362万4,000円の減につきましては、節1総務費国庫補助金につきましては、対象となった事業費の増減によるものでございまして、主に福島再生加速化交付金帰還・移住等環境整備につきましては、主に公営住宅家賃低廉化事業等の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、事業者等光熱水費等補助事業や空気殺菌器設置事業、飲食店食料品調達支援事業等に係る増、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金につきましては、令和3年度分の事業費の確定による減等を合計して、減でございます。

節2被災者支援総合交付金につきましては、被災者生活相談支援事業心の復興事業、高齢者等緊急通報設備設置事業の事業費実績見込みによる減でございます。

17ページ、目3衛生費国庫補助金3,748万1,000円の減につきましては、節2保健衛生費国庫補助金につきましては、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の減、節3環境保全費国庫補助金につきましては、水素柱上パイプライン実証事業のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金の減及びローカーボンビジョンの脱炭素・復興まちづくり推進事業補助金の科目見直しによる増を合計して、減でございます。

目5土木費国庫補助金4,610万8,000円の減につきましては、主に社会資本整備総合交付金につきましては、室原小丸北沢線整備事業の見送りのための減でございます。

18ページ、項3委託金、目1総務費委託金1億1,445万円の減につきましては、節3原子力災害避難区域等帰還・再生加速化事業委託金につきましては、有害鳥獣駆除事業や道路管理事業等の実績見込みによる減、また、節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金につきましては、主に両竹請戸線道路補修事業や津島活性化センター復旧事業等の実績見込みによる減でございます。

19ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金4,858万1,000円の減につきましては、主に節2福島再生加速化交付

金の乾燥調製貯蔵施設整備事業の実績見込みによる減でございます。

目 3 衛生費県補助金1,178万1,000円の減につきましては、主に節 5 の環境保全費県補助金の減で、ゼロカーボンビジョン策定業務に係る脱炭素・復興まちづくり推進事業補助金の科目見直しによる減でございます。

目 4 農林水産業費県補助金 3 億1,690万7,000円の減につきましては、主に節 1 農業費県補助金の減でございます、主に営農再開支援事業補助金での管理耕作等各種事業費の実績見込みによる減でございます。

20ページ、項 3 委託金、目 1 総務費委託金2,547万7,000円の減につきましては、主に節 3 選挙費委託金について、衆議院議員総選挙費の確定による減でございます。

21ページ、款16財産収入、項 2 財産売払い収入、目 2 不動産売払い収入1,114万3,000円の増につきましては、海岸堤防用地売払い収入による増でございます。

款17寄附金、項 1 寄附金、目 5 商工費寄附金1,038万7,000円の増につきましては、田尻義雄氏及び浪江女子発組合定期大会での寄附による増でございます。

款18繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 4 億4,412万円の減につきましては、一般財源確保及び歳出減に伴います財源調整による繰入れの減でございます。

目 2 浪江町復旧復興基金繰入金 7 億3,369万5,000円の減につきましては、主に防災拠点整備事業、南産業団地整備事業、ため池放射性物質対策、道路整備事業などの実績見込みにより、繰入れ減でございます。

22ページ、目 3 地域福祉基金繰入金5,000万円の減につきましては、財源が確保できたため、繰入れ減でございます。

同じく目 4 地域振興基金繰入金5,000万の減につきましても、財源が確保できたため、繰入れ減でございます。

目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金12億7,349万8,000円の減につきましては、主に防災拠点整備事業、南産業団地整備事業、ため池放射性物質対策、道路整備事業などの実績見込みにより、繰入れ減でございます。

目 9 公共用施設維持基金繰入金 1 億4,910万円の減につきましては、本庁舎改修工事の実績見込みにより減でございます。

23ページ、款21町債、項 1 町債、目 1 臨時財政対策債 2 億3,336万4,000円の減につきましては、他に財源が確保できたため、減でございます。

目 2 過疎対策事業債2,350万円の減につきましては、県の起債協議同意額により減でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

今回の補正予算は、主に、年度末を控えまして、事業費の確定による減額や不用額の整理などを行っております。

項目が多いため、主要なもののみ説明させていただきます。

24ページ、ここから歳出でございます。

25ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 文書広報費1,857万1,000円の減につきましては、主に節10需用費及び節11役務費において、広報なみえ印刷費及び郵送費の実績見込みによる減でございます。

目 3 財政管理費3,839万8,000円の増につきましては、主に節24積立金の増でございまして、東京電力からの賠償金として平成24年度行政経費に係る賠償金の積立て増でございます。

目 5 財産管理費 1 億9,781万3,000円の減につきましては、節12委託料につきましては、解体した公共施設跡地の調査測量について、跡地の利用事業が決まった後に跡地利用事業において実施したほうが効率的であるため減。節14工事請負費につきましては、本庁舎改修工事の年度内分の実績見込みにより減、節24積立金につきましては、海岸堤防用地売却収入及び家賃低廉・低減事業に係る交付金の公共用施設維持基金への積立ての増等を合計して、減でございます。

26ページ、目 7 企画費 3 億5,291万6,000円の増につきましては、主に節18負担金、補助及び交付金につきましては、主に心の復興事業補助金の実績がなかったことにより減、まちづくりコミュニティ支援事業補助金につきましても、新型コロナウイルスの影響により募集を休止しておりましたことにより減、及び節24積立金の浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、後年度の復旧・復興財源への積立ての増でございます。

目 8 情報管理費1,410万5,000円の減につきましては、主に節12委託料のサーバー関連保守業務委託ほか事業実績見込みによる減でございます。

27ページ、目10財政調整基金費 2 億円の増につきましては、地方財政法の規定に基づきます財源調整による積立ての増でございます。

目11減債基金費6,394万2,000円の増につきましては、普通交付税臨時財政対策債償還分の積立てでございます。

目15定住推進費2,433万8,000円の減につきましては、主に節12委託料の減でございまして、各事業費確定により減でございます。

29ページでございます。

項 4 選挙費、目 3 衆議院議員選挙費2,547万3,000円の減につきましては、投票立会人報酬ほか選挙執行経費不用額の減でございます。

31ページでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費1,957万円の減につきましては、主に節27繰出金の減でございまして、介護保険特別会計の事業実績見込みにより繰出金の減でございます。

32ページ、項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費1,859万円の減につきましては、児童手当の事業実績見込みにより減でございます。

目 4 子育て支援事業費1,148万8,000円の減につきましては、主に節17備品購入費の屋内アスレチック施設用備品の事業実績により減でございます。

33ページ、項 3 災害救助費、目 1 生活支援事業費2,488万9,000円の減につきましては、主に、次のページになりますが、節12委託料の交流館管理業務委託料及び節18負担金、補助及び交付金の浪江町ふるさと住宅移転補助金等の事業実績見込みにより減でございます。

35ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費5,695万円の減につきましては、主に節12委託料について、各種予防接種事業や新型コロナウイルスワクチン接種等の事業実績による減でございます。

37ページ、目 5 保険事業費1,290万円の減につきましては、主に節12委託料について、各種検診委託料の事業実績により減でございます。

39ページ、項 3 上水道費、目 1 上水道費 1 億1,746万5,000円の減につきましては、ボーリング工事や上水道事業補助金の事業実績見込みにより減でございます。

項 4 環境保全費、目 1 ゼロカーボン推進費4,576万円の減につきましては、主に節12委託料について、水素柱上パイプライン輸送実証事業の事業実績による減や、次のページのゼロカーボンビジョン策定業務委託料について、国の補助要件に合わせて一部を令和4年度に実施するための減などによるものです。

41ページ、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 農業振興費8,857万9,000円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、農地生産性回復事業委託料の県補助金の廃止や育苗施設敷地造成調査測量設計業務委託料の事業実績見込みによる減、節17備品購入費につきましては、乾燥調製貯蔵設備品の事業実績見込みによる減、節18負担金、補助及び交付金につきましては、担い手確保のための各種補助金の事業実績見込みによる減などによるものでござ

います。

42ページ、目5津島活性化センター管理費1,113万1,000円の減につきましては、主に節14工事請負費につきまして、津島活性化センター改修工事の事業実績見込みによる減でございます。

目6営農再開支援事業費2億2,812万5,000円の減につきましては、主に節10需用費につきましては、消耗品の実績見込みにより減、及び節18負担金、補助及び交付金の営農再開支援事業補助金等の事業実績見込みによる減などによるものでございます。

43ページ、目7有害鳥獣対策費3,313万2,000円の減につきましては、主に節7報償費につきましては、有害鳥獣捕獲隊報奨費の実績見込みによる減、節12委託料につきましては、放置果樹伐採業務委託料等の事業実績見込みによる減でございます。

目8畜産業費3,031万2,000円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、畜産施設敷地造成設計業務委託料の事業実績見込みにより減でございます。

項2農業土木費、目1農地保全管理費4億1,615万6,000円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、調査測量設計業務委託料の事業実績見込みにより減、また、次のページになりますが、節14工事請負費につきましては、農地保全管理工事及びため池放射性物質対策工事の実績見込みによる減でございます。

目3農山村地域復興基盤総合整備事業1,566万2,000円の減につきましては、支出先の圃場整備事業が令和4年度実施となったため減でございます。

項3林業費、目1林業振興費7,812万3,000円の減につきましては、主に節12委託料につきまして、次のページになりますが、ふくしま森林再生事業業務委託料について、藤橋地区の同意取得の状況により令和4年度実施となったことにより減でございます。

46ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費7,029万5,000円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、仮施設設譲渡準備委託料につきましては、譲渡に係る諸条件を調整のため減、備品撤去委託料につきましては、備品撤去が不要となり減、また、節14工事請負費につきましては、仮施設設解体工事等の工事費の実績による減などによるものでございます。

47ページ、目4紅房桜維持管理費1,000万円の増につきましては、寄附金の積立てのための増でございます。

48ページ、目6企業誘致促進費5億8,509万2,000円の減につきましては、主に節12委託料の南産業団地実施設計業務委託料の実績見込みによる減、伐採業務委託料について、棚塩RE100団地の埋蔵

文化財発掘調査とのスケジュール調整による実施範囲減少による減、節14工事請負費の南産業団地造成工事、棚塩産業団地緑地整備工事、木材製品生産拠点外構工事の事業実績による減、節18負担金、補助及び交付金の高圧線引込み負担金について、特別高圧設備を有する会社が多かったための減などによるものでございます。

49ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費7,178万4,000円の減につきましては、主に、次のページになりますが、節12委託料について、道路の除草管理等を行う道路維持管理委託料や道路補修測量設計委託料等の事業実績見込みによる減、節14工事請負費につきましては、両竹請戸線が財源協議継続中のため減などによるものでございます。

目3道路新設改良費1億5,535万4,000円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、室原小丸北沢線の事業計画見直しによる減、節14工事請負費につきましては、道路改築工事について、請戸漁港小高瀬迫線の事業実績見込みによる減、橋梁新設工事につきましては、一里檀大町線の事業実績による減、災害防除工事につきまして、室原小丸北沢線の事業計画見直しによる減などによるものでございます。

51ページ、項4都市計画費、目1都市計画総務費4,423万3,000円の減につきましては、主に節12委託料の産業団地整備に係る発注者支援業務委託料の実績見込みによる減でございます。

目4防災集団移転促進事業費3,600万円の減につきましては、浪江町被災住宅再建補助金の実績見込みによる減でございます。

目5まちづくり整備事業費1億1,435万1,000円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、次のページになりますが、先人の丘整備工事監理業務委託料の業務委託について職員で実施したための減、津島地区公営住宅関係について、造成、地質調査、建築基本設計について、事業実績見込みにより減、中心市街地整備計画策定業務委託料についても、事業実績見込みにより減、また、節14工事請負費につきましては、先人の丘整備工事の実績見込みにより減、節18負担金、補助及び交付金につきましては、町内住宅再建支援補助金ほか住宅支援関係補助金の事業実績見込みにより減などによるものでございます。

目6スマートコミュニティ事業費1,380万円の減につきましては、主に、次のページになりますが、節14工事請負費の道の駅スマートコミュニティ設備工事の事業実績見込みによる減でございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費2,843万7,000円の減につきましては、双葉地方広域市町村圏組合負担金の支払い実績によ

り減でございます。

54ページ、目4 防災対策費 5億1,229万9,000円の減につきましては、主に節12委託料の防災拠点工事監理業務委託及び節14工事請負費での防災拠点整備工事について、新型コロナの影響により単価等の精査のため令和4年度の実施としたことによる減などによるものでございます。

57ページ、款10教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費1,134万円の減につきましては、主に節12委託料につきましては、海外学習事業の事業実績見込みにより減でございます。

59ページ、項5 社会教育費、目5 震災アーカイブ費1,854万6,000円の減につきましては、主に節14工事請負費につきましては、震災遺構外構等整備工事の事業実績により減でございます。

次に、7ページにお戻りください。

第2表継続費の変更でございます。

まず、1ページおめくりいただいて8ページ、一番上の事業でございますが、款6 農林水産業費、項1 農業費、事業名、畜産施設敷地伐採業務につきましては、直近の近傍事業の実績を踏まえて工期の延長と事業費の増額が必要となったことによる総額及び年割額の変更でございます。

次に、その2つ下、事業名、上ノ原ため池環境保全整備工事、及び、さらにその下、事業名、堤上ため池環境保全整備工事につきましては、施工実績による対象面積の変更等により総額及び年割額を変更するものでございます。

次のページ、9ページになりますが、上から2つ目、款8 土木費、項2 道路橋梁費、道路整備事業請戸漁港小高瀬迫線3、4工区につきましては、のり面の工法変更による総額及び年割額の変更でございます。

これら以外の事業につきましては、全て契約額の確定による総額及び年割額の変更、または今年度の工事範囲、請求額の確定による年割額の変更でございます。

次に、廃止でございます。

款9 消防費、項1 消防費、事業名、防災拠点工事管理委託及びその下の事業名、防災拠点建築工事につきましては、新型コロナウイルスによる社会的影響を考慮した納期、価格、人件費の精査をする必要があることから、次年度に実施することとなったため、廃止するものでございます。

次に、10ページ、第3表は繰越明許費の追加でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、映像配信事業につきまし

ては、予定していた町内イベントについて、新型コロナウイルスの第6波の影響により年度内の実施が不透明なことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、住民記録システム改修事業につきましては、財源となる国庫支出金が繰越しとなることから、これに合わせて町予算も次年度へ繰り越すものでございます。

款4衛生費、項3上水道費、事業名、水道施設整備事業小野田配水系整備事業につきましては、用地交渉や国道事務所、JRとの協議に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、畜産施設整備事業につきましては、この業務の前段の業務でございます畜産施設敷地造成設計が農地転用に時間を要する土地を除外するなどの作業のため工期を延長したことから、この後の契約を予定していた本事業について年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

同じく項2農業土木費、目倉沢第2ため池環境保全整備事業につきましては、新型コロナウイルスの拡大により周辺調査等の地権者協議の日程調整ができなかったことや別途漏水調査が必要となったことから、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

同じく項3林業費、ふくしま森林再生事業、藤橋、北幾世橋、棚塩地区については、同意取得等に想定外の時間を要し、円滑な森林整備に移行できなかったことから、次年度へ繰り越すものでございます。

款7商工費、項1商工費、南産業団地整備事業につきましては、南産業団地整備工事その1の竣工結果を踏まえて、その2工事の修正設計において、造成地内の切り土、盛り土のバランスを図るため開発行為の変更等により年度内完了が困難となったことから、次年度へ繰り越すものでございます。

同じく棚塩RE100産業団地整備事業につきましては、埋蔵文化財調査の結果により基本設計の再検討を行う必要が生じたため、年度内完了が困難となったことから、次年度へ繰り越すものでございます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、丈六公園整備事業につきましては、想定されない大量の湧水が発見され、対策を行ったことや工種の変更により年度内の完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、11ページ、第4表は地方債の変更でございます。

橋梁点検補修事業から水産業共同利用施設災害復旧事業までの3事業につきまして、福島県との起債協議同意額に基づき減額するものでございます。

次に、12ページ、地方債の廃止でございます。

臨時財政対策債は、他の財源が確保できたこと等に伴い借入れを控えるため、廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第21号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第21号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,787万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億1,692万2,000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税700万円の減、これは主に被保険者数の減による減額補正でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金1,042万8,000円の減、こちらは国庫補助金の交付決定によるものでございます。

次に、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1億3,888万3,000円の増、これは各交付金の交付見込み及び交付決定によるものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金641万5,000円の増、こちらは保険基盤安定負担金の決定によるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

款 1 総務費、項 3 運営協議会費、目 1 運営協議会費、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費は、財源の組替えによる補正でございます。

次に、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費 85 万円の増、こちらは高額療養費対象者の増加によるものです。

次に、9 ページをご覧ください。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付分、項 2 後期高齢者支援金等分、項 3 介護納付金分については、財源の組替えでございます。

次に、10 ページをご覧ください。

款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金 916 万 7,000 円の増、こちらは浪江診療所、仮設津島診療所に対する県補助金の特別調整交付金の交付見込みによる増額でございます。

最後に、予備費 1 億 1,821 万 7,000 円を増額いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 20、議案第 22 号 令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 22 号 令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,870 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 7,680 万 2,000 円とするものです。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書により説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 仮設津島診療所診療収入 550 万円の減、目 2 浪江診療所診療収入 181 万 3,000 円の増、こちらは診療収入額の見込みによるものでございます。

次に、項 2 諸検査等収入、目 1 仮設津島診療所諸検査等収入 75 万円の減、こちらも見込みによる減でございます。

次に、7 ページをご覧ください。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 仮設津島診療所手数料 22 万円の減、目 2 浪江診療所手数料 165 万円の増、こちらは診断書等作成手数料の見込みによるものでございます。

次に、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金 910 万 5,000 円の減、目 2 浪江診療所県補助金 1,574 万 7,000 円の減、こちらは福島県地域医療復興事業補助金の交付見込みによる減額となっております。

次に、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金 916 万 7,000 円の増、こちらはへき地医療調整交付金となります。

次に、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお開き願います。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費 604 万 7,000 円の減、こちらは不用額減額によるものでございます。

同じく、目 2 浪江診療所管理費 738 万 6,000 円の減、こちらも不用額減額によるものでございます。

10 ページをご覧ください。

款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費 505 万円の減、こちらは主に節 10 需用費、医薬材料費の支出見込みによる 300 万円の減、節 13 使用料及び賃借料、内視鏡システム借り上げ料の実績による 200 万円の減となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 21、議案第 23 号 令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 23 号 令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

本分は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,370 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 5,391 万 5,000 円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

7 ページをお開きください。

歳入補正予算になります。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金 591 万 2,000 円の減

並びに目 2 基金繰入金2,348万1,000円の減は、額の確定及び事業精算見込みによるものです。

款 5 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入5,956万2,000円の増は、東京電力からの賠償金額の確定によるものです。

款 6 公共下水道事業債、項 1 公共下水道事業債、目 1 公共下水道事業債646万5,000円の減は、事業精算見込みによるものです。

続きまして、8 ページをご覧ください。

歳出補正予算になります。

款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、目 1 下水道総務管理費5,827万円の増で、主なものは節24積立金5,956万3,000円の増で、東京電力からの賠償金を基金へ積み立てるものです。

同じく目 2 下水道建設費1,758万1,000円の減で、主なものは節12委託料1,373万9,000円の減、並びに節14工事請負費300万円の減で、各事業の精算見込みによるものでございます。

続きまして、9 ページをお開きください。

目 3 下水道維持管理費1,667万9,000円の減で、主なものは節10需用費、修繕料420万円の減、節12委託料897万4,000円の減、並びに節14工事請負費300万円の減で、額の確定及び事業精算見込みによるものです。

続きまして、戻りまして4 ページをお開きください。

地方債の補正変更になります。

農業集落排水施設を公共下水道へ接続する事業実施のための起債でありましたが、本年度の事業精算見込みにより、当初限度額の2,325万4,000円から646万5,000円を減額し、限度額を1,678万9,000円とするものです。期日、償還方法について変更はございません。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10時45分まで休憩します。

（午前 10 時 29 分）

（午前 10 時 45 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

日程第22、議案第24号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第24号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ215万9,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を4,827万8,000円とするものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明いたします。

6 ページをお開きください。

歳入補正予算になります。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 農業集落排水使用料 250万円の増は、農業集落排水の使用料の増加によるものです。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金200万円の減、並びに目 2 基金繰入金265万9,000円の減は、いずれも事業精算見込みによるものです。

次に、7 ページをお開きください。

歳出補正予算になります。

款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、目 2 農業集落排水建設費100万円の減は節14工事請負費100万円の減、並びに目 3 農業集落排水維持管理費110万4,000円の減は主に節14工事請負費100万円の減で、ともに事業費精算見込みによる減額であります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第25号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第25号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億389万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億6,920万7,000円とするものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第1号被保険者保険料85万3,000円の減は、収入見込みによるものです。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金222万2,000円の増、その下の段、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金1億

2,462万5,000円の減、目2地域支援事業交付金454万9,000円の減、各種負担金、補助金の交付見込みによるものです。

7ページをお開きください。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金4,477万5,000円の減は、目2地域支援事業支援交付金346万3,000円の減、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定によるものです。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金437万2,000円の減は、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1,265万5,000円の減は歳出の保険給付、目3低所得者保険料軽減繰入金249万3,000円の減は歳出の低所得者保険料軽減、目4その他一般会計繰入金42万7,000円の減は職員給与費等繰入金の一般会計からの繰入金によるものです。

8ページをお開きください。

款7繰入金、項2基金会計繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金9,107万3,000円の増は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の第1号被保険者の負担分を補填するため、基金から繰入れするものです。

款9諸収入、項1雑入、目1雑入102万1,000円の増は、第三者行為納付金について、国保連からの収入見込みによるものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費2,215万4,000円の減、目3施設介護サービス給付費4,556万9,000円の減、各種サービス費の給付見込みによるものです。

10ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5居宅介護住宅改修費118万4,000円の減、目6居宅介護サービス計画給付費453万1,000円の減、目7特例居宅介護サービス給付費265万4,000円の減、各種サービス費の給付見込みによるものです。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費287万3,000円の減、目2地域密着型介護予防サービス給付費244万3,000円の減、各種サービス費の給付見込みによるものです。

11ページをお開きください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目4介護予防住宅改修費145万3,000円の減は、各種サービス費の給付見込みによるものです。

12ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 5 特定入所者介護サービス費、目 1 特定入所者介護サービス費1,562万9,000円の減は、各種サービス費の給付見込みによるものです。

13ページをお開きください。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業・任意事業費134万円の減、節19扶助費成年後見人等報償費助成費92万4,000円の減は、支出見込みによるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第26号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第26号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,323万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を9,893万1,000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書によるご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料1,782万2,000円の減、こちらは、福島県後期高齢者医療広域連合の当初見込みより減免対象者が増加したことによる減額となります。

次に、款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 保険基盤安定化繰入金234万3,000円の増、こちらは、保険基盤安定負担金の額確定に伴う増額でございます。

次に、款 5 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入224万8,000円の増、こちらは、福島県後期高齢者医療広域連合からの補助金であります東日本大震災対応事業費補助金の交付額決定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金1,541万3,000円の減、こちらは、主に保険料納付金の見込みによる1,782万2,000円の減額

によるものでございます。

最後に、予備費として218万2,000円を増額しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第27号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第27号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で565万8,000円を増額、収益的支出で81万4,000円を増額、並びに資本的収入で1,448万円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、補正予算説明資料により説明いたします。

8ページをお開きください。

収益的収入であります。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益600万円の増は、水道料金の収益見込みによる増であります。

目2加入金840万円の減は、収益見込みによる減であります。

目3受託工事収益305万8,000円の増は、消火栓の修繕工事を実施したことによる負担金の増であります。

項2営業外収益、目2雑収益500万円の増は、ペットボトル飲料水の販売収益見込みによる増であります。

次に、10ページをお開きください。

収益的支出になります。

款1水道事業費用、項1営業費用81万4,000円の増は、各目におきまして、主に特殊勤務手当の増によるものであります。

14ページをお開きください。

資本的収入になります。

款1水道事業資本的収入、項2工事負担金1,448万円の増は、町道改築に伴う水道管路の移設補償費であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第28号 令和4年度浪江町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第28号 令和4年度浪江町一般会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を328億3,200万円と定めるものであります。

前年度当初予算に対し83億6,300万円、34.2%の増としております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において、福島再生加速化交付金66億1,305万2,000円、原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金11億8,938万1,000円、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2億7,000万円などを計上し、全体で22.7%増の94億5,966万9,000円となっております。

また、県支出金は、営農再開支援事業補助金9億5,733万8,000円、福島再生加速化交付金8億6,574万3,000円、ふくしま森林再生事業補助金1億9,091万円などを計上し、全体で0.7%減の29億4,045万8,000円となっております。

繰入金では、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金67億6,406万7,000円、浪江町復旧・復興基金繰入金40億2,149万9,000円などを計上し、全体で76.9%増の116億4,661万5,000円となっております。

歳出予算につきましては、浪江町復興計画（第3次）に掲げられた各施策を推進するとともに、持続可能なまちづくりのため、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備事業費や、帰還・移住定住及びゼロカーボンシティの推進、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組などの事業費を計上いたしました。

性質別に説明をいたしますと、義務的経費につきましては、公債費において償還が進んだことにより、全体で1.9%減の29億597万5,000円となっております。

投資的経費では、浪江駅周辺整備事業39億3,180万1,000円、ため池等の放射性物質対策事業14億849万4,000円、防災拠点整備事業12億2,589万5,000円などの補助事業で、119億3,651万9,000円を計上しております。

また、単独事業としましては、本庁舎改修事業や道路維持事業など15億2,188万5,000円の計上、災害復旧事業においては道路橋梁施設災害復旧費2億6,114万7,000円を計上し、投資的経費全体では50.3%増の137億7,945万円となっております。

その他の経費につきましては、営農再開支援事業8億9,806万5,000円、復旧関連事業の実施に伴う埋蔵文化財発掘調査事業5億6,189万1,000円、プレミアム付き商品券の発行や集客効果を高める

イベントを実施する事業再開・帰還促進事業 3 億 8,048 万 5,000 円、ゼロカーボン推進費 1 億 1,411 万 7,000 円のほか、国庫支出金を原資とする復興関連事業費の基金積立金の増などにより、全体で 30.9% 増の 161 億 4,657 万 5,000 円となっております。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、令和 4 年度一般会計歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

資料 1 ページをご覧ください。

令和 4 年度一般会計歳入歳出予算額は 328 億 3,200 万円、増減額 83 億 6,300 万円、伸び率 34.2% の増でございます。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は 14 億 7,253 万 8,000 円、増減額 3 億 619 万 6,000 円、伸び率 26.3% の増で、課税基準の見直し等により町民税 6 億 3,875 万 1,000 円、固定資産税 7 億 4,983 万 7,000 円を計上してございます。

地方交付税は 56 億 7,102 万 6,000 円、増減額 11 億 3,148 万 9,000 円、伸び率 24.9% の増で、普通交付税 23 億 5,834 万 5,000 円、特別交付税 2 億 2,753 万 5,000 円、震災復興特別交付税は福島再生加速化交付金事業等の補助裏措置分の増等により、30 億 8,514 万 6,000 円となっております。

国庫支出金は 94 億 5,966 万 9,000 円、増減額 17 億 4,765 万 7,000 円、伸び率 22.7% の増で、主に福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金等を計上してございます。

対象事業としまして、浪江駅周辺整備事業や津島地区公営住宅整備事業のほか、町内の防犯対策や道路維持管理費等となっております。

県支出金は 29 億 4,045 万 8,000 円、増減額 2,117 万 9,000 円、伸び率 0.7% の減で、主に福島再生加速化交付金や農業費県補助金等を計上しておりまして、対象事業としましては、育苗施設整備事業、復興牧場整備事業、営農再開支援事業等となっております。

繰入金は 116 億 4,661 万 5,000 円、増減額 50 億 6,203 万 9,000 円、伸び率 76.9% の増で、主に浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還環境整備交付金基金等からの繰入金で、浪江駅周辺整備事業、ため池等の放射性物質対策事業、防災拠点施設整備事業等の財源として繰入れしてございます。

町債につきましては 4 億 1,052 万 4,000 円、増減額 1,845 万 1,000 円、伸び率 4.7% の増で、主に臨時財政対策債や過疎対策事業債を計上しております。

次に、2 ページをご覧ください。

自主財源・依存財源別の財源構成ですが、町税や繰入金等の自主財源の合計は138億7,656万円、増減額54億8,081万4,000円の増で、構成比42.2%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源につきましては189億5,544万円、増減額28億8,218万6,000円の増で、構成比57.8%となっております。

次に、一般財源・特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は84億4,605万3,000円、増減額12億2,481万9,000円の増、構成比25.7%でございます。特定財源は243億8,594万7,000円、増減額71億3,818万1,000円の増、構成比74.3%でございます。

3 ページは、財源構成を円グラフで表したものでございます。

次に、4 ページをご覧ください。

目的別歳出の構成について、主なものを申し上げますと、総務費は103億4,128万8,000円、増減額45億3,457万6,000円、伸び率78.1%の増で、浪江駅周辺整備事業の財源となる浪江町帰還環境整備交付金基金の積立て等による増となっております。

民生費は23億9,321万3,000円、増減額1億2,050万5,000円、伸び率4.8%の減で、前年度とほぼ同額の予算となっております。

衛生費は12億9,787万円、増減額3,247万8,000円、伸び率2.6%の増で、前年度とほぼ同額の予算となっております。

農林水産業費は52億4,783万9,000円、増減額19億4,704万1,000円、伸び率59%の増で、主に育苗施設整備事業、復興牧場整備事業等による増となっております。

商工費は22億6,703万6,000円、増減額15億6,094万6,000円、伸び率40.8%の減で、主に木材製品生産拠点整備事業や棚塩 R E 100 産業団地整備事業等の事業進展により、計上する予算が減少しております。

土木費は62億5,605万2,000円、増減額32億3,409万7,000円、伸び率107%の増で、浪江駅周辺整備事業や津島地区公営住宅整備事業等による増となっております。

消防費は23億574万1,000円、増減額1億7,969万6,000円、伸び率8.5%の増で、主に防災拠点施設整備事業等による増となっております。

教育費は19億6,697万6,000円、増減額1億6,766万6,000円、伸び率9.3%の増で、主に運動公園整備事業や埋蔵文化財発掘調査事業等による増となっております。

次に、性質別歳出の構成でございますが、人件費や扶助費等の義務的経費につきましては29億597万5,000円、増減額5,590万4,000円

の減で、主に償還完了による償還金の減となっております。

普通建設事業費等の投資的経費は137億7,945万円、増減額46億978万6,000円、伸び率50.3%の増で、主に浪江駅周辺整備事業やため池等の放射性物質対策事業、防災拠点施設整備事業により増となっております。

その他の経費は161億4,657万5,000円、増減額38億911万8,000円、伸び率30.9%の増で、主に浪江町帰還環境整備交付金基金積立金、埋蔵文化財発掘調査事業等により増となっております。

5 ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比で表したグラフでございます。

6 ページからは、一般会計当初予算における主要事業について、予算科目ごとに記載してございます。

主な事業について、新規事業や事業費の多いものについて申し上げます。

総務費では、番号1、町民の皆様からのご意見をいただく町長への手紙事業3万8,000円、番号4、役場本庁舎の劣化設備改修に合わせて省エネルギー化と維持管理費低減を行う本庁舎改修事業8億6,706万1,000円、番号5、帰還困難区域特定復興再生拠点の避難指示解除に向けた事業619万9,000円、番号7、役場庁舎のコンピューター関連システムの維持と更新をする情報管理保守1億9,797万4,000円、番号8、平成23年3月に工事途中で避難指示となった携帯基地局を再整備する携帯電話エリア整備事業8,964万8,000円、番号9、平成23年3月に完成直後に避難指示となった地デジ再送信システム復旧工事1億3,760万円、番号14、移住者や町内の方も含め起業を支援する起業人材育成支援事業1億1,286万円、番号21、津島支所再開準備として1,233万円。

8 ページになります。

番号22、本籍地以外での戸籍発行等の戸籍法の一部改正に伴うシステム改修事業935万9,000円などがございます。

次に、9 ページ、民生費につきましては、番号5、高齢者のデイサービス機能などを有する福祉センターの維持管理を行う福祉センター運営事業2,821万7,000円、番号6、児童手当の支給事業1億8,306万1,000円、番号10、認定こども園運営事業1億921万6,000円、10 ページ、番号11、生活支援バス運行や復興支援員の配置を行う避難生活支援事業2億4,455万1,000円。

次に、11 ページ、衛生費でございますが、番号1、新型コロナウイルス感染症対策のワクチンや各種予防接種事業1億964万9,000円、番号7、特定復興再生拠点区域のガンマカメラ測定事業7,731万

8,000円、12ページでございますが、番号14、各産業団地等への水道施設整備事業3億2,159万1,000円、番号16、電気自動車や水素自動車の普及拡大を推進するZEV普及拡大事業6,411万4,000円などでございます。

次に、14ページ、農林水産業費では、番号6、多様性のある農業者の育成等を目指す多様な農業の担い手育成支援事業745万2,000円、番号7、町内での営農農業者数や作付状況を調査する営農再開状況調査事業330万円、番号8、苗の安定供給を図る育苗施設整備事業9億1,643万4,000円、15ページ、番号12、米価格下落の緊急対策支援や収入保険制度加入を支援する地域農業活動推進事業55万2,000円、番号13、事業名は先ほどと同じ地域農業活動推進事業になりますが、小規模農家及び園芸作物に新たに取り組む農家を支援する地域農業活動推進事業400万円、番号14、営農再開支援事業9億6,013万4,000円、番号16、復興牧場事業9億5,240万2,000円、番号19、ため池等の放射性物質対策事業14億953万9,000円、16ページ、番号23、森林整備を行うふくしま森林再生事業2億1,821万円、番号25、サケふ化施設整備事業1億366万2,000円などでございます。

次に、17ページ、商工費でございますが、番号2、帰還した町民、高齢者の雇用を促進する高齢者等雇用創出事業352万5,000円、番号3、買物環境充実のため移動販売事業を支援する広域移動販売事業負担金230万円、番号5、地場産品の風評払拭のための地場産品利用促進事業1,808万4,000円、番号11、南産業団地整備事業10億6,700万円、18ページ、番号14、再生可能エネルギー100%の産業団地を整備する棚塩RE100産業団地整備事業1億9,133万8,000円、番号16、プレミアムつき商品券発行等の帰還促進・事業再開支援事業3億8,048万5,000円などでございます。

次に、19ページ、土木費でございますが、番号1、道路の除草や補修等を行う道路維持管理事業6億2,933万6,000円、番号5、排水不良の津波被災地に水路を整備する津波被災地域排水路整備事業4,895万円、番号9、浪江駅周辺整備事業41億7,520万9,000円、番号12、津波被害を受けた荒井墓地の墓石整理等を行う荒井墓地整備事業296万5,000円、20ページ、番号17、津島地区の特定復興再生拠点区域に住宅を整備する津島地区公営住宅整備事業5億2,270万円、番号18、駅周辺整備計画に基づき福島再生賃貸住宅を整備するための基本設計を行う権現堂地区公営住宅整備事業3,220万円。

次に、21ページ、消防費でございますが、番号3、防犯カメラや防犯パトロールによる町内防犯体制強化事業6億2,897万4,000円、番号5、防災倉庫を含む防災拠点施設整備事業12億3,589万5,000円、

番号6、津島地区に防災倉庫等を整備する津島防災備蓄倉庫整備事業473万9,000円などでございます。

次に、22ページ、教育費でございますが、番号5、なみえ創成小・中学校等の運営や児童生徒の就学支援等を行う学校運営事業1億1,539万5,000円、番号6、学校跡地への記念碑設置や歴史を残す場として整備する学校跡地ポケットパーク整備事業6,000万円、番号8、なみえ創成小・中学校用地の借地部分の取得を進める浪江町立学校用地取得事業1億8,159万6,000円、番号9、旧荻野幼稚園の借地返還のための幼稚園敷地復旧事業2,271万6,000円、23ページ、番号11、復興関連事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業5億6,543万7,000円、番号12、発掘事業により発掘された埋蔵文化財等を保管するための収蔵庫新築事業2億3,186万6,000円、番号16、にぎわいあふれる交流の場として復興海浜緑地（多目的広場）整備事業1億4,020万3,000円、番号17、高瀬球場復旧事業2億7,652万円などでございます。

次に、災害復旧費につきましては、令和元年災で被害を受けました菅原橋の災害復旧事業2億4,017万4,000円でございます。

その他の事業につきましては事業ごとに掲載しておりますので、事業概要等をご覧くださいませようをお願いいたします。

次に、27ページをお開きください。

地方債残高の状況でございます。

令和3年度末現在高見込額20億8,417万4,000円に対しまして、過疎債等の活用により令和4年度末現在高見込額は22億8,071万7,000円で、1億9,654万3,000円の増を見込んでおります。

次に、債務負担行為の状況でございます。

令和3年度末現在高見込額は3,519万9,000円に対して、令和4年度中支払い予定額は1,760万8,000円、令和5年度以降支払い予定額は1,759万1,000円となります。

次に、予算書をご用意ください。

予算書10ページをお開きください。

予算書10ページは、第2表、継続費の設定でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、畜産施設敷地造成工事管理業務1,430万円から橋梁災害復旧工事菅原橋下部工1億1,127万8,000円までの3事業につきまして、令和4年度、5年度の2か年事業、または令和6年までの3か年事業として実施するため、総額並びに年割額を定めるものでございます。

次に、11ページ、第3表、地方債でございます。

橋梁点検補修事業は限度額6,630万円、本庁舎WEB化事業は限

度額 2 億 3,340 万円、臨時財政対策債は限度額 8,392 万 4,000 円を限度額として借り入れるものでございまして、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

先ほど説明いたしました 10 ページの第 2 表、継続費の一番下の事業名を間違えて申し上げました。事業名は橋梁災害復旧工事、菅原橋上部工でございます。下部工と申し上げてしまいました。申し訳ございませんでした。

令和 4 年度の一般会計予算につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 27、議案第 29 号 令和 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 29 号 令和 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算の総額を 107 万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金 104 万円であります。

歳出の主なものは、助成費 100 万円であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 28、議案第 30 号 令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 30 号 令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を 34 億 6,921 万 1,000 円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算資料の 24 ページをお開き願います。

それでは、まず初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

国民健康保険税 2,607 万 2,000 円、前年比 1,400 万円の減、次に、国庫支出金 2 億 3,080 万 8,000 円、前年度比 182 万 6,000 円の減、こちらは東京電力福島第一原発事故被災地域の国保被保険者に対する国保税等の免除措置に対する国の財政支援によるものでございます。

次に、県支出金29億2,572万3,000円、前年度比5,553万6,000円の減、こちらは、被保険者数の減少に伴う各種補助金の減額によるものでございます。

次に、繰入金2億7,658万8,000円、前年度比2,828万6,000円の増、こちらは、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための一般会計からの繰入金である財政安定化繰入金の増額によるものでございます。

次に、繰越金1,000万1,000円、前年度と同額の計上で、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

初めに、総務費4,559万7,000円、前年度比320万円の減、主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費26億3,616万2,000円、前年度比2,695万7,000円の減、こちらは被保険者数の減少による減額となっております。

次に、国民健康保険事業費納付金7億1,176万6,000円、前年比2,601万7,000円の減額でございます。こちらは、県が国保事業を運営するに当たり、町が県に納める納付金でございます。

次に、保健事業費3,759万3,000円、前年度比509万8,000円の増、こちらは、特定健診等の事業費で受診者数の増加が見込まれることによる増額でございます。

次に、諸支出金2,950万7,000円、前年度比850万円の増。

最後に、予備費として857万5,000円を計上しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第31号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第31号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について、説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を3億2,201万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 予算資料の24ページ、お開き願います。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

初めに、診療収入1億13万円、前年比63万円の増、内訳は、外来収入9,255万、諸検査等収入758万円でございます。

次に、使用料及び手数料454万9,000円、前年度比57万8,000円の増、診断書等の作成料であります。

次に、県支出金1億2,457万円、前年度比860万3,000円の減、こちらは福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金8,273万円、前年度比223万1,000円の減。

次に、繰越金1,000万円、こちらは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

総務費2億4,448万6,000円、前年度比1,072万7,000円の減、診療所の運営費等でございます。

次に、医薬費6,752万5,000円、前年度比109万5,000円の減、医薬品等の購入費でございます。

最後に、予備費として1,000万を計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第32号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第32号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の総額を4億9,292万7,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

25ページをお開きください。

上の表、公共下水道事業になります。

歳入です。

主なものについてご説明いたします。

使用料及び手数料4,079万1,000円、前年比417万3,000円の増で、町内事業用及び一般家庭用の下水道使用料であります。

繰入金3億463万9,000円、前年比2,694万6,000円の減で、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

公共下水道事業債7,224万9,000円、前年比4,899万5,000円の増で、農業集落排水施設の公共下水道接続の事業実施等のための新規起債であります。

国庫支出金7,224万5,000円、前年度比7,224万5,000円の増で、公

共下水道事業実施による社会資本整備総合交付金であります。

次に、歳出になります。

公共下水道事業費 2 億 6,526 万 6,000 円、前年比 1 億 909 万 9,000 円の増で、主なものは下水道総務管理費 2,282 万 5,000 円、農業集落排水施設の接続に係る工事費をはじめとした下水道建設費 1 億 7,646 万 6,000 円になります。

浪江浄化センター等の施設維持等に係る下水道維持管理費は 6,597 万 5,000 円に。

次に、公債費 2 億 2,466 万 1,000 円、前年比 1,647 万 5,000 円の減であります。

続きまして、歳入歳出予算書 30 ページ、予算書の 30 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債になります。

起債の目的で、公共下水道事業になります。こちらは、農業集落排水施設の接続に係る工事費をはじめとした下水道建設費の事業実施のための起債であります。限度額を 7,224 万 9,000 円とするものです。

期日、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 31、議案第 33 号 令和 4 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 33 号 令和 4 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和 4 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を 603 万 9,000 円と定めるものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 32、議案第 34 号 令和 4 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 34 号 令和 4 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和 4 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算の総額を 4,339 万 3,000 円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

25ページ、下の表になります。

歳入です。主なものについてご説明いたします。

使用料及び手数料687万8,000円、前年比362万6,000円の増で、町内事業用及び一般家庭用の農業集落排水使用料であります。

繰入金3,551万3,000円、前年比439万4,000円の減で、一般会計繰入金、基金繰入金であります。

続いて、歳出になります。

農業集落排水事業費2,273万2,000円、前年比97万3,000円の増で、主なものは総務管理費528万8,000円、農業集落排水建設費350万円、高瀬浄化センター等の施設に係る農業集落排水維持管理費1,394万4,000円であります。

公債費1,966万1,000円、前年比174万1,000円の減であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第35号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第35号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を27億8,294万1,000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

26ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

保険料1,242万4,000円、前年度比58万6,000円の減で、こちらは第1号被保険者の介護保険料で、普通徴収339万5,000円、特別徴収902万8,000円です。

次に、国庫支出金13億1,843万3,000円、前年度比4,241万3,000円の増で、主なものは介護給付費負担金4億1,934万1,000円、調整交付金7億921万7,000円です。

次に、支払基金交付金6億5,098万1,000円、前年度比1,522万7,000円の増で、第2号被保険者の介護保険料分で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費6,726万3,000円、前年度比2,089万3,000円の減で、主なものは総務管理費、介護認定審査会費、認定調査等費です。

保険給付費23億1,862万8,000円、前年度比5,499万円の増で、介護サービス事業に係る給付費です。介護保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費で、増加の傾向があるものの、最近の介護認定者数減少していることもあり、全体的には前年度並みとなっております。

地域支援事業費1億3,983万5,000円、前年度比275万6,000円の増で、主な事業は介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業、地域包括ケア体制を構築するための事業を実施しております。

次に、諸支出金2億4,741万4,000円、前年度比943万3,000円の増で、主なものは利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う、利用者負担相当額について本事業から支出を行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第36号 令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第36号 令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額を267万6,000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第37号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第37号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を8,571万2,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算資料26ページをお開き願います。

一番下にございます。

まず、歳入の主な内容についてご説明いたします。

初めに、後期高齢者医療保険料1,507万9,000円、前年度比1,658万2,000円の減、こちらは保険者である福島県後期高齢者医療広域連合試算によるものでございます。

次に、繰入金6,962万5,000円、前年度比533万8,000円の増額でございます。こちらは、後期高齢者医療の被保険者に対して保険料軽減等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金100万円、こちらは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、総務費1,047万6,000円、前年度比18万4,000円の増、こちらは主に後期高齢者医療に係る事務経費でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金7,451万円、前年度比1,120万5,000円の減額でございます。こちらは、町が徴収した保険料を保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

最後に、予備費として72万3,000円を計上しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、議案第38号 令和4年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第38号 令和4年度浪江町水道事業会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和4年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものでございます。

収益的収支で、収入が4億2,454万5,000円、支出が4億7,506万2,000円となります。

また、資本的収支では、収入が4億6,669万1,000円、支出が7億5,221万9,000円となります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、予算資料A4の2枚つづりのやつです。で、説明をいたします。

1枚おめくりいただいて、下、2ページと書いてあるところでございます。

収益的収入及び支出であります。

収入、款、水道事業収益、項、営業収益で、主なものは給水収益で7,392万円、対前年比2,392万円の増を見込んでおります。

次に、営業外収益、主なものは雑収益 1 億9,494万2,000円、対前年比1,495万8,000円の減であります。

水道事業収益的収入合計は 4 億2,454万5,000円、対前年比4,469万9,000円の増となっております。

次に、支出になります。

款、水道事業費用、項、営業費用で、主なものは原水及び浄水費で 1 億256万7,000円、対前年比1,733万円の増で、不安解消事業及び施設管理費であります。

次に、配水及び給水費で5,353万6,000円、対前年比385万5,000円の増で、配水管路の管理及び修繕費であります。

総かかり費は6,698万9,000円、対前年比387万1,000円の減になります。

資産減耗費は2,000万円、対前年比6,000万円の減で、使わなくなった管路について資産除去するものであります。

水道事業費用収益的支出合計は 4 億7,506万2,000円、対前年比3,313万8,000円の減となっております。

次に、3 ページに移りまして、資本的収入及び支出であります。

収入、款、水道事業資本的収入、項、企業債 1 億4,000万円、対前年比6,000万円の増、続きまして、補助金 3 億2,669万1,000円、対前年比 1 億3,548万2,000円の増で、建設改良費の増額によるものです。

資本的収入合計は 4 億6,669万1,000円、対前年比 1 億9,320万4,000円の増となっております。

次に、支出、款、水道事業資本的支出、項、建設改良費で、主なものは配水設備改良費 6 億5,621万9,000円、対前年比 1 億581万9,000円の増で、小野田取水場建設工事、小野田取水場からの送水管路の設計委託、老朽管の更新等であります。

資本的支出合計は 7 億5,221万9,000円、対前年比8,981万9,000円の増となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、人権擁護委員の任期が令和4年3月31日で満了することに伴い、現職の委員である鈴木恵一氏及び星秀美氏の2名の再推薦並びに退任する林心澄氏及び齋藤俊行氏の後任に新たに渡邊由紀子氏、堀井宏宣氏の2名をその候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、今回推薦する4名につきましては、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であり、推薦するにふさわしいと考えております。

なお、元委員の任期は令和4年3月31日となっておりますが、次回の人権擁護委員の委嘱発令日が令和4年7月1日となり、人権擁護委員法第9条のただし書に基づき3月延伸されるため、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。

よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、農林水産課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第16号でございます。

お聞きください。ご用意ください。

契約の相手方の住所表記でございますが、59の1というところでございますが、正式には58番の1ということで表記となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午前11時53分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前11時57分）

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 発言を求めておりましたが、議案上程の間違いはなかった、私の勘違いでしたので、発言を取り下げさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、浪江診療所事務長より発言を求められておりますので、これを許可します。

浪江診療所事務長。

- 浪江診療所事務長（掃部関 久君） 先ほどの議案第31号の説明で、国保直営診療所施設事業の説明の歳出の際の説明のときに、医業費を前年度比109万5,000円の減と申しましたが、正しくは109万5,000円の増でございます。
- 誠に申し訳ございませんでした。
-

◎延会について

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については、14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
- よって、本日はこれで延会することに決定しました。
- 14日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。
-

◎延会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。
- （午前11時58分）

令和 4 年	3 月	5 日（土曜日）	休 日
令和 4 年	3 月	6 日（日曜日）	休 日
令和 4 年	3 月	7 日（月曜日）	常任委員会
令和 4 年	3 月	8 日（火曜日）	常任委員会
令和 4 年	3 月	9 日（水曜日）	常任委員会
令和 4 年	3 月	10 日（木曜日）	全員協議会
令和 4 年	3 月	11 日（金曜日）	休 会
令和 4 年	3 月	12 日（土曜日）	休 日
令和 4 年	3 月	13 日（日曜日）	休 日

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 4 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 4 年 3 月 1 4 日（月曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議案第 4 号	浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 2	議案第 5 号	東日本大震災等による被災者に対する令和 4 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 6 号	浪江町企業立地促進条例の制定について
日程第 4	議案第 7 号	双葉郡浪江町役場支所設置条例の一部改正について
日程第 5	議案第 8 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 9 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 10 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 11 号	浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 12 号	浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 13 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 14 号	マリンパークなみえ設置条例の廃止について
日程第 12	議案第 15 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 13	議案第 16 号	工事請負契約の締結について（育苗施設敷地造成工事）
日程第 14	議案第 17 号	工事請負契約の変更について（堤上ため池環境保全整備工事）
日程第 15	議案第 18 号	工事請負契約の変更について（上ノ原ため池環境保全整備工事）
日程第 16	議案第 19 号	工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事（その 2））
日程第 17	議案第 20 号	令和 3 年度浪江町一般会計補正予算（第 6

		号)
日程第 1 8	議案第 2 1 号	令和 3 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 1 9	議案第 2 2 号	令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 0	議案第 2 3 号	令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 1	議案第 2 4 号	令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 2	議案第 2 5 号	令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 3	議案第 2 6 号	令和 3 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 4	議案第 2 7 号	令和 3 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 5	議案第 2 8 号	令和 4 年度浪江町一般会計予算

出席議員（１５名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
７番	紺 野 則 夫 君	８番	佐々木 茂 君
９番	山 本 幸一郎 君	１１番	渡 邊 泰 彦 君
１２番	松 田 孝 司 君	１３番	平 本 佳 司 君
１４番	佐々木 勇 治 君	１５番	山 崎 博 文 君
１６番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（１名）

１０番	高 野 武 君
-----	---------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君	総 務 課 長	横 山 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 書	務 局 長	吉 田 厚	田 田 記	志 郎 典	君 君	次 長 兼 係 長	中 野 夕	華 子	君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第4号 浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第4号 浪江町教育職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第6号 浪江町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号 浪江町企業立地促進条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第7号 双葉郡浪江町役場支所設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号 双葉郡浪江町役場支所設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） おはようございます。

議案第9号について質問いたします。

資料により質問いたします。

改正の趣旨の中で、人事評価制度の評価結果を職員の勤勉手当に反映させるための所要の改正を行うというふうに記載しております。勤勉手当はつまり直近の人事評価の結果を勤勉手当に反映させる改正であります。

それでは、この人事評価制度というのはどのような制度なのか、まずはお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 人事評価制度ですが、2つの評価指標がご

ざいまして、1つが自分で立てた達成目標に対しましての業績に関する評価になります。業績の達成評価、それからもう1つが個人の職員の能力評価、この2つの観点から評価をするようになりまして、まずは課長が評価をしまして、これが1次評価と言われまして、その後2次評価ということで、副町長が評価をしまして、最終的には町長の認定を受けるというふうになっておりまして、5段階での評価となります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） この議案第9号について関連して、実は議案第13号、企業職員の給与の件で私所管する委員会で議案審議をいたしました。その中で今課長からありましたが、5段階評価をするということで、5段階の支給率割合、もし分かれば教えていただきたいと。

それで、第1次評価が課長ということで、第2次評価が副町長という今答弁でしたが、副町長と各課長とすり合わせて最終的に町長決済を受けるというふうに私は理解しているんですが、そうではないんでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 今申しましたとおり評価に関してはまず1次評価者課長が評価をしまして、それと課長と副町長が2次評価をするわけなんです、当然その際には課長から聞き取りもするような形になっております。

それと、支給率ですが、勤勉手当の支給率は基本100分の95になるわけですが、これを下のランクの方、例えばSからDまで5段階の評価するようになるかと思うんですが、例えばBが基準になりまして、これが100分の95という支給率になるかなと、その下、C、Dにつきましては、それぞれ約5%ずつ落としまして、100分の90、100分の85で、上のランクS、Aに関しましては、Sが最高になりますので、こちらが100分の105、その下が100分の100というような支給率になろうかなと思います。

説明は以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第11号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 表によってこのページ1ページの団長が年額20万、副団長が年額13万というふうな表があります。それと比べて3ページの旧というふうなところに団長が年額18万、副団長が11万7,000円というふうな報酬の表があります。そこでちょっと私分らないのが副分団長が6万6,000円というふうな古い報酬の金額とここで新しいこの金額の中で副分団長が6万6,000円というふうな表と比べてそのほかの報酬はみんな上がっているんですけども、副分団長だけ6万6,000円というふうなのが変わらないというふ

うなのがどうしてかというふうなことをお聞きいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） こちら今回削除をします報酬の特例の部分のなのですが、そちらにつきましては特例を設けた部分につきましては、一律全ての団員減額というわけだったんですが、その際、副分団長に関しましては、業務量等を勘案しまして、副団長だけは据え置くというような形をとっておりまして、今回そういった形になってございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第12号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第13号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第14号 マリンパークなみえ設置条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号 マリンパークなみえ設置条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第15号 浪江町道路線の認定

及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第16号 工事請負契約の締結について（育苗施設敷地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号 工事請負契約の締結について（育苗施設敷地造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第17号 工事請負契約の変更について（堤上ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 1点確認させていただきたいと思います。

営農再開のために放射性物質を取り除くことは十分理解はできるんですが、ただその施工前の調査と事前の調査、この違い、相違点でその結果高いところが出たということで、この違いを説明をお願いしたい。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

事前の調査でございますが、こちらは、ため池の工事を設計するために代表的なポイント、マニュアルに沿いまして代表的なポイントを調査し、それで深さであったり、範囲を決定するものです。そちらで額、施工内容を確定いたしまして発注いたします。その後、請負業者によりまして調査前にその地点を施工前調査ということで、確認しながら確実に放射性物質を取り除くという内容になっておりますので、実際現場に乗り込んで施工しながら確認して確実に減らしていく、その結果、マニュアルではどうしても反映しきれない現場の条件もございますので、そちらにより土のうの数量であったり、固化材の数量が増えていくということになります。

以上になります。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） そのマニュアルに基づいて事前調査というふうなお話しなんですが、そのポイント、代表的なポイントですか、その見直し等は今後考えられますでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） このマニュアルに関しましては、農林水産省で策定したものになりますので、ある程度の当初の県内各地の施工実績に基づいて平均的な設計の仕方ということで策定されたものですので、今後見直しがあるとは今のところ聞いてございません。

以上になります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号 工事請負契約の変更について（堤上ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第18号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第18号 工事請負契約の変更について（上ノ原ため池環境保全整備工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第18号 工事請負契約の変更について（上ノ原ため池環境保全整備工事）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第19号 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事（その2））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第19号 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事（その2））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第20号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第21号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第22号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第23号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第24号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第25号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第26号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第27号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第28号 令和4年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、佐々木勇治君。

○14番（佐々木勇治君） では、予算資料と予算書から何点かお伺いします。

予算資料の6ページ、番号5番、予算書の86ページ、準備宿泊支援補助金50万円は何名で、1泊幾らの補助金なのかお伺いします。

次に、7ページ、番号14番、起業人材育成支援事業にしては総額が1億2,086万と高額なので、新規事業ということもありまして、内容を詳細もうちょっとお願いします。

次に、予算資料の12ページ、予算書でいうと130ページ、予算書でいうと節の18、浪江町次世代自動車等導入促進補助金950万円の詳細をお伺いします。

次に、予算書の17ページ、番号2番、高齢者の雇用を促進する事業所をどのように支援するのかお伺いします。

そして、その次は番号3番、予算書でいうと144ページの一番上です。広域移動事業負担金230万円は何件想定していて、上限はあるのかなのか、あるなら幾らなのかお伺いします。

次に、予算資料の21ページ、番号でいうと6番、津島防災備蓄倉庫等の実施設計業務は、緊急時には何名分の備品等を備蓄する倉庫なのか、また備蓄の内容が分かっているならお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 予算資料6ページ、5番でございます。準備宿泊につきましてですが、想定しておりますのは、1人自己負担がおおむね2,000円程度になるように上限5,000円を目標としまして、宿泊助成を行いたいというふうに考えているものでございます。人数の想定はしておりませんで、一応50万円という形で一括でとらせていただきました。

それから、移住定住の起業人材育成事業でございます。詳細をとということでございました。移住定住施策につきまして各施策の中でハード事業が1つだけございまして、それが浪江駅周辺整備計画におけます交流機能でございます。コ・ワーキングスペースやレンタルオフィス、カフェラウンジなどを整備して、移住定住の窓口や地域おこし協力隊の活動拠点とすることを想定しているものでございますが、これがハード事業でございますので、整備までにしばらく時間がかかるということになってまいります。ハードが完成するまでの間、その中でやるソフト事業が実施できないということ避けたいというふうに考えておりまして、できることを先に始めていきたいというのがこの起業人材育成事業でございます。

内容としましては、できることはまず始めていって、今後やりたいことを調査検討していくという2つ2種類やりたいと考えてございます。

できることをやっていくという部分でございますが、一つはハード整備ができるまでの間やる場所を作りたいと思っております、そのワークスペースを用意してまいりたいというふうに考えております。それが起業家が活動するための場所として、トレーラーハウスを準備しまして、そちらの中でワークスペースとして作業をしていただきたいというふうに考えております。

それから、その事業でございますが、起業支援、事業化支援としまして、起業に関する相談対応、セミナー等による情報提供、起

業家間の交流、それから人材育成を支援しますとともに、事業化に向けた心のケアや計画策定を支援するものでございます。また、人をつなぐためのコーディネーターなども配置したいというふうに考えてございます。それらが具体的にやっていけるものをやっていこうというものでございます。

それから、もう一つ今後の調査検討もやってまいりたいと考えておきまして、スタートアップ支援策の調査検討、これは新たな技術やモデルを用いてイノベーションを訴求する企業や個人への支援の在り方を調査検討してまいりたいと考えております。

それから、この事業のブランド化、それから魅力向上に向けた調査検討もしてまいりたいと考えております。それから、今後の活動の在り方などについて検討もしてまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 予算資料12ページ、番号16、ゼロカーボンシティ実現に向けて電気自動車、EVや水素自動車などの補助金を行います。具体的に申しますと、現在補助を行っている郡山市、いわき市と遜色のない金額、FCV 1台30万円、EV 1台7.5万円、町内でさらに事業用車両として使用するために必要不可欠な改造費用をEV、FCVにするための改造については、1台20万円、それを上げております。合計950万であります。

次に、予算資料17ページ、2番と3番でございますが、2番、高齢者雇用創出事業といたしましては、高齢者雇用を行うためのその世話をするフルタイムパート1名分程度の委託料として350万を計上しております。

次に、3番、広域移動販売事業補助金といたしましては、過日全協でもご説明いたしましたとおり、町内及び双葉町で移動販売を実施いたします。その際の車のリース代として浪江町負担分として1年間で230万相当のリース代を計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 津島防災備蓄倉庫等の関係でございますが、こちらのほう備蓄としましては、とりあえず約100人程度を見込んでございまして、食料、それから水等の確保をする予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君。

○14番（佐々木勇治君） もう一度6ページの番号5番、1名自己負担金が2,000円ということは、3泊しても5,000円というのは間違いなのかとばらばらに何回か泊まったらどうなるのかと、それで1人上限が5,000円なのか、それとも回数が多ければ何回でも使用できるのかお伺いします。

次に、予算資料の12ページ、番号16番の補助金は理解したんですけれども、これ何台分とかでなくて早い者勝ちなのか、もう一度お伺いします。

そして、最後に最後の21ページの番号6番で、100名分は理解したけれども、内容は分かってないのか、備蓄分、備蓄の内容分かるならお伺いします。

3点お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 準備宿泊助成金でございますが、1泊当たりで考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今回計上いたしました金額は先ほど申し上げましたけれども、F C V 20台、E V 20台、改造10台という形で計上しておりますが、もしこの台数でも足りなくなった場合は、議会の皆様をお願いして補正をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 備蓄倉庫の備蓄内容でございますが、食品、それから飲料水等がメインになるかと思いますが、そのほか毛布とかそういったものも備蓄する予定でございますが、参考にしようと思っているのは、今の太田防災コミュニティセンター、それから各所コミュニティセンターに備蓄をするようになります。それと同等のものを備蓄したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 予算資料のほうページ22ページなんですが、番号が8番、浪江町立学校用地取得事業、1つ目なんですけれども、このなみえ創成小学校・中学校の用地の取得についてでございますけれども、学校運営を安定的、継続的に行うために取得をすると、結局は賃貸されていた中身なんですけれども、賃貸されていたものを今度取得したことによって安定的、継続的というのはどういうふうな中身なのか、ご答弁お願いします。

それと、これに関する面積ですね、どのぐらいの面積が取得され

るのか、それから地権者はどのぐらいいらっしゃるのかというふうなことが1つ目ですね。

それから、次の9番、下なんですけれども、幼稚園の敷地復旧事業ですか、これは閉園となった荏野幼稚園、当然これ使えないような状況でございますので、当然敷地については地権者にお返しするというのが筋なのかというふうにこれは理解します。この敷地を返す理由というのは、当然原発事故による廃校、それからその土地の利用ができなくなったというふうなことの理由でもって当然用地を返すと、その復旧事業費2,200万円というのは、当然これ町でこういった造成、元のように戻すような工事をするのは当然だと思いますけれども、この原因者である東京電力に対してこの復旧工事に対する請求、そういうふうなものは町でどういうふうに考えているのかご答弁お願いいたします。

以上2点よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） まず1点目、資料ページ22ページのナンバー8、学校用地の取得について、安定的継続的な意味につきましてでございますが、やはり学校敷地でございますけれども、今現在なみえ創成小・中学校の敷地については、一部借地をして運営をしているところでございます。こちらについては定期的に地権者の方と契約を取り交わしながら継続ということでこれまでやってございました。これまでは地権者の方々のご協力で継続していただいているところでございますが、あくまでもお借りしている土地ということで、契約のほうの継続というのもしっかりと町も土地を取得した中で運営をしたといったほうが安定的継続的に経営が図れるのではないかとということで、今回取得をさせていただくという内容になってございます。

そちらでございまして、こちらの面積でございますけれども、全体で学校敷地3万3,731平米が全体の面積でございます。そのうち大体3分の2程度がまだ借地の状態になっている状況でございました。今回来年度予算につきましては、そのうちの大体1万平米を取得させていただくということの計画でございます。全体ではまだ22筆の場所が残ってしまして、地権者は14名になってございます。来年度の計画としては、その14名の地権者様それぞれ1筆ずつご協力いただくというような取得計画になってございます。

続きまして、ナンバー9、荏野幼稚園の部分の敷地復旧事業でございます。こちらにつきましては、敷地につきましては、地権者様からお借りをして元々畑だった場所を既幼稚園敷地と合わせるよう

に土地を掘削して今お借りをして使用させていただいているところです。返すに当たってそちらを盛土して以前の畑と同じレベルに直すというような工事がございまして、こちらの予算を計上させていただきました。

議員おただしのその復旧事業費につきましては、今後自治体賠償の担当部署とそういった財源についての協議はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） その財政協議でなくて、東京電力に対して請求する、そういうふうな意思があるのかどうか、町として当然これは東京電力にこの復旧工事に対する金額もこれは請求すべきだと私は考えているんです。その辺は町のほうではどういうふうに考えているかというふうなことの質問です。よろしく答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国や県の財源を使って復旧いたしました場合には、東京電力への請求は考えてございませんが、もしこれに該当しないような費用がある場合には、しっかりと請求してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 今企画財政課長の答弁では、国からお金が入らないというふうなことについては、そういった東京電力に対する請求も考えるというふうなことなんでございますが、この財源構成これ見ると、国からの補助というのはいないですね。ならその辺を考えたの答弁だったのかどうか、その辺もう一度お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 町の所有する土地と建物につきまして、損害について東京電力に賠償請求をしまして、それがなかなか進展しなかったことがございまして、それについてADRに申立てをして、土地及び建物について昨年議決をいただきまして、去年は建物ですね、50億円というADRの和解というふうに至ったというふうに記憶しているところでございます。

その復旧費用につきましては、復旧費用につきましては、国から財源をいただいて復旧をさせているということがございまして、国が東京電力にその分を請求するかどうかは私承知はしてございませんが、町としましては、国から財源をいただいて復旧をさせているというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

何点か質問させていただきます。

予算書の予算資料のページで7ページ、番号が16番、移住定住情報発信事業254万、移住者向け住宅支援事業1,296万、移住者住宅取得事業725万、移住お試し宿泊事業211万、それから定住促進結婚奨励事業が11万と記されておりますけれども、これは住宅支援戸当たりはどのくらい支援するというふうなことか、それから住宅取得戸当たりどれくらいの補助を考えているのかお伺いいたします。

それから、12ページの番号17、ゼロカーボン推進事業が4,015万円、パートナーシップ宣言を行ったランカスター市との交流事業等を行うというふうなことでありますけれども、交流事業どのようなことをされるのかお伺いをいたします。

それから、15ページの14番、農林再開支援事業9億6,010万円、営農再開を目的として行う取組や放射性物質の吸収抑制対策を支援するというふうなことでありますけれども、結構な額でありますので、この事業内容の説明をお伺いいたします。

それから、15ページの20番、農林水産の農山村地域復興基盤総合整備事業2,612万、対象区域2地区藤橋地区と加倉地区、これは多分圃場整備のこの事業だというふうに思いますけれども、これらの事業はいつから開始をするのか、それから現在基盤総合整備事業申請されているところは何地区あるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 資料7ページ、番号17番、移住者向け住宅支援事業でございます。これは賃貸住宅の家賃補助をするものでございます。令和3年度は毎月1万円の助成をしておりましたが、令和4年度は4万円を上限に考えているところでございます。

ナンバー18、移住者住宅取得事業、こちらは基本額100万円、就職など特定の要件を満たしますと加算額がございますが、基本額は100万円の住宅取得補助でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 予算資料12ページのナンバー17、ゼロカーボン推進事業についてお答えいたします。

総事業費4,000万となっております、その中の大半はゼロカー

ボン策定業務、そして先行地にエントリーしていくための資料づくり、こういったものが大半でございますが、この一部に少しだけランカスターの関係も計上しておりますので、ここに記載いたしました。が、実際上はランカスター市長ほかその皆さん少数がおいでになったときのレセプション程度の計上であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、予算資料15ページ、ナンバー14の営農再開支援事業でございます。こちらの事業は、原発事故の影響により農産物生産中止を余儀なくされた避難地域や作付制限区域において営農を休止した面積の6割で営農を再開することを目標に営農再開を目的として行う取組や放射性物質の吸収抑制対策を支援するという事業でして、当町では19メニューに対して取り組む予定としております。

中身についてであります。予算書のほうですけれども、136ページから137ページにかけてこちら営農再開支援事業ということですから、主なものとしては、まず需用費でございます。消耗品が8,300万あります。こちらの中身は、吸収抑制対策の塩化カリウムや獣害対策のメッシュフェンス、電気柵といった内容になってございます。委託料に関しましては、主なものは営農再開ビジョン策定支援業務委託ということで、各地域において話合いが今後進みますけれども、そちらの話合いの支援をお願いする委託料となっております。

節18の負担金補助及び交付金はかなり事業が多くなって、メニューが多くなっているのですが、主なものとしては、まず一番上の除染後農地の保全管理事業補助金は、特定復興再生拠点内の農地の保全管理に対する補助金になります。そこから2つ下になりますと、管理耕作いわゆる避難生活を続けている農地所有者の代わりに管理耕作を行うというものに対しては2億983万円、さらに下から4番目です。除染後農地の地力回復支援事業補助金、こちらは除染によって地力が著しく低下した農地に対して堆肥などを投入する事業となっております。

その下です。営農再開に向けた復興組合支援事業補助金でございますが、こちらは各17組合今復興に取り組んでいただいておりますけれども、その事務に対して外部委託できるということに対する補助金になります。

ページ移りまして、節18の下から2番目ですね、担い手の農地集積に向けた準備への支援事業補助金、こちらは保全管理ではあるん

ですけれども、解除後3年というルールがありましたが、担い手への集積への話合いが続いている農地については、特別保全管理が認められるということで、こちらの2億8,673万円となっておりまして、

最後に、作付再開水田の均平化支援事業でありますけれども、こちらは均平がとれていない農地に対して支援する内容となっております。こちらが主な内容となっております。

もう一つの予算資料15ページ、ナンバー20の農山村地域復興基盤総合整備事業でございます。こちら圃場整備の内容となっております。現在町内では7地区で圃場整備の計画が進んでおります。調査、計画、そちらの地域の計画に関する申請は、そのうち4件出ておりまして、こういった地域にするとか、こういった内容にするとか、そういう計画が進められております。そのうちの藤橋地区と加倉地区におきまして計画の内容が固まりましたので、令和4年度よりハード整備に向けた測量等が始まる予定となっております。こちらの予算資料20番の事業費は、こちら県事業でございますので、そのうちの町負担分ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 何件かちょっと再質問します。

ランカスター市とのこの交流というふうなことでランカスターから来られたときのその予算というふうな受け止めたんですけれども、浪江からランカスターのほうに訪問するとそういうふうなものではないというふうなことなんですか、お伺いいたします。

それから、農山村地域復興基盤総合整備事業というふうなことでありますけれども、この調査計画中と、調査計画ですか、対象地域が藤橋地区と加倉地区というふうなことでありますけれども、この今調査計画をして何年後にはこの工事が始められるというふうなことになるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ランカスター市との水素に関する意見交換等はウェブですって行ってきましたが、ランカスター市長はぜひとも来たいと言っているわけですが、なかなか日本のコロナの状況があって来れないということで、コロナが明けて海外からもある程度フリーになってきた暁にはランカスター市長がおいでになると、おいでになったらそれに対してのレセプションなどはやらなくてはならないということで計上いたしました。

今後浪江から行くか否かは検討いたしまして決めていくことですが、今回の予算の計上に浪江から行くということを挙げてここに入っているわけではありません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 圃場整備事業の今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

実際、加倉地区と藤橋地区は来年から調査測量に入ってまいります。まとめ次第段階的に工事が入っていくと思われそうですが、着工自体は令和5年あたりと聞いております。完了につきましては、あくまで計画でございますが、藤橋地区は令和9年、加倉地区が令和11年の予定となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 予算資料の7ページの10番、予算書ページの89、事業名が町内コミュニティ再生事業、事業内容が町内地域支援専門員を配置し、帰還住民等を町内に居住する町民同士をつなぎ、町内コミュニティの再生を推進する、この中身というのはちょっとお聞きしたいのは、89ページの予算書の8番の自治振興費の中の委託料12番の中に3,575万9,000円、町内コミュニティ再生支援事業業務委託料、町政功労者表彰式業務委託料と書いてありますけれども、具体的に今継続事業になってはいますが、何人ぐらい今支援専門員の方配置されて、帰還住民と同じ町内に有する町民同士のつなぎしてどういう仕事しているのか具体的にお聞きしたい。

あと、今お話ししました町政功労者表彰式業務委託料、この分の金額的にはちょっと入ってないんですよね、中身が。どのぐらい組んでおられるのか1点と。

次が2点目なんですけれども、予算資料22ページ、7番、予算書168ページ、継続事業になってはいますが、海外学習委託事業、事業概要が町立学校等に在籍する児童生徒を対象にした海外学習、外国語学習、異文化交流等を行うと書いてあるんですね、この分で1,735万2,000円ありますが、今のコロナ禍の影響の中ではできないと思うんです。去年も継続で組んであったものなんですけれども、この中はどんな形でやっていくのか、今の組んだ部分をどのように組んでいくか、収まったらやるのか分からないけれども、この辺を具体的にお聞きしたいと思います。

その2点お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 町内コミュニティ事業でございますが、支援専門員は4名でございます。具体的な交流の内容でございますけれども、支援員の方が行政区のほうに集まりに入っていて、その中で行政区さんの意見を聞いたりしたり、あるいはこの活動、例えば花植えとかそういった活動なんですけれども、そういったところに支援に行ったり、あるいは自治会組織、それから自主防災組織、そういったものを立ち上げる形も出ておりますので、そういったところに支援に行ったりするというような形となっております。

それから、町政功労者の表彰の金額でございますが、委託料の場合はこれからの契約関係があるものですから、この辺で工事もそうなんですけれども、特に金額入れておりませんので、その辺はご容赦願いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問の2点目、予算資料22ページ、ナンバー7番の海外学習委託事業でございます。議員おただしのように今年度、昨年度につきましては、コロナの影響で海外渡航を予定していたところ県内、国内ということで実施をさせていただいたところでございます。来年度につきましても、コロナの状況、そういったものを勘案しながらということになりますけれども、基本的に海外渡航をして異文化交流を図るということで予算立てはさせていただいておりますけれども、そういったコロナ、そういった諸事情も検討させていただきながら、場合によっては今年度と同じような国内ということも視野に入れながら事業を進めていければと思っております。予定としては夏休み期間を想定しての事業実施ということで計画をしているところです。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 3点ほどお願いします。

まず1点目は、予算書の145ページ、項商工会費、その中の節の負担金補助及び交付金なんです、その中の説明の中で十日市運営補助金が700万というふうに組まれていますけれども、去年はコロナでちょっと開催を中止したということなんです、去年の予算も700万が計上されています。令和4年度も700万組んでいるんですけれども、これ安易に予算をただ700万にただけなのか、きちっと運営委員会のほうとお話をしてこういう形でやるので今年は700万

ですという予算を組んだのかどうかをお尋ねします。

2点目は、予算書の106ページ、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、その中の節18負担金補助及び交付金なのですが、その中の説明で町社会福祉協議会補助金3,788万9,000円を計上をされています。昨年の予算は3,772万4,000円で計上されておりまして、ほぼ同額になっているということがまず一つちょっと確認していただきたいということと、その次がページ108ページに移りまして、節1委託料これが1億1,030万9,000円の予算計上になっていますが、ここ昨年度が9,510万3,000円ということになって、今年度新しい項目というんですか、令和3年度がなくて令和4年度の中に社会福祉センター運営管理委託料ということで組まれております。大体この差額が約2,000万となるので、この辺の数字は合うのかなと思うんですが、そこで質問なんです、新しく社会福祉センターが立ち上がります、6月に。予算書を見るとそこで新たな事業がスタートして新たなものが始まるわけなんです、予算の中に昨年とほぼ同様なんです。そこでお聞きしたいんですが、新しく社協が移るといったときにどういうところが新しくなってどういうところに予算がかかっているかの説明をいただきたいということです。

最後の3点目、予算書147ページ、項1商工費、目5道の駅なみえ維持管理事業、今年度は7,666万6,000円計上されています。昨年は1億7,509万円が計上されて約3,000万円ここで減額になっているんですね。その減額になった理由を教えてください。

以上、3点です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 第1点目の十日市補助金でございますが、補助金の場合、各団体より積算をいただいてこのような額で補助金申請がきておりまして、商工会からのその700万という毎年の積算に関しては、妥当性があるとしてその金額を計上しているものであります。

次に、146ページ、道の駅全体の予算、これが上がったのはなぜかというご質問であります、令和3年度主な予算としては、やはりラッキー公園などを造ったりした分の工事費もありまして、1億少しかかったわけですが、来年度予算につきましては、工事請負費としては、ラッキー公園のところに来るお客さんのためにちょっと砂利を敷いたりということで、1,000万程度は計上しておりますが、ほかに委託料も多少減っていると、工事費が減っているということで合計7,600万円あったわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 106ページの町社会福祉協議会補助金につきましては、昨年と補助金の同額ということにつきましては、昨年と同様の人件費の補助となっております。

続きまして、108ページ、福祉センターにつきましては、こちらは地域密着型の通所介護事業のほか、事務所等については介護保険事業、障害福祉事業等を実施する事業所が入ることとなっております。この施設は介護保険、障害福祉の事業を実施する中心的な施設となることとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今介護福祉課長の説明で新しい事業が行うという説明を受けたので、これは理解しました。

産業振興課の課長の今お答えなんですが、まず1点目の十日市の700万は向こうからこれだけの予算が必要だといってそれが提示されてそれで納得したから700万は妥当だというお話しなんですが、多分今年の十日市は場所も確定してないし、去年開催されてないので、反省で来年どうしようかという話合いも多分されてないはずなんです。それでこの予算が上がってきたというのがちょっと不思議でしようがないんですけれども、その辺どういう計画で上がってきたかというの一部でもあればご説明ください。

それと道の駅の管理料の減額になった理由は、分かりました。その中で再質問で申し訳ないですけれども、節の中で工事請負費1,364万円、道の駅外構工事で計上されています。去年は交流情報発信拠点施設外構工事で3,872万円計上されています。去年のこの名前はちょっと道の駅から交流情報発信拠点というふうに変わっていますけれども、多分これ同じ道の駅なんだと思いますけれども、昨年3,800万、今年1,300万、外構工事毎年やっているんですけれども、ここの違いは何なのか。

それともう1点、修繕費、需用費の中で修繕費100万円入っているんですけれども、できたばかりの道の駅で何でこれ修繕費がかかるのか、その理由を教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 令和3年度の工事費につきましては、ラッキー公園整備事業2,600万円、外構サイン工事設置320万、外構照明200万等の金額がありまして、3,800万かかったわけですが、令和4年工事請負費といたしましては、やはり駐車場舗装そこに砂利を入れてお客さんが増えたものですから、後ろの部分にも

置いていただく、それから入り口の部分お客さんがかなり多いものですから、やはり舗装工事をしなくてはならない、舗装を若干修繕しなくてはならないということで、合計1,300万円を計上させていただいております。

修繕費の100万円につきましては、できたばかりなので修繕費は要らないだろうというお考えもごもっともですが、やはり一旦修繕費として全く計上しないわけにもいきませんので、100万円程度を計上させていただいて、もしかからない場合には落とすということで、返納するということになります。

次に、商工会の700万につきましても、一旦予算では700万としましたが、よく精査し、その金額が不適切であればそれから減らしていくという可能性もありますが、恐らくこの金額でお願いしたいと言われる可能性もありますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 予算資料のごとに何点かお伺いします。

予算資料8ページ、今日の私の質問は、主に新規事業なんですけれども、22番、戸籍証明書等の広域化に係るシステムの改修事業、この改修事業によって事務効率化が向上されるのか、町民の手続の簡略化による町民の利便性が向上するのか、それとも両方なのか、もう少し概要についての詳細についてお伺いします。

次、順番逆、前後します。ごめんなさい。前の6ページの8番、携帯電話等エリア整備事業、基地局3局を未完成のままの再整備すると書いてありますが、この3局はどこのカバーができる3局なのかお伺いします。

続いて、次ページ7ページ、21番、津島支所再開準備ということで、この津島支所を再開する時期について、新聞報道ではありましたが、議会のほうではまだはっきりしていない、報告は聞いていませんので、再開時期についてお伺いします。

今冒頭言いました次は8ページの22番です。

続いて、9ページ、5番、福祉センター運営事業、予算書では運営管理委託料として計上されていますが、委託業者は公募によるということで、決定がされたのかどうかお伺いします。

その下のほうで8番、屋内アスレチック施設事業、これの事業に関しては、予算書では委託料が計上されておられません。どんな運営方法をされるのかお伺いします。

次、10ページ、15番、賠償支援事業、未請求等を解消するという文言が一部入っておりますが、今の実態はどのような実態なのか教

えていただきたいと思います。

最後、23ページの17番、高瀬球場復旧事業2億7,600万ほど計上されておりますが、この高瀬球場を復旧するに当たっては、震災前の高瀬球場に戻すのか、それともバージョンアップしてプロの例えば2軍が呼べるような球場になるのか、どの程度の復旧事業を考えているのかお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ナンバー8でございました。携帯電話工事エリア整備事業でございます。申し訳ございません。3局でございますが、広谷地地区と引拔地区と手七郎西でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、支所の関係について答弁いたします。

まず再開時期ですが、4月を予定しておりまして、4月から人員を配置する予定でございますが、まだ本格的な業務につきましては、準備期間ということで、本格的な業務につきましては、準備宿泊等に合わせて入りたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 8ページの戸籍証明等の広域化に係るシステムの改修事業、事務の効率化かそれとも町民の利便性向上かどちらの面が考えられるのかということでございます。

まず1点といたしまして、この事業は全国の戸籍を担当する窓口で広域交付を受けることができるというのが1点でございます。そういった意味では、住民の方々が現在は役場かそれか出張所の窓口に来て来庁交付を受けなければならないということから考えれば、まずは町民の利便性、そして発行業務がなくなるという点でいけば事務の効率化も併せて図られると考えているところでございます。

もう1点実施されるのが行政手続をするときに何件かそういったことがあるんですけども、戸籍を添付しなければならないといったときに今回の改修によってその添付をする場合において添付ではなく、戸籍担当窓口のほうでそれぞれそれを確認だけで実施できるようになるということを考えれば、住民の方々がわざわざ戸籍をとらなくても済むということで、住民の利便性が図られると、さらには先ほどと同じく発行業務が少なくなるといった点でいけば、事務の効率化も図られると、2つの理由について両面でそういった効率化、サービスが図られると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 9ページのナンバー5、福祉センター運営事業について、公募決定されているかということでございますが、これから決定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 同じく9ページ、ナンバー8の屋内アスレチック施設事業でございます。こちらについては、管理については業務委託を想定しております。予算につきましては、予算書の112ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4子育て支援事業費の中の委託料の中に下から2段目、施設管理業務委託料でございます。こちらが予算計上した中身でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 賠償請求の未請求の実態でございますが、実際に具体的に何件あるのかというのはなかなか数字的にはつかめない部分がございます。その辺につきましては、相談会等を実施しまして掘り起こし中でございまして、各種相談会でそういった未請求者からの請求につきまして、東電への賠償請求の支援をしたり、あるいはADRにつないだりしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 予算資料23ページ、ナンバー17の高瀬球場の復旧についてのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、復興庁の生活環境整備事業を活用させていただきながら整備をすると、こちらが機能回復を目的とした事業でございますので、整備の方法としては、震災前と同様な形で機能回復をさせるというような事業の中身になってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 何点か再質問します。

まず6ページの携帯電話等エリア整備事業で、今回3か所、不感エリアを解消するということで、今後またその不感エリアが残っているのかどうか、また残っているのであればどういう計画で不感エリアを解消するのかお伺いします。これで最後なのかも併せてお伺いします。

次の津島支所再開は分かりました。

8ページの戸籍証明書等の広域化に係るシステムの改修事業については、事務の効率化と利便性向上を図るということで、理解はで

きました。実際に戸籍証明書等の広域交付に関しては、避難している自治体に申請を行えば戸籍証明書等が交付されるのか、また私一般質問しましたが、コンビニで行えるのかどうか、多分コンビニではないのかなと思いつつも質問していますが、どこで交付を申請すればいいのかお伺いします。

次9ページ、屋内アスレチック施設事業は、屋内アスレチックというような説明が予算書でなかったものですから、福祉センターは福祉センター運営と書いてあったものですから、私の誤解でありました。委託だということですよ。それで福祉センターと屋内アスレチック施設は、6月開所できるように進めているということですが、福祉センターも公募中で事業者が決定されると、屋内アスレチック施設の委託は今現在公募されているのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。

あとは高瀬球場については理解しました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 6ページ、携帯電話エリアについてでございます。令和4年度の整備を行いますと特定復興再生拠点及び主要な線拠点と申しておりますが、主要な拠点、線拠点も含めまして解除予定のエリアにつきましては、大手3社のうちのいずれかがおおむねつながるようになるというふうに考えているところでございます。

町全体になりますとまだ小丸地区などは線量高くて計画などはまだ計画は立てていないところでございますが、町全体ではまだ不感エリアが残っているものというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 戸籍証明書の関係でございます。どこで交付を受けれるのかということでございますけれども、全国の戸籍担当窓口で交付を受けることができることとなっております。

それから、コンビニ交付ではないのかということでございますけれども、コンビニ交付ではございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 屋内アスレチック施設につきましてその委託事業者の選定でございますけれども、公募等はしておりません。中身につきましては、町全体の福祉事業を行える事業者さんと今調整をさせていただいているというような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

9 番、山本幸一郎君。

○9 番（山本幸一郎君） 予算資料で何点かお伺いします。

6 ページの 6 番、デマンド交通運行事業についてお伺いします。

4 年度も引き続き計画に上がっています。それで今多くの町民の方はデマンド交通で助かっているという声をよく聞きますが、時間の延長等はないのかどうかお伺いします。また、日産でモバイル、ただで実証実験をやっている事業もあって、これをもう少し活用できれば時間帯の延長で、夜ももしかしたら 5 時以降とか月水金とかいうような幅を広げた活動を計画に入れているかどうかを併せてお伺いします。

それで次 9 番の地デジ再送信システム、以前に 21 年のときに整備が進んでました。知っています。それでこの整備でも難聴というか、送信受信ができないところが何点かありまして、実際はケーブル等でやるような計画もなされていたと認識しています。これはあくまでも地デジの送信システムはどこまでが元通りやるかどうか併せて質問します。なぜならば復興拠点が解除になるとそういう地区が次々出てくるのかなと思うんですが、それも含めて答弁お願いします。

続きまして、7 ページ、10 番、先ほど質問でありました地域づくり支援専門員 4 名でやっていると、これ継続事業でやっているんですが、進歩というか、実績というんですか、なんか同じことを毎回やっていてももう町の状況はそう変わってはきてないように私は思われます。それで、これの今回はこういう対応をプラスして町民とのやり取りをしていますとか、実績報告はなぜかちょっと総務課長の説明ではありきたりで実感がわきません。私も町内に住んでいますが、お茶飲みに来てっかぐらいの感じしか今は受け止めないと町民の皆さんは言っています。実際支援員とのコミュニケーションは行政はちゃんととっているのかどうか併せてお伺いします。

続きまして、12 番、行政区の補助金たくさん使っていただきたいと思っていますが、令和 3 年の実績、ここで書いてあるのはそのとおりだとは思いますが、実際活動は各行政区でしているのかどうか、行政区の活動の件数お伺いします。

あとはその下、13 番、地域おこし協力隊、これもそうなんですが、令和 3 年の実績で企業または町内に就業してくれた人は令和 3 年もそうですが、この前から何人いるのかどうか、それでこういうことで頑張っていますよというような説明は余り聞けてないんですが、あればお願いいたします。

それと後ろのほうにいきまして、21ページ、消防費で番号1番、消防団のパトロール事業についてお伺いします。

毎週日曜日頑張っていたいて消防団のパトロールを日曜日に見ることができます。しかし、この日曜日のパトロールもそうなんです、本当の火事になったとき、このパトロールそこを見ているのはいいんですが、ここはどうにしかなくてはだめだとか、改善等が出て実際改善等々を消防団が町に言ってという方向になるのか、その辺のことをただ地域を守ってパトロールするだけが消防団活動ではないと思いますが、これも結果をお伺いします。

それに併せてその2番も同じような質問になるんですが、消防団の車両整備、これは進めなくてはいけないなど実感しております。しかし、車両は買ったけれども、出動する消防団員はいない、これが多分浪江町の現状だと思っています。それで車両を入れればもちろん整備した、点検した、いろいろなことをやらないとこの消防車両の活動していいかどうかは分からないんですが、整備をしなければ何かのときに出動できないと思いますが、その辺はどのように考えているのかどうか初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 6ページでございます。まずデマンド交通についてでございますが、時間の延長につきましては、申し訳ございません。難しい状況でございます。

日産の実証事業でございますが、これは実装されているものではございませんが、将来自動運転、日産では自動運転の研究をしておりますが、将来に向けてその自動運転を使った交通サービスがどんなものができるのかということを考えていると、自動運転が完成してから考え始めたのでは遅いということで、それと並行してどんなことができるのかというのをソフト事業のほうを併せて研究している、そのフィールドとして浪江町を選んでいただいている事業でございます、現在研究中でございます。補助金等を日産で受けまして、実施しているものでございます。これがどのように町の活用にできるのかということを今後も併せて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、9番の地デジ再送信システムでございます。これはまず課題の部分の復習から申し上げたいと思いますが、公共放送、民間放送含めまして、地デジのテレビ放送の受信をできないエリアが浪江町内にございました。その解決方法としまして、もともとあったのはNHK共聴組合と呼ばれている町民の方が組合を作って国から直接に国といいますか、NHKから組合設立に関する支援を受け

て受信できるようにしていたものと、そのもう一つの方法が地デジ再送信システムというものを震災直前なんです、整備をして受信できるようにできたエリアがございました。その２つの手法のうちの地デジ再送信システムのほうの復旧の事業でございます。

NHK共聴組合どうなるのかということで、非常に課題となっております。国と数年にわたって交渉をしてまいりまして、この部分NHK共聴組合としてはなかなか事業としてできないという方向になってまいりまして、これをこの地デジ再送信のシステムのエリアとして復旧ではなく、新設になるかと思うんですが、それを含めて実施できないかという方向に舵を切りまして、令和４年度に関しましては、拠点となっている室原地区に共聴組合がございしますが、室原地区の共聴組合を含めてこの復旧事業でやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず町内コミュニティ再生事業の関係ですが、こちらにつきましては、今年度は自主防災組織の設立に向けた準備とか、請戸住宅でコミュニティづくりなどの実績を上げておるところでございます。令和４年度に関しましては、特定復興再生拠点内でもコミュニティ形成のための準備をしていく予定でございまして、さらにこれまで委託団体のほうに任せていた部分もあったわけなんですけれども、町のほうとしては、現在は月１回その支援員と打合せをしながら目線合わせをしているところでございます。

それから、行政区活動の補助金でございしますが、こちらは49行政区のほうに活動補助金を交付しまして、こちらのほうで各種交流事業とかが行われておるところでございます。

続きまして、消防団のパトロール事業でございしますが、こちらにつきましては、団のほうからは活動報告をいただいておりますので、その活動内容というのは把握しているところでございます。これによりまして防犯、それから防火の面では大きな災害と犯罪が起きていないという点ではある程度の効果を発揮しているのかなというふうに考えてございます。

それから、団の車両整備の件でございしますが、こちらのほうの整備点検ということですが、これらにつきましては、大変ご苦労は多いかと思うんですが、分団なり部なりで点検管理をしていただいているものと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

(午前 10 時 50 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 10 時 50 分)

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 7 ページ、13 番、課題解決型地域活動支援事業の地域おこし協力隊でございます。移住定住施策の一環としまして、昨年から募集を開始しまして、年度途中 1 人、2 人と増えてまいりまして、現在 6 人まで増えてきたところでございます。

現段階で既に起業した方などは就業した方などはございませんで、今のところ会計年度職員として活動をいただいているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9 番、山本幸一郎君。

○9 番（山本幸一郎君） 再質問をします。

6 番のデマンド交通なんです。これ以前にちょっと一般質問したときの際には、5 時以降もできるだけ考えてみたいというようなそのときは答弁でした。今は考えていないと、予算の中にはそういうことは考えていないという答弁は分かったんですが、何で考えてくれないのかなというのが疑問で、やはり町民が万が一、夜食事に行きたいなと思ったときにも使えればもしかしたら食事を提供する店とかにも波及効果が出るのかなとこのような方向では考えていないのかどうかをこの金額の中で考えていない理由を教えてくださいと思います。

また、復興拠点が来年 4 月、令和 5 年 4 月に解除になるという予定ですが、そうすると多分準備宿泊等も考えられます。もし準備宿泊等で復興拠点内のデマンドタクシーの利用はまた考えているのかどうかお伺いします。

それと次の 9 番です。地デジの不通エリア、室原地区を令和 4 年度やる予定と聞いています。それで、津島地区とかもしかすると末森地区は共同アンテナ等がなくても難視聴地区があります。そういうところの確認等々はどのようになっているのかどうかお伺いします。解除はしますよ、いやいや帰ったらテレビも見れませんというようなことでは、ちょっと解除に当たって帰還する人がもしや減るのかなと思われますので、その辺の対応も室原地区だけに至った経過等含めてお願いします。

あと 7 の番号 10 番、課長の答弁ですと何でもうまくいっているような感じにしか聞こえません。それで今年度令和 4 年度から月 1 回

の話合いを行政とすると、月1回の話合いだけでうまく町民との意見が行政にくるかというような根本的なちょっと話がずれているのかなと、週1回ぐらいは行政報告のやり取りをするのが普通かと思うんですが、はっきり言ってだらしないなど、それにこのような多くのお金を使っていいのかなと、その辺は月1回になった理由も含めて、何で週1回でないのかをお伺いしていきたいと思います。

あと12番の先ほど実績聞いたんですけれども、49団体に言っていますというような広報、それはもちろん行政区の知らせはいつているが、どのぐらい使われているかなとということでお伺いしたんですが、みんなの地区が使われているという答弁でよかったのか、併せて確認も含めて質問します。

あとその下の13番、地域おこし協力隊、これも何かだまされているような答弁にしかちょっと言葉悪いんですが、聞こえません。これ人口増につなげるためにやっていますというようにここにうたっておきながら、先ほどの答弁はそこには全然うたってなくて、頑張っている人には補助金出していますよというのは理解しますが、ここがもともとの人口増につなげるための活動支援だというふうに私は認識していたんですが、なぜそこに最終的にいかないのかどうか、やり方が悪いのかというのは町としてはどのように評価してこの事業を今年度も継続しているのかお伺いします。

また、21ページの1番、同じことになるんですが、消防団の防犯パトロールが防災につながっているという認識はもちろんあります。しかし、多くはその下に出てくる3番の町内防犯体制の強化事業でかなりのお金を使って浪江町の災害を防いでいると認識しています。なので、私が言っているのは、消防団の方がやはり地域に密着しているから細かいところまで目に届くために日曜日の防犯パトロールをやっているという前そういうような一般質問された方の答弁にはそのように言っていながらも、今の答弁だとそういうふうには全然聞こえていません。何を言いたいかというと、やはり浪江町にいる方がこまめに防犯パトロールをしないと週に1回来ただけの方がこの広い地区の防犯を1回見ただけで次の対応に至るというのはなかなか難しいと思っています。それなので、やっていただける消防団の方には、それ以上にこういうところを見なさいよとか、何か指導がなければやっても意味がなくなってくるのかなと私は思います。そこで、このパトロールのやり方も十二分に検討してみてはいかがかなと思います。

それと併せてこの下の消防団の車両のことです。総務課長の答弁は、まずもって状況が分かってないと、今各地区において車両の点

検はやってないんです。もちろん車両がないのもあるんですが、動く車両は全部町の庁舎の後ろにそろえてあるんです。その点検は消防団員がやっているのではないんです。これはもちろん総務課長分かっていると思うんですが、だから私はここで言ったんです。後々この購入したら立派なものを購入してもちょうと整備する、管理する方がいなければ万が一のときに消防車両はバッテリー上がっていて出動できないよというような状況に陥るかもしれないので、お伺いしていたのにもかかわらずちょっと答弁は残念な答弁だったんですが、この辺副町長なり町長は分かっているかとは思いますが、もしこういうふうにしたいと、だからこういう事業をやっているというようなことを併せてお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 再答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まず資料6ページのデマンド交通でございます。時間の延長につきまして大変申し訳ございません。現在民間タクシーのほうでそのデマンドタクシー終了後の営業を開始してございます。食事等につきましてその民間タクシーをご利用いただければというふうに考えているところでございます。

それから、地デジの難視世帯の確認でございしますが、これはまだ実施してございません。やっと予算の確保、工事の見通しについてここ数か月でやっと見通しが立ってきて、予算計上まで何とか間に合わせてきているところでございます。今後準備宿泊に向けた説明会などがございますので、それに併せて町民の方に説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、地域おこし協力隊でございます。何分活動を始めたばかりでございまして、まだ結果が出ていないところでございまして、そこにつきましては大変申し訳ございません。

また、この地域おこし協力隊ですが、技術の伝承などを目的とした地域おこし協力隊もございしますが、それとは違っておまして、目標としましては、移住定住そのものが目的でございまして、この人たちが移住すること自体もそれは目標でございまして、既に6名が移住をしてきていると、この方たちの活動を発信してさらに次の移住を呼び込んでいく、そういうチェーンを拡大していきたいというふうに考えている事業でございまして、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず町内コミュニティの件でございしますが、けれども、その支援専門員との打合せなんです、こちらにつきまし

ては、月 1 回の活動報告に合わせて実施ということで、月 1 回でのペースとなってございます。今後必要に応じて週 1 回等のスパンでの打合せができないかどうか検討、改善を図ってまいりたいと考えております。

それから、行政区の活動補助金でございますが、こちら前年ですと49行政区のうち35行政区のほうで活用されておりまして、実質的な支出が259万6,000円ほどとなっております。

続きまして、消防団のパトロール事業でございますが、確かに現在防犯業務に関しては、次の防犯強化事業のほうでの活動が大きくなっているわけでございますが、こちら消防団のそういった面も含めまして、今現在防犯対策の全般的な見直し中でもございますので、その辺を含めて消防団のパトロールのほうも改善検討を図ってまいりたいと考えております。

それから、車両整備でございますけれども、確かにこちらのほうも定期的に私どものほうの職員が点検している部分もございます。こちらのほうについてもできるだけ団のほうができるような環境整備を整えながら検討改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号 令和4年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで農林水産課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 発言の訂正をお願いします。

先ほど16番議員より質問いただいた際、答弁、圃場整備に関する答弁をさせていただきました。2地区の事業期間について、加倉地区が令和11年とお答えいたしましたけれども、藤橋地区と同じく令

和 9 年までということになります。訂正お願いします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで11時20分まで休憩します。
(午前 1 1 時 0 5 分)

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
(午前 1 1 時 2 0 分)

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君）　お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君）　異議なしと認めます。
よって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

(午前 1 1 時 2 0 分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和４年浪江町議会３月定例会

議 事 日 程（第４号）

令和４年３月１５日（火曜日）午前９時開議

日程第 1	議案第 29 号	令和４年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 2	議案第 30 号	令和４年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3	議案第 31 号	令和４年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 4	議案第 32 号	令和４年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 33 号	令和４年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 6	議案第 34 号	令和４年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 7	議案第 35 号	令和４年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 8	議案第 36 号	令和４年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 9	議案第 37 号	令和４年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 10	議案第 38 号	令和４年度浪江町水道事業会計予算
日程第 11	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 12	同意第 1 号	副町長の選任について
日程第 13	請願・陳情審査報告	
	請願第 3 号	仮称：浪江町歴史民俗資料館（アーカイブ施設）建設を求める請願書
	請願第 1 号	『浪江町震災伝承アーカイブ施設』の設置に関する請願書
	請願第 2 号	東京電力福島第一原発事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める請願
日程第 14	発委第 1 号	浪江町議会会議規則の一部改正について
日程第 15	発議第 1 号	東京電力福島第一原子力発電所事故による

避難者の医療・介護費用の減免措置継続を
求める意見書(案)

日程第 16 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１５名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
７番	紺 野 則 夫 君	８番	佐々木 茂 君
９番	山 本 幸一郎 君	１１番	渡 邊 泰 彦 君
１２番	松 田 孝 司 君	１３番	平 本 佳 司 君
１４番	佐々木 勇 治 君	１５番	山 崎 博 文 君
１６番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（１名）

１０番	高 野 武 君
-----	---------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君	総 務 課 長	横 山 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 書	局 吉 鎌	田 田	長 厚	志	君	次	長	兼 中	係 野	長	華子	君
			記 典	太朗	夕							

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第29号 令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第29号 令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第30号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第30号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第31号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 1点だけちょっと質問させていただきます。

予算書の233ページで、ここに文句の1に仮設津島診療所管理費ということで1億2,000万円ほど計上されております。さらに、235ページ、浪江診療所管理費として1億1,400万円計上されていますが、その中で、234ページの節の12、これ、委託料なんです。この委託料のところを浪江診療所と仮設津島診療所を比べてみますと、医師委託料とかいろんなものが出ているんですけども、津島診療所には、理学療法士委託料、薬剤師委託料が津島のみに計上されておりまして、浪江のほうはそれが計上されていないと。多分、津島診療所と浪江診療所というのは内容的にはそんなにこれ変わらない診療所と思っているんですけども、ここで津島だけにあって、浪江にない理由があれば教えてください。ただ、浪江のみに、遠隔画像診療支援委託料というのが、これは津島になくて、浪江にあるんですけども、その辺の違いをちょっと説明いただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長。

○浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長（掃部関 久君） ご質問にお答えいたします。

まず、理学療法士委託料、それから、薬剤師委託料でございますが、こちらにつきましては、浪江診療所に薬剤師とかが来ていただけない状況になっております。この相双地域で薬剤師の数が不足しておりまして、薬剤管理を委託しようといういろいろ動いてはいるんで

すが、なかなかそれが追いついていない現状があります。理学療法士につきましてもそのような状況でございます。

それから、遠隔画像診断支援委託料でございますが、こちらにつきましては、津島診療所での利用がないということで、津島診療所のほうでは予算を取っていない状態でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第31号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第32号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第32号 令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第33号 令和4年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第33号 令和4年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第34号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第34号 令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第34号 令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第35号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第35号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第35号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第36号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第36号 令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第36号 令和4年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第37号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第37号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第37号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第38号 令和4年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第38号 令和4年度浪江町水道事業会計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
-

◎諮問第1号の質疑、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

本件に対する意見は、適任と認めるとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号に対する意見は、適任と認めるとすることに決定しました。

◎同意第1号の質疑、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第12、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 同意第1号 副町長の選任について、ご説明いたします。

本案は、小林弘典副町長が令和4年3月31日付で退任されることになりましたので、新たに後任の副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める成井祥氏の略歴については、同意第1号資料に記載のとおりであります。平成13年4月に福島県に入庁され、いわき地方振興局、総務部人事領域、商工労働部商工労働総室、農林水産部農林水産総室、福島県議会事務局を経て、現在は総務部財務総室総務課で活躍されており、県職員としての行政経験も豊富であり、実務経験を通じた知識を有しておりますので、当町の復旧・復興事業の推進に当たり、適切な判断を下し得る方であります。

このことから、副町長として適任であると考えておりますので議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第1号 副町長の選任についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎請願・陳情審査報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 請願第3号 仮称：浪江町歴史民俗資料館（アーカイブ施設）建設を求める請願書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐々木勇治君、登壇でお願いします。

〔文教・厚生常任委員会委員長 佐々木勇治君登壇〕

○文教・厚生常任委員会委員長（佐々木勇治君） 請願第3号 仮称：浪江町歴史民俗資料館（アーカイブ施設）建設を求める請願書の審査結果について説明します。

2011年の東日本大震災による原発事故に伴い、各学校、そして多くの家屋が解体されました。特に各家庭に保管保存されている貴重な文化遺産等は、家屋解体等により散逸や廃棄が進み、今後も歯止めがかからないことと推測されています。

現在町では、埋蔵文化財をはじめとする文化遺産等を保管保存すべく、収蔵庫新築事業が進められております。併せてふれあい交流センターでの展示も予定されております。

その上で、これらの施設と震災遺構である請戸小学校を含めた既

存施設の活用方法及び、建設改修費用・運営費用に係る財源確保を前提に、施設整備の実現に向け、長期的な構想で検討を進めるべきであると判断しました。そして、町の貴重な文化遺産等を大切に保管保存し、後世に伝え、残すことは、我々に課せられた責務であるため、本請願を委員全員一致で採択することとしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） それでは質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより請願第3号 仮称：浪江町歴史民俗資料館（アーカイブ施設）建設を求める請願書を採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第3号については採択することに決定しました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 請願第1号 『浪江町震災伝承アーカイブ施設』の設置に関する請願書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐々木勇治君、登壇でお願いします。

〔文教・厚生常任委員会委員長 佐々木勇治君登壇〕

○文教・厚生常任委員会委員長（佐々木勇治君） 請願第1号 『浪江町震災伝承アーカイブ施設』の設置に関する請願書の審査結果につ

いて説明します。

請願第3号と重なる部分がありますが、先ほどの請願内容に加え、施設が担う役割についても詳細に請願されております。今後、いただいた請願事項が実現できるよう、執行部においては努力・検討を重ねるべきであると判断いたしました。よりよい施設の整備ができるよう、委員全員一致で採択とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより請願第1号 『浪江町震災伝承アーカイブ施設』の設置に関する請願書を採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第1号については採択とすることに決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 請願第2号 東京電力福島第一原発事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める請願を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐々木勇治君、登壇でお願いします。

〔文教・厚生常任委員会委員長 佐々木勇治君登壇〕

○文教・厚生常任委員会委員長（佐々木勇治君） 請願第2号 東京電力福島第一原発事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める請願の審査結果について説明します。

震災から10年以上が経過しましたが、いまだに避難生活を強いられている方、あるいは帰還困難区域の方々もたくさんおります。

よって復興も道半ばであることから、被災者に対する医療・介護費用については、減免措置を継続すべきだと委員全員一致で採択とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより請願第2号 東京電力福島第一原発事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める請願を採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第2号については採択とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、発委第1号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） それでは、提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、平本佳司君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員会委員長 平本佳司君登壇〕

○議会運営委員長（平本佳司君） 会議規則改正の提案説明を申し上げ

ます。

会議資料のペーパーレス化及び議員活動や事務の効率化を図る目的で、本会議等においてタブレット端末機器を導入するに当たり、所要の改正を行うものであります。

なお、内容につきましては、先ほど事務局長説明のとおりでございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第1号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、発議第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める意見書(案)を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野則夫君、登壇でお願いします。

7番、紺野則夫君。

〔7番 紺野則夫君登壇〕

○7番（紺野則夫君） 提案理由を説明申し上げます。

事務局の朗読のとおりでございますけれども、改めて、私のほうから提案理由を申し上げます。

原発事故避難から11年が経過した今も、ほとんどの町民は町外への避難を余儀なくされ、経済的不安、健康不安を抱えながらの生活であり、今を生きることが精一杯の状況にあることは確かであります。今後ますます生活困窮が予測され、医療費・介護費の負担が生活費に重くのしかかってくることは明白であります。医療費・介護費の無料化の継続は町民にとって切実なる願いであります。

国は、原発事故の加害者として被害者である浪江町民に対し、医療費・介護費の無料化を継続するための財政支援は当然であり、責務であることの理由から提案するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者の医療・介護費用の減免措置継続を求める意見書(案)を採決します。

採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る３月３日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分反映させてまいりたいと考えております。

また、このたびの一般質問では、復興事業の整備された各施設等の活用方針や運営方法に対するご質問、今後のまちづくりにおける重要課題や生活支援等について、ご提案を含め、ご質問をいただきました。

いずれも大変重要なものであり、町として真摯に受けとめ、今後の町政執行に活かしてまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災から11年が経過いたしました。

山積する多くの課題がある中、持続可能なまちづくりを実現するため、令和４年度当初予算につきましては、８点の重点施策を意識し、編成をさせていただきました。

１点目は、農林水産業の再興、新たな産業と雇用の創出であります。

２点目は、子育て環境・学校教育・生涯学習環境の充実。

３点目は、帰還困難区域の再生。

４点目は、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備。

５点目は、防災・安全の強化。

６点目は、ゼロカーボンシティの推進。

７点目は、健康づくりの推進。

８点目は、帰還支援及び移住定住の推進であります。

これらにつきましては、非常に重い課題ではありますが、解決に向けて前進し、魅力的なまちとなりますよう、議員各位におかれては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

追加提案をさせていただきました、副町長の同意案件につきまし

ても、ご承認を賜り誠にありがとうございました。

成井氏には、これまでの経験を十分に生かし当町復興のためその手腕を発揮していただきたいと考えております。

そして、３年間にわたり副町長として在任いただきました小林氏には、その豊かな経験と識見に基づき、解除後の激動の町政執行に、多大なるご貢献をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

帰任後の一層の活躍をご祈念するとともに、引き続き、当町に特段のご関心をしていただければ幸いです。

なお、予算整理のため、令和３年度一般会計及び特別会計の最終補正については、３月末で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和４年３月１５日。浪江町長、吉田数博。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和４年浪江町議会３月定例会を閉会します。

（午前 ９時４５分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 高 野 武

署 名 議 員 渡 邊 泰 彦

署 名 議 員 松 田 孝 司